

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
神戸医療未来大学

目 次

．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等.....	1
．沿革と現況.....	3
．評価機構が定める基準に基づく自己評価.....	8
基準 1．使命・目的等.....	8
基準 2．学生.....	14
基準 3．教育課程.....	42
基準 4．教員・職員.....	55
基準 5．経営・管理と財務.....	66
基準 6．内部質保証.....	75
．大学が独自に設定した基準による自己評価.....	81
基準 A．地域や社会との連携.....	81
．特記事項.....	87
．法令等の遵守状況一覧.....	88
．エビデンス集一覧.....	101
エビデンス集（データ編）一覧.....	101
エビデンス集（資料編）一覧.....	102

・建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的

本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に則り、人と環境に優しい福祉の心をもった人材を国際色豊かに育むことを目的とする。(学則第1条)

本学では開学以来、学校法人都築学園の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を重視した教育を行っている。人間における第一義的特性とは、他と区別されるオンリーワンの特徴的長所、美点、得意面等を意味し、人にはそれぞれ生来その人に固有の「個性」が賦与されている。高等教育においては、「個性」はすなわち「専門性」として位置づけられ、高等教育において身につけた高度化されると同時に社会化された、学術的な専門領域や専門分野を「個性」と定義することができる。同時に「個性の伸展による人生練磨」は、単に高等教育における専門性の修得に終わることなく、生涯を通して自己実現を達成していく精神を意味している。

本学は、専門性を重視する教育を基本とし、専門性を育み、そして天職として自己の人生の社会的使命を自覚することを目指すとともに、さらには、「個性」の持つ独自性のみが可能とする独創性や独創力に最も高い価値を置いた教育を実践することが使命であると考えている。

さらに本学では、この建学の精神を具現化すべく、教育理念として「青年は、次代創造の源泉である。その個性を伸展し、人間と社会と地球に福祉的未来を実現する」を掲げている。

これらの教育理念、使命・目的に基づいて本学は、社会福祉、心理、健康、体育、経営等の専門家としての知識と技術に加え、豊かな人間性を養成することを目的とし、「相手のこころを理解し、受け入れ、ともに生きていこうとする「こころの福祉」を目指し、「これからの社会を力強くリードしていく力をもった人材を育成」することとしている。

本学では、建学の精神及び教育理念を具現化するために、健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科を、人間社会学部に未来社会学科及び経営データビジネス学科を設置している。各学科の人材養成の目的(教育目的)は表 -1-1 の通り定めている。

表 -1-1. 人材養成の目的(教育目的)

健康スポーツ学部 健康スポーツコミュニケーション学科
健康・スポーツ分野における必要な知識と実践方法を習得し、専門領域のスキルを高め、教育分野の指導者のみならず生活の質の維持・向上のために幅広い年齢層を対象とした適切な健康・運動の指導ができる人材を育成することを目的とする。
人間社会学部 未来社会学科
社会に現存する諸問題に関心を高め、それらを社会学・社会福祉学・心理学等を中心とした社会科学の視座から理解・分析することにより、人と社会の多様性を理解するとともに、広く人と社会の未来を構想する能力を身につけた人材を育成することを目的とする。

人間社会学部 経営データビジネス学科

人間と社会の関係や人間と組織の関係に関わる知識、社会調査のスキルなどを活用することにより、さまざまな社会現象に潜む課題、営利・非営利の組織が抱える課題を発見・分析・解決する能力を身につけた人材を育成することを目的とする。

2. 大学の個性・特色

(1) あらゆる職業に必要な福祉マインドとコミュニケーション能力の育成

本学は、開学時に社会福祉を中心とした大学として開設されたことから、現在に至るまで、福祉マインド、すなわちコミュニケーション能力やそれを活かすための専門教育に力点を置いてきた。これらの知識や技術は、すべての人の幸せの実現のためであり、すべての人の生活の質の維持・向上である。人のこころを理解し、受け入れ、ともに生きていこうとする「福祉マインド」は単に「やさしい心」「思いやりの心」の意味ではなく、それぞれの人間の価値を踏まえて役割を実行するために必要な素養である。

本学では、よりよい社会を実現するためには人間の多様性や一人ひとりのもつ価値観や幸福感を受け止め、理解することが必要と考え、相手のニーズや要望を汲み取るべく、社会学・社会福祉学、体育学などの学問分野を大切にしてきた。

(2) 地域に根差した大学

地方に位置し、地域に根差した大学として、学生、教職員ともに地域連携事業やボランティア活動、専門性を生かした提言等に積極的に参画することにより、地域のニーズに応えている。

大学と地域との関わりとしては、従来から地域住民に向けて公開講座を開催し、本学の教育研究資源の還元を図ってきた。近年では、福崎町との連携協定による活動の一環として令和5(2023)年度より福崎町老人大学に「健康科学部」を創設し、本学の教員が年間を通して健康増進に関する講義を展開している。

また、健康スポーツコミュニケーション学科では、教員と有志学生により実施する「親子運動教室」や「学童運動教室」を長年に渡り運営している。加えて、両教室は、福崎町健康づくり推進協議会の取り組みとしての連携にも貢献している。

未来社会学科では、「未来社会論」の授業で、福崎町における社会資源の調査活動を実施するとともに、本学の教員と有志学生が定期的に運営する「オレンジカフェ結」(認知症カフェ)を通じた地域住民との交流を導入している。

上記のような取り組みを通じ、地域に根差した大学としての地域貢献を果たし、かつ、地域貢献活動に学生が参加することにより、学生のコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、調整能力、対人関係構築能力等の基本的能力の育成を図っている。

(3) 積極的な留学生の受け入れと国際交流

大阪天王寺キャンパスには経営データビジネス学科を設置しており、平成22(2010)年度から留学生を積極的に受け入れてきた。経営、データサイエンス、福祉を学び、卒業後、起業を目指すために入学してくる留学生が増えてきた。単に日本語能力を高めて経営学を修得するだけでなく、日本のビジネスモデルを学修し、そのノウハウをもって

母国でビジネスを展開したいと考えている学生から選ばれていることが特色といえる。「こうべ未来国際文化交流会」は、神戸医療未来大学国際交流センターが留学生と協同して運営するウェブサイトである。本学でのキャンパスライフや地域社会との連帯を留学生の母国や世界に向けて情報発信している。

．沿革と現況

1．本学の沿革

本学は、平成 12（2000）年 4 月、社会福祉分野の人材養成を目的とする「近畿福祉大学」として開学した。開学当初の学部・学科は、社会福祉学部の 1 学部、学科は、「社会福祉学科」（入学定員 200 人）、「介護福祉学科」（入学定員 100 人）、「福祉産業学科」（入学定員 200 人）の 3 学科であった。

平成 16（2004）年 4 月に社会福祉学部に「福祉心理学科」（入学定員 100 名）を開設し、福祉産業学科の入学定員 200 人を 100 人へと変更した。

その後、平成 20（2008）年 4 月に社会福祉学科の名称を「生活医療福祉学科」に変更し、福祉心理学科の名称を「臨床福祉心理学科」に変更した。これに伴い、大学の名称を近畿福祉大学から「近畿医療福祉大学」へと変更した。また、福祉産業学科（入学定員 100 人）の学生募集を停止し、「福祉健康スポーツ学科」（入学定員 100 人）を開設した。

平成 21（2009）年 4 月に志願者が減少した介護福祉学科（入学定員 100 人）の学生募集を停止し、「経営福祉ビジネス学科」（入学定員 100 人）を開設した。

平成 22（2010）年 4 月、大阪天王寺キャンパスを開設し、経営福祉ビジネス学科の入学定員を 100 人から 150 人に変更した。姫路キャンパスの生活医療福祉学科の入学定員を 200 人から 150 人に変更した。

平成 23（2011）年 4 月、福祉健康スポーツ学科（入学定員 100 人）の学生募集を停止し、「健康スポーツコミュニケーション学科」（入学定員 100 人）を開設した。

平成 25（2013）年 4 月、大学の名称を近畿医療福祉大学から「神戸医療福祉大学」に変更した。大学本部のある姫路キャンパスに加えて、大阪天王寺キャンパスを開設したことにより、姫路キャンパスと大阪天王寺キャンパスの中間に位置する「神戸」を大学名称に使用した。また、「社会福祉学科」（入学定員 250 人）を開設するとともに、生活医療福祉学科（入学定員 150 人）及び臨床福祉心理学科（入学定員 100 人）の募集を停止し、学科構成を見直した。さらに経営福祉ビジネス学科の入学定員を 150 人から 100 人に変更し、健康スポーツコミュニケーション学科も入学定員を 100 人から 50 人に変更した。

平成 27（2015）年 4 月、社会福祉学部の健康スポーツコミュニケーション学科の入学定員を 50 人から 100 人へ変更し、社会福祉学科の入学定員を 250 人から 200 人へと変更した。

平成 29（2017）年 4 月、社会福祉学科の入学定員を 200 人から 170 人へと変更し、経営福祉ビジネス学科の入学定員を 100 人から 130 人へと変更した。

令和 2（2020）年 4 月、社会福祉学部の学部名称を「人間社会学部」に変更した。同時に社会福祉学科の入学定員を 170 人から 120 人へと変更し、健康スポーツコミュニケーション学科の入学定員を 100 人から 150 人へと変更した。

神戸医療未来大学

令和3(2021)年4月、健康スポーツコミュニケーション学科の入学定員を150人から180人へと変更し、経営福祉ビジネス学科の入学定員を130人から100人へと変更した。

令和4(2022)年4月、大学の名称を神戸医療福祉大学から「神戸医療未来大学」に、社会福祉学科の名称を「未来社会学科」へと変更した。

令和5(2023)年4月、経営福祉ビジネス学科を「経営データビジネス学科」に名称変更した。

令和6(2024)年4月、人間社会学部健康スポーツコミュニケーション学科の募集を停止し、「健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科」を開設した。

本学の沿革

平成12(2000)年4月	近畿福祉大学開学 社会福祉学部(入学定員) (収容定員) 社会福祉学科 200人 800人 介護福祉学科 100人 400人 福祉産業学科 200人 800人
平成16(2004)年4月	社会福祉学部福祉心理学科(入学定員100人)設置 入学定員の変更 福祉産業学科 200人 100人
平成20(2008)年4月	近畿福祉大学から近畿医療福祉大学に名称変更及び 学科名称変更・設置 社会福祉学科 生活医療福祉学科 福祉心理学科 臨床福祉心理学科 福祉健康スポーツ学科(入学定員100人)設置 福祉産業学科(入学定員100人)募集停止
平成21(2009)年4月	社会福祉学部に経営福祉ビジネス学科(入学定員100人) 設置 介護福祉学科(入学定員100人)募集停止
平成22(2010)年4月	大阪天王寺キャンパスを開設、 経営福祉ビジネス学科大阪天王寺キャンパスを開設 社会福祉学部の2学科、入学定員の変更 経営福祉ビジネス学科 100人 150人 生活医療福祉学科 200人 150人
平成23(2011)年4月	社会福祉学部健康スポーツコミュニケーション学科(入学定員100人) 設置 福祉健康スポーツ学科(入学定員100人)募集停止

神戸医療未来大学

平成 25 (2013) 年 4 月	近畿医療福祉大学から神戸医療福祉大学に名称変更 社会福祉学部の入学定員変更 500 人 400 人 社会福祉学部に社会福祉学科 (入学定員 250 人) 設置 社会福祉学部の 2 学科、入学定員の変更 経営福祉ビジネス学科 150 人 100 人 健康スポーツコミュニケーション学科 100 人 50 人 生活医療福祉学科 (入学定員 150 人) 募集停止 臨床福祉心理学科 (入学定員 100 人) 募集停止
平成 27 (2015) 年 4 月	社会福祉学部の 2 学科、入学定員の変更 健康スポーツコミュニケーション学科 50 人 100 人 社会福祉学科 250 人 200 人
平成 29 (2017) 年 4 月	社会福祉学部の 2 学科、入学定員の変更 社会福祉学科 200 人 170 人 経営福祉ビジネス学科 100 人 130 人
令和 2 (2020) 年 4 月	社会福祉学部を人間社会学部に名称変更 入学定員の変更 社会福祉学科 170 人 120 人 健康スポーツコミュニケーション学科 100 人 150 人
令和 3 (2021) 年 4 月	人間社会学部の 2 学科、入学定員変更 健康スポーツコミュニケーション学科 150 人 180 人 経営福祉ビジネス学科 130 人 100 人
令和 4 (2022) 年 4 月	神戸医療福祉大学から神戸医療未来大学に名称変更 社会福祉学科を未来社会学科 (入学定員 120 人) に 名称変更
令和 5 (2023) 年 4 月	経営福祉ビジネス学科を経営データビジネス学科 (入学 定員 100 人) に名称変更
令和 6 (2024) 年 4 月	健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科 (入学定員 180 人) 設置 人間社会学部健康スポーツコミュニケーション学科 (入学定員 180 人) 募集停止

神戸医療未来大学

2. 本学の現況

・大学名 神戸医療未来大学

・所在地 姫路キャンパス：兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田 1966 番地の 5
大阪天王寺キャンパス：大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻 2 丁目 1-4

・学部構成

単位：人

学 部	学 科	入学定員	収容定員
健康スポーツ学部	健康スポーツコミュニケーション学科	180	720
人間社会学部	未来社会学科	120	480
	経営データビジネス学科	100	400

・学生数 令和6（2024）年5月1日現在

単位：人

学 部	学 科	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
健康スポーツ学部	健康スポーツ コミュニケーション学科 (令和6年度開設)	83				83
人間社会学部	未来社会学科	56	20	24	40	140
	健康スポーツ コミュニケーション学科 (令和6年度募集停止)		68	58	89	215
	経営データビジネス学科	225	73	46	88	432
合 計		364	161	128	217	870

神戸医療未来大学

・教員数 令和6(2024)年5月1日現在

単位：人

学 部	学 科	教授	准教授	講師	助教	助手	計
健康スポーツ学部	健康スポーツ コミュニケーション学科	11	3	6	1	0	21
人間社会学部	未来社会学科	15	4	4	0	0	23
	経営データビジネス学科	6	2	2	0	0	10
合 計		32	9	12	1	0	54

・職員数 令和6(2024)年5月1日現在

単位：人

	正職員	嘱託職員	パート (アルバイト含む)	派遣	合計
人数	9	23	30	0	62
%	14.5%	37.1%	48.4%	0.0%	100.0%

・ 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1- 意味・内容の具体性と明確性

1-1- 簡潔な文章化

1-1- 個性・特色の明示

1-1- 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1- 1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1- 意味・内容の具体性と明確性

神戸医療未来大学の建学の精神は「個性の伸展による人生練磨」である。これは創設者の「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい」という言葉に由来している。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

大学の目的については学則第 1 条で「本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、建学の精神である『個性の伸展による人生練磨』に則り、人と環境に優しい福祉の心をもった人材を国際色豊かに育むことを目的とする」と明文化している。【資料 1-1-1】

本学は 2 学部（健康スポーツ学部・人間社会学部）3 学科（健康スポーツコミュニケーション学科・未来社会学科・経営データビジネス学科）で構成されており、学科ごとに表 1-1-1 のように人材養成の目的（教育目的）を定めている。【資料 1-1-3】

表 1-1-1. 人材養成の目的（教育目的）

健康スポーツ学部 健康スポーツコミュニケーション学科
健康・スポーツ分野における必要な知識と実践方法を習得し、専門領域のスキルを高め、教育分野の指導者のみならず生活の質の維持・向上のために幅広い年齢層を対象とした適切な健康・運動の指導ができる人材を育成することを目的とする。
人間社会学部 未来社会学科
社会に現存する諸問題に関心を高め、それらを社会学・社会福祉学・心理学等を中心とした社会科学の視座から理解・分析することにより、人と社会の多様性を理解するとともに、広く人と社会の未来を構想する能力を身につけた人材を育成することを目的とする。
人間社会学部 経営データビジネス学科
人間と社会の関係や人間と組織の関係に関わる知識、社会調査のスキルなどを活用することにより、さまざまな社会現象に潜む課題、営利・非営利の組織が抱える課題を発見・分析・解決する能力を身につけた人材を育成することを目的とする。

1-1- 簡潔な文章化

大学の建学の精神、大学の教育理念、人材養成の目的は、上記の通り簡潔に文章化されており、学生便覧、大学案内、ホームページ上で公表されている。【資料 1-1-2】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

1-1- 個性・特色の明示

大学の目的は学則第 1 条に定められ、それに基づき各学部学科の人材養成の目的を学則第 4 条第 2 項に示している。これらを教育課程、学生支援、キャリア形成支援等の大学活動に関連づけて、教育活動を実施している。留学生に対しても、修学指導を始め学生生活全般に渡るきめ細やかな指導が本学の特色となっている。これは建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に則り、「人と環境に優しい福祉の心をもった人材を国際色豊かに育む」という本学の目的に沿ったものであり、これこそが本学の個性・特色となるものである。【資料 1-1-1】【資料 1-1-3】

1-1- 変化への対応

建学の精神は、大学の教育の目的の原点として根幹を成すものであり、引き続きこれを堅持し、それらに基づいた教育活動を展開する。

一方本学では、高等教育全般を取り巻く社会情勢及び高等教育に対する社会からのニーズの変化の渦に対応するべく、近年は学部学科の名称や学科構成の見直しを通して大学全体の改編を続け、たゆまぬ教育の質の向上を図っている。

具体的には、令和 2 (2020) 年 4 月より社会福祉学部の名称を「人間社会学部」へ変更し、社会学・社会福祉学を基礎としながら健康・スポーツ科学、心理学、経営学といった多様な領域に広がる本学の教育の特色と方向性を学部名称に反映した。

その後、令和 4 (2022) 年 4 月に大学の名称を神戸医療福祉大学から「神戸医療未来大学」へ変更するとともに、社会福祉学科の名称を「未来社会学科」へと変更した。その際、新たに社会学や経済学に関する科目、データ分析に関する科目(「社会調査士」資格に対応した科目)を未来社会学科の教育課程に取り入れた。さらに、令和 6 (2024) 年度入学生より介護福祉士及び保育士の養成を停止して現在に至っている。

令和 5 (2023) 年 4 月には経営福祉ビジネス学科の名称を「経営データビジネス学科」へと変更するとともに、データサイエンス領域の科目や国際的な視野を育む科目等を教育課程に取り入れ、学修内容の拡充を図った。

また、健康スポーツコミュニケーション学科においては、令和 5 (2023) 年度入学生より新たに ICT とスポーツの融合を理解する科目や、人々の健康を支える多様な視点を養うことを目的として栄養学や心理学に関連する科目、野外活動(キャンプ、ウィンタースポーツ、マリンスポーツ)やエアロビック等の多様なスポーツ実技科目を教育課程に取り入れ、学修内容の拡充を図ってきた。その後、人間社会学部に設置していた健康スポーツコミュニケーション学科を母体として、令和 6 (2024) 年 4 月より届出により「健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科」を開設し、現在に至っている。

近年はこのように大学全体の大きな改編を続けているが、その際は教育課程の一部を

再編するとともに、人材養成の目的、三つのポリシー等について見直しを図り、必要な手続きを経て学則等へ反映している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、大学の使命・目的は、大学教育の基礎となる考えであるため、これらを基盤として三つのポリシーや養成する人材像を構築し、それらに適合する形で教育の充実を図っている。そのため、教育課程や養成する人材像が、大学の使命、目的と合致しているかについて自己点検・質保証委員会を核として自己点検を行い、たゆまぬ教育研究の質の向上を図り、大学改革を推し進めていく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】神戸医療未来大学学則第 1 条

【資料 1-1-2】学生便覧表紙裏ページ

【資料 1-1-3】神戸医療未来大学学則第 4 条

【資料 1-1-4】神戸医療未来大学大学案内（CAMPUS GUIDE 25'）

【資料 1-1-5】大学ホームページ内「建学の精神・沿革」掲載画面

（<https://www.kinwu.ac.jp/about/spirit/>）

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2- 役員、教職員の理解と支持

1-2- 学内外への周知

1-2- 中長期的な計画への反映

1-2- 三つのポリシーへの反映

1-2- 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1・2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2- 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的、人材養成の目的は、それぞれ学則に規定している。学則の制定・改正は、教授会等の議を経て学長が案を決定し、理事会の承認を得ている。これらの審議の段階で、本学の使命・目的、人材養成の目的などの本学にとっての重要事項について学科会議、教務委員会等の場で教職員によって検討される。その後、教授会における審議、学長の意思決定を経て最終的に理事会において決定される。こうした一連の過程において、役員・教職員に理解され、支持を得る仕組みとなっている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

理事会や教授会等の審議体で決定された事項の全教職員への周知については、教員は学科会議を通じて、職員は事務長から各課長へ、課長から各課員への伝達を通じて行っている。

1-2- 学内外への周知

大学の目的及び各学科の人材養成の目的については学生便覧、ホームページ等で公表し、学内外への周知を図っている。特に建学の精神については、大学ホームページにおいてその目指すところをより具体的に明示している。在学生に向けては、本学の建学の精神や教育理念等を学生便覧に掲載し日常的に確認できるように配慮するとともに、毎年4月のオリエンテーション時に説明することで周知を図っている。また、入学式や学位記授与式における学長告辞には、建学の精神や教育理念等が反映されている。【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

その他、大学教育の礎となる建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパスの要所に掲示することにより、学生や教職員、来学者への浸透を図っている。【資料 1-2-6】

1-2- 中長期的な計画への反映

本学では5カ年の中期計画（経営改善計画、令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）を策定し、理事会で決定している。中期計画の策定の際には、大学の建学の精神、人材養成の目的に沿いながら各部署において前年度の計画の進捗状況と、それらを踏まえた次年度の計画を自己点検・質保証委員会において取りまとめ、PDCAサイクルが適切に循環するよう計画している。【資料 1-2-7】

1-2- 三つのポリシーへの反映

三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）の策定及び改定に際しては、学則に明示した各学科の人材養成の目的を基に、学科会議、教務委員会（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）、入学試験委員会（アドミッション・ポリシー）及び自己点検・質保証委員会といった組織体で協議し、教授会の審議、理事会における承認を経ている。

具体的には、本学では令和4（2022）年4月より社会福祉学科の名称を「未来社会学科」へ、令和5（2023）年4月より経営福祉ビジネス学科の名称を「経営データビジネス学科」と変更したが、その際に学科会議、教務委員会、入学試験委員会、及び教授会において3つの学科それぞれにおける三つのポリシーの妥当性を検証し、それぞれ一部を改定している。

1-2- 教育研究組織の構成との整合性

本学が設置する2学部（健康スポーツ学部・人間社会学部）3学科（健康スポーツコミュニケーション学科・未来社会学科・経営データビジネス学科）は、いずれも社会学・社会福祉学を基礎としながら経営学や体育学等の学問分野を包摂した実学志向の学科であり、学則第1条に明示した大学の目的に合致したものである。各学科の人材養成の目的を達成するため、人材養成の目的に即した教育課程を編成し、その実施に適合する教育研究組織を構成している。

また、各学科ではそれぞれの人材養成の目的に基づくディプロマ・ポリシーとカリキュラムとの関係について、それらの整合性を検討している。特に前述した大学名称及び

学科名称の変更の際には、改めて三つのポリシーの実現に向けた教育研究組織とカリキュラムの整合性について再検討した。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

役員、教職員の理解、学内外への周知は徹底、共有化されており、大学の目的及び人材養成の目的を反映した三つの方針が定められ有効に機能している。今後も現体制を推進すると同時に、必要に応じて見直しを行う。また、PDCA サイクルの循環を維持し、教育活動の改善に取り組んでいく。

今後は収容定員の適正化及び入学者の増加に対応して、令和 7（2025）年度に健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科の入学定員 180 人（収容定員 720 人）を入学定員 100 人（収容定員 400 人）に、人間社会学部未来社会学科の入学定員 120 人（収容定員 480 人）を入学定員 80 人（収容定員 320 人）に変更する。また、人間社会学部経営データビジネス学科の入学定員 100 人（収容定員 400 人）を入学定員 220 人（収容定員 880 人）に変更する計画である。

加えて令和 7（2025）年 4 月には、人間社会学部経営データビジネス学科においては、大阪天王寺キャンパスに加えて、大学本部のある姫路キャンパスで教育研究を行う計画である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-1】神戸医療未来大学学則第 1 条

【資料 1-2-2】神戸医療未来大学学則第 4 条

【資料 1-2-3】学生便覧表紙裏ページ

【資料 1-2-4】大学ホームページ内「大学の目的・教育研究の目的」（大学ホームページ内「情報公開」に掲載）（https://www.kinwu.ac.jp/_wp/wp-content/themes/kobeiryomirai/assets/files/info/goal.pdf）

【資料 1-2-5】大学ホームページ内「建学の精神・沿革」掲載画面（<https://www.kinwu.ac.jp/about/spirit/>）

【資料 1-2-6】「建学の精神」揭示例（姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパス）

【資料 1-2-7】学校法人都築学園中期計画（経営改善計画）（令和 4 年度～8 年度）

[基準 1 の自己評価]

建学の精神及び大学の使命・目的等について、適切に明示され、学科ごとの人材養成の目的も学則に明示され、全学での理解が図られるとともに、ホームページへの公開などを通し学内外への周知がなされている。

大学の使命及び人材養成の目的は三つのポリシーへ反映されるとともに、教育研究組織との整合性が確保されており、その適切性・有効性が担保されている。近年は社会情勢や教育の変化に対応して教育課程の改編、大学名称・学部学科名称の変更届出が行われたが、その際にも適切に三つのポリシーを見直し、変更点を適切に学則や「目標とする人材養成」に反映し、学内外に周知している。

今後とも自己点検・評価活動を通じて、教育の質を常に点検するとともに、時代や社会の変化に対応し、社会が求める人材の育成に柔軟かつ迅速に取り組んでいく。

以上より、本学は基準 1 を満たしている。

基準 2 . 学生

2-1 . 学生の受入れ

- 2-1- 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1- アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1- 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2- 1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-1- 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーについては、建学の精神を踏まえたうえで、それぞれの学科の人材養成の目的 (教育目的) を基に策定され、学生便覧、学生募集要項、大学ホームページに明記されている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

本学のアドミッション・ポリシーは、表 2-1-1 の通りである。

表 2-1-1 アドミッション・ポリシー (入学者受入方針)

健康スポーツ学部
<p>健康スポーツ学部が求める入学者は、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理解し、健康・スポーツ分野への関心や他者とのコミュニケーションを尊重することのできる人物である。</p> <p>[健康スポーツコミュニケーション学科]</p> <p>健康スポーツコミュニケーション学科は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理解し、人間と社会にかかわる課題に関心が強く、健康とスポーツ分野を主体的・自律的に学び、人との関わりやコミュニケーションを尊重し実践していくための学修に取り組むことのできる人を求めます。</p>
人間社会学部
<p>人間社会学部が求める入学者は、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理解し、人間社会の発展に関心をもち、自分の能力を活かし、主体的に学ぶ意欲と自己の成長を目指す人物である。</p> <p>[未来社会学科]</p> <p>未来社会学科は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理解し、社会に存在する諸問題に関心を高め、それらを社会学・社会福祉学・心理学等を中心とした視点から理解・分析することにより、人と社会の多様性を理解するとともに、広く人と社会の未来を構想する能力を身につけることを目的とした人材を求めます。</p> <p>[経営データビジネス学科]</p> <p>経営データビジネス学科は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理解し、人間が織りなす社会現象や組織活動に関心が強く、情報などを活用して、持続的に発展する社会づくりに向けた学習に意欲的に取り組める人を求めます。</p>

2-1- アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿って、試験の実施要領、採点基準、出題科目、出題内容、採点基準等を入学試験委員会で策定している。

合否の判定については、入学者選抜委員会において試験問題の難易度などを考慮して基準を定め、厳正に運用している。

本学では多様な個性を持つ学生を受入れるため、受験生の能力や意欲を多角的に評価することを意図して、さまざまな実施区分により入学試験を行っている。

令和6(2024)年度入試は、表2-1-2に示した7つの区分で実施した。【資料2-1-2】

表2-1-2 入試実施区分(令和6(2024)年度)

区分	入試制度の概要
1. 総合型選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型(専願) 大学入学後も、学科の専門分野のみならず、様々な学修活動に主体性及び協働性を持って取り組む意欲のある者を対象としている。エントリーシート、面接及び調査書により総合的に判定する。 ・ スポーツ選抜型(専願) 原則として、大学入学後、高等学校在学中に続けてきた課外活動、もしくはその他部活動(クラブ・サークル等)を継続する意志のある者を対象としている。エントリーシート、面接及び調査書により総合的に判定する。
2. 学校推薦型選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定校(専願) 本学が指定する高等学校の学校長が推薦する生徒で、指定した評定平均値以上の者を対象としている。小論文、面接及び調査書により総合的に選抜する。 ・ 高大連携校(専願) 本学と高大連携協定を締結した高等学校の学校長が推薦する生徒を対象としている。調査書の評定平均値の基準は設けず、面接及び調査書により総合的に選抜する。 ・ 公募制(専願型/併願型) 高等学校卒業または卒業見込みの生徒で、高等学校の学校長が推薦する生徒に対して、小論文、面接及び調査書により総合的に選抜する。専願型と併願型を設けている。
3. 一般入試	<p>1期、2期の2回実施する。</p> <p>1期は国語と英語(2教科2科目)、2期は国語(1教科1科目)によって選抜する。</p>
4. 特別選抜：編入学試験 (2年次/3年次)	<p>本学が定める2年次/3年次編入学の出願資格・要件を満たしたものに對して、エントリーシート、面接及び書類選考によって総合的に選抜する。</p>
5. 特別選抜：社会人	<p>本学が定める2年次/3年次編入学の出願資格・要件を満たしたも</p>

入試	のに対して、エントリーシート、面接及び書類選考によって総合的に選抜する。
6. 留学生入試	<p>外国の国籍を有し、出入国管理及び難民認定法において大学入学に支障のない在留資格を有する者または入学時まで取得する見込みのある者に対して、書類選考、筆記試験（日本語科目）及び面接により総合的に選抜する。</p> <p>書類選考においては、在籍または出身学校での出席状況を重視する。下記のいずれかに合格、または基準の得点を得たものに対しては、筆記試験を免除とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験（JLPT）：N2 以上 ・日本留学試験（EJU）日本語科目（「記述」を除く）：210 点以上 ・日本語能力試験（JPT）：525 点以上 ・実用日本語検定（J.TEST）：A-C レベル以上（600 点以上）
7. 留学生編入学入試	外国の国籍を有し、出入国管理及び難民認定法において大学入学に支障のない在留資格を有する者または入学時まで取得する見込みのある者で、本学が定める編入学の出願条件を満たした者に対して、書類選考、筆記試験（日本語科目）及び面接により総合的に選抜する。

遠隔地からの受験に対応するため、令和 4（2022）年度入試より、インターネットを用いたオンライン入試を導入している。オンライン入試の実施に当たっては、受験の公平性を担保するのはもちろんのこと、インターネットの通信環境を確保する観点から受験前の通信環境の確認を行うなど、適切な実施体制を構築している。【資料 2-1-2】

入試問題の作成にあたっては、すべての出題を本学の専任教員が担当している。入試問題については、作成、点検及び校正、印刷までに至る全ての工程を学内で実施しており、厳正に管理している。

学生募集要項の作成及び入試の実施については、入学試験委員会が統括し、アドミッションオフィスがその事務を担当している。入試の実施にあたっては、入試実施要領及び実施業務マニュアルを作成し、それぞれの入試に先立って実施する入試担当者説明会において内容を周知することにより、適正かつ公正な試験実施体制を整えている。

2-1- 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生の受入れに関しては、特に令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度にかけての入学者の減少が著しく、その後も定員の未充足の状態が続いている（表 2-1-3、表 2-1-4 参照）。

神戸医療未来大学

表 2-1-3 入試結果の推移（過去 5 年間）

入学年度			令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
健康スポーツ学部	健康スポーツ コミュニケーション学科 (令和 6 (2024) 年度開設)	志願者	92
		受験者	92
		合格者	91
		入学者	83
		定員	180
		充足率	46.1%
人間社会学部	未来社会学科	志願者	112	56	31	21	70
		受験者	107	55	31	21	69
		合格者	105	52	31	21	67
		入学者	77	43	25	19	56
		定員	120	120	120	120	120
		充足率	64.2%	35.8%	20.8%	15.8%	46.7%
	健康スポーツ コミュニケーション学科 (令和 6 (2024) 年度入学生より 募集停止)	志願者	145	109	94	80	.
		受験者	145	109	93	80	.
		合格者	145	109	92	79	.
		入学者	130	101	80	73	.
		定員	150	180	180	180	.
		充足率	86.7%	56.1%	44.4%	40.6%	.
	経営データ ビジネス学科	志願者	279	196	63	98	271
		受験者	271	190	62	98	261
		合格者	158	129	58	91	238
		入学者	142	105	56	77	225
		定員	130	100	100	100	100
		充足率	109.2%	105.0%	56.0%	77.0%	225%
合計			349	249	161	169	364
入学定員			400	400	400	400	400
入学定員充足率			87.3%	62.3%	40.3%	42.3%	91.0%

令和 6 (2024) 年度入試より、総合型選抜の入試区分において、総合型に加えスポーツ選抜型を新たに導入した。また学校推薦型選抜においては、令和 5 (2023) 年度入試から高大連携校入試 (1 期・2 期) を新たに導入した。一方で令和 6 (2024) 年度入試より、入学者が見込めなかった共通テスト利用入試を廃止した。このように、入試制度を常に見直し、改善を図ってきた。また、新たにオンライン入試を取り入れ、志願者が受験しやすい環境の整備に努めてきた。

表 2-1-4 学科別在籍者数推移（各年 5 月 1 日現在）

学部	学科	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
健康スポーツ 学部	健康スポーツ コミュニケーション 学科	83
人間社会 学部	未来社会学科	300	265	198	150	140
	健康スポーツ コミュニケーション 学科	335	365	360	327	215
	経営データ ビジネス学科	498	484	399	327	432
合計		1,133	1,114	957	804	870
収容定員		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
収容定員充足率		70.8%	69.6%	59.8%	50.3%	54.3%

学生募集に関する活動については、以下のような取り組みを行っている。教職員一体となって高校訪問・日本語学校訪問を定期的に行い、高校・日本語学校の進路指導担当教員・各学年の担任教員・部活動の顧問教員と情報を交換するとともに、高校や日本

語学校の進学ニーズを把握する。高校生を対象とした校内・校外における進学相談会に積極的に参加し、本学の擁する社会学・心理学・社会福祉学・健康スポーツ学・経営学などの学問分野についての説明の機会を持つとともに、模擬授業・体験授業を提供することで、本学の教育上の特色のほか入試制度についても周知する機会を持っている。

高校生や留学生の入学に対する関心を高め、保護者からも理解を得るとともに、本学の魅力を PR する機会として、姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパスそれぞれでオープンキャンパスを開催している。高校を対象とした出前授業を用意し、健康・スポーツ、コミュニケーション、心理・福祉、社会・経済、国際・日本語の学問分野からテーマを選択できる講義のほか、部活動の監督・コーチによるコーチング指導や技術指導の授業を提供し、その機会に本学の PR を実施している。大学ホームページ及び大学案内冊子を大幅に刷新し、大学の学科紹介、教育紹介、施設紹介、クラブ・サークルの内容、学生支援体制、就職活動支援体制、入試制度、地域連携・社会貢献、国際交流などをわかりやすく情報発信し、学生の興味関心に合わせて常時これらの情報に触れられるように修正した。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】

学生募集に関する方針は年に数回実施する広報戦略会議（広報活動に関する連絡会）で共有され、教職員の意識の統一を図るとともに、具体的な広報手段について教職員で効果的な方策を検討している。

こうした入試制度の改善や学生募集活動の結果、令和 6（2024）年度入試において、健康スポーツコミュニケーション学科の志願者数は、令和 5（2023）年度入試の 80 人（男性 73 人、女性 7 人）から 92 人（男性 87 人、女性 5 人）へと増加した。また未来社会学科の志願者数は、令和 5（2023）年度入試の 21 人（男性 8 人、女性 13 人）から、70 人（男性 40 人、女性 30 人）へと増加した。経営データビジネス学科の志願者数は、令和 5（2023）年度入試の 98 人（男性 51 人、女性 47 人）から、271 人（男性 149 人、女性 122 人）へと増加した。入学者は、健康スポーツコミュニケーション学科では 83 人（令和 5（2023）年度に比べ 10 人増）、未来社会学科では 56 人（令和 5（2023）年度に比べ 37 人増）、経営データビジネス学科では 225 人（令和 5（2023）年度に比べ 148 人増）となった。

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員・収容定員の未充足は、本学において最も重要な課題の一つである。令和 7（2025）年度入試においても、定員確保に向けて、高校訪問や進学相談会等への参加、オープンキャンパスの実施を始めとした学生募集活動を積極的に推進し、本学の教育の特色や入試制度等について一層の周知を図る。また、留学生の受け入れを促進するため、日本語学校等への訪問を積極的に行う。

令和 5（2023）年度入試から、学校推薦型入試区分において高大連携校入試（1 期・2 期）を新たに導入した。高大連携校は年々増加しており、今後は高大連携校からの出願の増加を図る取り組みを進める。今後も入試制度の見直しを検討し、志願者が受験しやすい環境の整備改善を図る。【資料 2-1-8】

こうした入試制度の改善は、主として入学試験委員会で担っているが、こうした方針は年に数回の広報戦略会議で共有を図っており、今後も継続する。

現在は入試区分別の入学者の学修成果や成績などの追跡調査を概略でしか行っていないが、IR 活動の一環として詳細に分析を行うことにより、本学の入学試験制度の妥当性について検証する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】学生便覧 1 ページ（アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-2】2024 年度学生募集要項

【資料 2-1-3】大学ホームページ内「情報公開」掲載画面

（<https://www.kinwu.ac.jp/about/information/>）

【資料 2-1-4】令和 5（2023）年度高校訪問・日本語学校訪問実施状況

【資料 2-1-5】令和 5（2023）年度進学相談会参加状況

【資料 2-1-6】令和 5（2023）年度オープンキャンパス実施状況

【資料 2-1-7】令和 5（2023）年度出前授業

【資料 2-1-8】高大連携締結校一覧（令和 6（2024）年 5 月現在）

2-2. 学修支援

2-2- 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2- TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2- 2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2- 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学における学修支援体制は、クラス担任やゼミ指導教員による個別支援をはじめとして、授業や成績評価、教育課程に関する事項は教学課が、学生生活全般に渡る事項は学生課が、実習や就職、資格取得に関する事項はキャリアサポートセンターが、施設や設備、学生寮に関する事項は総務課が主となって対応し、教員と職員の協働体制の下で構築されている(図 2-1-1 参照)。

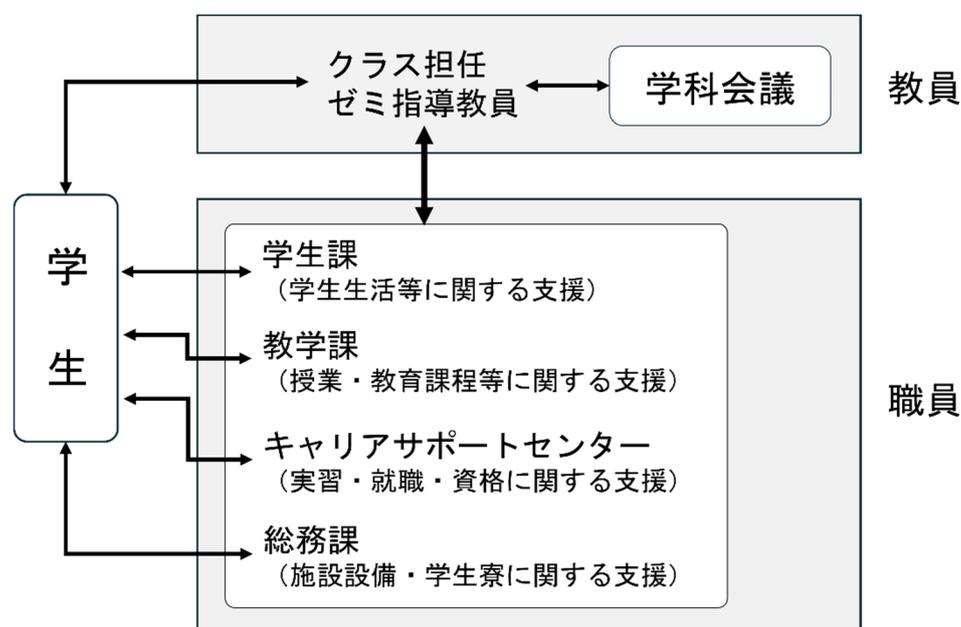


図 2-2-1 学生支援体制の概念図

それぞれの事項については、教務委員会・学生委員会・キャリアサポート委員会・教職課程委員会・実習委員会などの各種委員会が委員会規程に基づき主管し、学生に対する支援に当たっている。また教職協働の観点から、委員会には原則として教員と職員の双方が所属することとしており、教職の垣根を越えて学生の支援に当たる体制を整えている。

2-2- TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、学生の入学から卒業までに至る自主的な学修を重層的に支えるために、以下のような体制を整えている。

[クラス担任・ゼミ指導教員制度]

本学では全学的にクラス担任制度・ゼミ指導教員制度を導入し、学生に対して個別の学修支援を行っている。1年生・2年生にはクラス担任が、3年生・4年生にはゼミ指導教員（「卒業研究」「卒業研究」担当教員）が配置され、それぞれの教員は学生からの相談に応じ、適切な助言・指導を与えている。ゼミ指導教員は、各学科の学生数と教員数の割合を考慮しながら学生の希望を尊重して決定され、3年次・4年次の2年間を通して学生の指導に当たっている。クラス担任は、1年生・2年生の2年間を通して持ち上がりで担当することを原則としている。

クラス担任やゼミ指導教員は、担当学生の修学指導（履修登録に関する指導と助言、授業の出席状況や成績に関する把握と指導、修学状況に関する保護者との連携など）、学籍に関する指導（学生が退学・休学・復学・転学科等を希望する際の指導と助言など）、学生生活全般に関わる相談への対応などを担当する。こうした役割は「担任業務マニュアル」に明記され、教員に周知されている。【資料 2-2-1】

[退学や休学に対する対応]

退学や休学につながる可能性がある授業欠席が続く学生の情報は、学生を担当とするクラス担任・ゼミ指導教員及び教学課・学生課が教学ポータルサイト（Active Academy Advance: 以下「AAA」という）を通して随時把握しており、クラス担任・ゼミ指導教員が対象学生に連絡して状況を確認し、面談等を行う。その情報は、原則として月に1回開催される各学科の学科会議において教員が共有し、必要に応じて学科長などを含めた組織的な対応を取っている。

退学や休学を願い出る学生に対しては、まずクラス担任やゼミ指導教員が相談を受け、退学希望の理由を聴取した上で、今後のアドバイスを行う。また、状況に応じて学部長、学生部長、学科長等による面談を行い、退学や休学に至る原因の把握に努め、退学者の抑止や今後の改善に役立てるようにしている。最終的には、学生本人と保護者の意思を尊重するが、熟慮を経ない退学は避けるようアドバイスすることを基本としている。休学には、体調不良等の要因に加え、学修の意味を見失った学生が短絡的に退学に至る前に、自らの立ち位置を確認するための期間とするケースがある。そのため休学期間中についても、必要に応じて担任が連絡を取っている。【資料 2-2-2】

また、各学科の学科会議においては、退学・休学を希望する学生の概況が報告され、教員はその時点における退学・休学希望者の現状を把握し、可能な対応を取ることができる。

留年の学生についても、他の学生と同様にゼミ指導教員が履修指導・進路指導を行うとともに、随時学修・学生生活に関わる相談に応じている。本学では進級制度を設けていないため、留年の要因は卒業要件を充足していないこと、休学期間が発生したことにより修業年限を満たさないことによるものである。

[入学前課題の実施]

本学では、すべての入学予定者に対し、入学後の学修に備えることを目的として「入学前課題」を課している。学科における学修に即した課題がそれぞれの学科ごとに作成

され、入学予定者へ送付する各種資料の中に封入される。入学予定者から提出された課題は学科ごとに取りまとめられ、入学後のクラス担任との面談や授業などで活用される。

【資料 2-2-3】

[オリエンテーション]

姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパスにおいて、毎年4月にすべての学年に対してオリエンテーションを実施している。

姫路キャンパスでは、1年生に対する全体オリエンテーションと入寮ガイダンス（学生寮に入寮する学生のみを対象とする）は健康スポーツコミュニケーション学科・未来社会学科の合同で実施し、建学の精神の紹介や学生生活の心得、図書・情報センターの使用法、教学ポータルサイト（AAA）の説明や履修の方法等について説明している。学科別のオリエンテーションでは、それぞれの学科に特有の資格取得方法や履修計画等について説明している。履修については、すべての学生に各学年の配当科目や各種資格の取得に必要な科目を一覧にした「履修の手引き」を配布し、学生が時間割を作成する際に役立つものとしている。2年生以上に対してはオリエンテーションを学科別に実施し、各学年における履修上の注意事項を説明するとともに学生生活の心得や注意事項等について改めて伝達している。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

大阪天王寺キャンパスでは、経営データビジネス学科の学生に対して学年別にオリエンテーションを実施し、姫路キャンパスと同様に学生生活における注意事項の伝達、図書・情報センターの使用法、履修計画の指導などを行っている。また、動画配信による事前の説明や Web フォームを利用した情報の把握など、ICT を活用した説明を取り入れている。加えて大阪天王寺キャンパスでは、1年生と編入生に対して日本語及び英語のプレースメントテストを実施し、その結果を基に「日本語 Ⅰ」「日本語 Ⅱ」「英語 Ⅰ」「英語 Ⅱ」の習熟度別クラスを編成している。【資料 2-2-6】

[保護者との連携]

クラス担任やゼミ指導教員は、担当する学生の修学状況や学生生活の状況等を把握し、必要に応じて保護者と連絡を取っている。また、日常における保護者からの問い合わせ等については、教学課・学生課・キャリアサポートセンターなどの部署とクラス担任やゼミ指導教員が協働しながら対応している。

学生の成績については、前期科目は9月下旬に、後期科目及び通年科目は3月中旬に保護者宛に郵送し、情報を共有している。【資料 2-2-7】

保護者が学生の修学状況や成績、就職活動等に関してクラス担任やゼミ指導教員などと相談する機会を設けるため、年に2回（6月・11月）教育懇談会を実施している。令和5（2023）年度は、6月の教育懇談会では計30件、11月の教育懇談会では計12件の相談に対応した。【資料 2-2-8】

近年は来学による対面での相談に加え、オンラインでの相談、電話での相談に対応しており、遠方に居住する保護者が参加しやすい環境を整えている。学修状況のすぐれない学生や生活面で不安を抱える学生の保護者には、学生課から教育懇談会への参加を積極的に呼び掛けている。また、教育懇談会への参加申し込みの際に希望する相談内容を

聴取し、その内容によってはクラス担任やゼミ指導教員以外の教職員（学科長・学生課職員・キャリアサポートセンター職員など）が相談に同席することにより、相談の質の向上を心がけている。相談の内容は相談対応者が相談記録票に記入し、学生課で保管の上必要に応じて事後の対応を取っている。

[障害のある学生への配慮]

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能障害がある学生で、修学に関する配慮や支援を申し出た際は、「神戸医療未来大学における障害学生支援規程」に基づき、クラス担任・ゼミ指導教員が状況を聴取し、面談記録票を作成する。その後、学生課及び教学課は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係する部署と協議し、個別の具体的支援計画を作成する。こうした情報は教学課より授業を担当する教員に伝達され、希望する配慮に対応した授業における配慮を授業の様態等を加味して策定し、受講に際する必要な対応を行う。【資料 2-2-9】
【資料 2-2-10】

また、学生募集要項に「身体に支障があり、受験および就学上配慮を必要とされる方は、出願に先立ち、なるべく早くアドミッションオフィスへご相談ください。」と明記しており、障害のある受験生に対して受験上の配慮が可能であることを示している。【資料 2-2-11】

[スチューデント・アシスタント（SA）制度]

本学では、スチューデント・アシスタント（以下、“SA”とする）制度を導入している。SA は演習科目や実技科目を中心として科目担当教員の希望に基づき配置されており、SA が科目担当教員の指導の下に教育補助業務に従事することによって、教育の質の向上とともに SA 業務を通じた学生の成長を図っている。令和 5（2023）年度は、計 14 科目（姫路キャンパス：12 科目、大阪天王寺キャンパス：2 科目）に SA を配置した。
【資料 2-2-12】

SA の配置に当たっては、「スチューデント・アシスタントに関する内規」を定めており、SA は内規に基づき任用されている。SA として従事できる者は、「原則として本学に在籍する学生であり、累積 GPA が 3.0 以上であり、当該担当科目の単位を取得している者」と定め、その質を担保している。【資料 2-2-13】

[オフィスアワー制度]

全ての専任教員は、担当授業科目に関する質問のみならず、学生からの多様な相談（資格取得の相談、将来の進路選択などに関する相談など）に対応できるよう、オフィスアワーを設けている。教員 1 人当たり週に 2 回、1 回当たり 2 時間の時間帯がオフィスアワーとして設定され、教員ごとのオフィスアワーを学内掲示板に掲示する（姫路キャンパス：A 棟 2 階学生課前掲示板、大阪天王寺キャンパス：2 階事務室前掲示板）とともに、教学ポータルサイト（AAA）に掲載することにより学生に周知している。これにより、学生が自由に授業外で個別相談が可能となる体制を整えている。【資料 2-2-14】

オフィスアワーは、教学課が取りまとめて学生に周知している。また、オフィスアワ

一制度の趣旨及び活用法については、学生便覧に記載するとともに、年度当初のオリエンテーションで説明している。

また、学生がメールにより授業に関する質問や相談、連絡ができるようにするため、教学ポータルサイト(AAA)に専任教員のメールアドレス一覧を掲示している。非常勤教員への質問は教学課のメールアドレスに送信することとしており、教学課から学生からの質問の内容を非常勤教員に伝達し、必要に応じた対応を依頼している。

[自習室]

学生の授業外での自主学習を支えるため、姫路キャンパス及び大阪天王寺キャンパスにそれぞれ自習室を設けている(姫路キャンパス:A棟6階、大阪天王寺キャンパス:4階)。自習室は全学生を対象に解放されており、日常の自学自習を始め、資格試験対策の学習や国家試験対策の学習などに活用されている。このうち、大阪天王寺キャンパスの自習室は2箇所に分かれ、それぞれ個別の学習及び小グループでの学習に利用されている。

また、図書・情報センターの閲覧スペースには個別の閲覧ブースと少人数での学習に対応した閲覧機が配置されており、個別の学習に適した環境となっている。

[国家試験対策]

社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家試験を受験する学生に対し、国家試験対策委員会が中心となり国家試験対策講座を開講している。

国家試験対策は4年生前期(社会福祉士国家資格・精神保健福祉士国家資格については3年生後期)より始まり、一方的な講義形式ではなく学生同士が相互に学び合える演習形式を中心とした講座を実施している。また、外部の団体が実施する国家試験模擬試験の受験を奨励し、学内で試験会場を設けている。こうした体制の下、国家試験当日(2月初旬)まで国家試験対策委員をはじめとして教職員が国家試験を受験する学生を支援している。【資料2-2-15】

令和5(2023)年度までは大阪天王寺キャンパスに社会福祉士国家試験を受験する学生が在学していたため、大阪天王寺キャンパスでは社会福祉士国家試験に特化した姫路キャンパスと同等の対策講座を実施した。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-2-1】担任業務マニュアル

【資料2-2-2】退学者数及び留年者数の推移(過去3年間) 共通基礎データ表2-3

【資料2-2-3】令和6(2024)年度入学前課題

【資料2-2-4】令和5(2023)年度オリエンテーション日程(姫路キャンパス)

【資料2-2-5】履修の手引き2024

【資料2-2-6】令和5(2023)年度オリエンテーション日程(大阪天王寺キャンパス)

【資料2-2-7】成績郵送時の通知(令和5(2023)年度後期)

【資料2-2-8】教育懇談会実施状況(過去3年間)

【資料2-2-9】神戸医療未来大学における障害学生支援規程

【資料 2-2-10】支援相談申込書（様式 1）・面談記録表（様式 2）・支援計画書（様式 3）

【資料 2-2-11】2024 年度学生募集要項

【資料 2-2-12】令和 5（2023）年度スチューデント・アシスタント採用授業一覧

【資料 2-2-13】スチューデント・アシスタントに関する内規

【資料 2-2-14】令和 6（2024）年度前期オフィスアワー一覧（姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパス）

【資料 2-2-15】令和 5（2023）年度国家試験対策スケジュール

（3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）

クラス担任制度・ゼミ指導教員制度は、本学の修学支援体制の根幹を成すものであり、今後も関わりの質の向上を図る。

年 2 回の授業改善アンケートによる授業評価を継続して実施し、研修会や講習会の開催回数を適宜設け学修支援体制の更なる向上に努める。今後は、新たに設置した IR 委員会の活動の一環として、学修ポートフォリオの解析と、出席状況や学修態度、成績の不調につながる前兆の早期把握を行うことにより、より充実した学修支援体制を構築していく。

また、令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度は新型コロナ禍の影響を受け学外でのフィールドワーク等を実施することが困難であったが、近年はこうした制限が緩和されはじめ、学外で活動を行う機会が増えてきた。その際に、学生の安全安心を確保する観点から複数の教員で指導するとともに積極的に SA 制度を活用し、より充実した学修支援体制を整備していく。

退学や休学・留年者に関して、その原因は学業の不振や意欲の低下、身体的・精神的不調、経済的困窮など多岐に渡り、かつ複合的な要因が関与していることも多い。組織的な個別の支援体制を充実させることはもとより、教育活動の質を高めること、学生間の交流を深めることなどを中心として学生生活全般に渡る満足度を向上させることを目指し、実践を重ねていく。

2-3. キャリア支援

2-3- 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2-3 の自己判定

「基準項目 2- 3 を満たしている。」

（2）2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3- 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア教育は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に基づき、学生一人ひとりが自らの個性に合わせた人生の目標や夢を展望し、その実現に向けて何が必要かを考え実践していくための社会的・職業的自立を図る能力を培うことを目的としている。

[キャリアサポート支援の体制]

キャリアサポートセンターは姫路キャンパスではA棟2階に、大阪天王寺キャンパスでは4階に位置している。キャリアサポートセンターは、主に学生のキャリア形成や就職に関する支援、資格取得に関する支援、及び実習（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・保育士・公認心理師養成に関する学外実習、教員免許取得に際する教育実習）の実施に関する支援を担当している。

キャリアサポート支援の体制として、キャリアサポートセンターに5人（姫路キャンパス4人、大阪天王寺キャンパス1人）の職員を配置するとともに「キャリアサポート委員会規程」を定め、キャリアサポート委員会、教学課、学生課（部活動含む）及び各学科（ゼミ指導教員）が緊密に連携して、年間を通じて社会的・職業的自立に関する指導体制を構築し、学生へのキャリアサポートを実施している。

就職活動や資格取得支援に関しては年間計画を作成しており、教職員には教職員連絡会を通して、学生には年度当初のオリエンテーションにおいて周知している。【資料 2-3-1】

[キャリア形成のための支援]

教育課程内においては、1年次より計画的に、新入生オリエンテーション、「キャリアデザイン」「キャリアデザイン」の開講、就職セミナー、就職ガイダンスを行っている。このうち「キャリアデザイン」「キャリアデザイン」は教養科目の卒業必修科目として位置づけており、授業への参加を通して多様なキャリア形成に必要な能力や態度の育成と、勤労観・職業観などの価値観の育成・確立を目指している。【資料 2-3-2】

教育課程外においては、姫路キャンパスでは、学生が主体的に就職活動に取り組むことができるよう、3年次に2年間通じて活用できる「キャリアサポートガイドブック」を作成・配布している。就職セミナーは主として3年生を対象に開催しているが、1年生、2年生に対しても開催の案内等を行い、希望する学生は参加できるようにしている。就職セミナーは、外部の機関（「マイナビ」「はりまっち」など）より講師を招聘して、対面、オンライン、動画配信等を使い分けて実施している。【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】

キャリアサポートセンターでは、学生の希望する就職や学生の個性や適性に合った就職へと結びつけるために、学生との個別相談（対面・オンライン）の機会を重視している。個別相談の内容は、1、2年生では、将来の進路に関する相談、3年生以降の学生では、履歴書添削、自己分析、模擬面接やインターシップに関する相談が多い。令和5（2023）年度の個別相談の実施状況は、表 2-3-1 の通りである。

キャリア支援に関する講座については、全学年を対象に公務員試験対策講座、SPI 試験対策講座、医療事務講座、普通救命講習を開催している。【資料 2-3-5】

各種資格取得支援講座については、「資格取得奨励費支給制度」を設け、福祉関連、語学関連、オフィス・ビジネス関連の支給対象資格・検定で資格を取得・検定に合格した、もしくは設定した基準点以上の成績を収めた学生に受験料等の一部を補助している。【資料 2-3-6】

大阪天王寺キャンパスでは、留学生に対して日本の就職活動に対する理解を深める

ため、年度当初に全学年の学生を対象に就職ガイダンスを行う。さらに、日本学生支援機構が発行する「外国人のための就活ガイド」を留学生全員に配布している。また、卒業生や就職内定学生を講師とする就活体験談セミナーや、就職活動に意欲的に取り組めるように、3年次には就活特別セミナー（自己分析、一般常識・SPI・WEBテスト対策、エントリーシートの書き方、面接・集団討論の受け方、模擬面接等）を開催している。また、卒業後の進路に合わせた在留資格変更許可申請についても、卒業を控えた留学生や内定先企業等に対して助言、指導等を行っている。

表 2-3-1 令和 5（2023）年度 個別就職相談実施状況

	履歴書指導	模擬面接	就職相談等	合計
4月	1	4	0	5
5月	2	2	0	4
6月	14	0	25	39
7月	5	5	9	19
8月	4	0	6	10
9月	5	2	14	21
10月	10	6	47	63
11月	4	9	43	56
12月	0	5	43	48
1月	7	2	19	28
2月	2	3	24	29
3月	3	1	20	24
計	57	39	250	346

[求人開拓（インターンシップ先の開拓も含む）]

求人開拓については、来訪（対面・オンライン）による採用状況・求人依頼等への対応（企業面談）を積極的に行っている。また、例年約 300 社の企業に求人票の送付を依頼している。【資料 2-3-7】

兵庫県内の企業やイベントの把握、就職に係る情報の交換、企業との就職情報交換会に参加し求人開拓を行っている。県外の地域については、学生の出身地域で開催される企業情報交換会に参加して求人開拓を行い求人票の送付を依頼している。また、部活動に所属する学生を対象とした求人開拓として、部活動単位での企業説明会や見学会を実施し、採用へと結びつけている。【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】

インターンシップについては、キャリアサポートセンターで相談に対応し、学生がインターンシップに参加しやすい環境を提供している。あわせて、JS 就活アプリ（学生向け就活アプリ）に随時インターンシップに関する情報を掲載している。国家資格取得を目指す学生は、養成課程において学外実習が指定されており、就業体験の場の一つとなっている。【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】

大阪天王寺キャンパスでは、留学生を対象とする各種就職フェアに教職員が参加し

て、求人の開拓を行っている。求人票の送付を受けた企業に学内合同企業説明会の参加を依頼し、より正確な求人情報を学生に伝えている。インターンシップにおいては、直接企業に連絡を取り、留学生にマッチングする情報を得ている。また、厚生労働省が所轄する大阪外国人雇用サービスセンターと情報交換を密にしながら、同センターが実施する「留学生ビジネス・インターンシップ」に関する情報を学生に積極的に提供している。【資料 2-3-12】

[キャリアサポートに関するデータ等の整備と発信]

大学に届く求人情報はキャリアサポートセンター内にファイリング及び掲示し、学生は自由に閲覧できる。また、教学ポータルサイト(AAA)に同様の情報を掲載するとともに、メール配信機能を利用して更新情報を配信し、閲覧を促している。【資料 2-3-13】

キャリアサポートセンターにはそれぞれ就職活動に活用できる資料(セミナー等の開催案内、パンフレット、就職関連書籍等)を配備し、必要に応じて閲覧することができる。

また、JS 就活アプリより学外セミナー、合同企業説明会、公務員試験情報、インターンシップ等の情報を提供している。

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

今後は個別の窓口対応を充実させるとともに、窓口相談に来る機会の少ない学生に向けてキャリアサポートセンターからの積極的な働きかけを行っていく。同時にゼミ指導教員とより一層連携を図り、一人ひとりの進路選択を支援する。変化し続ける学生のニーズにきめ細かく対応できるよう、アンケート等を活かし、ガイダンスの時期や内容、方法等を改善していく。

資格講座については、講座によっては受講希望者が少なく、やむを得ず開催を取りやめる状況が発生している。今後は資格講座の意義や開講時期等について一層の周知を図るとともに、学外の機関と連携して講座を運営する、学外で開催される講座への参加を促す等の工夫により、資格取得の機会を増やす。

キャリアサポート委員会が中心となり、就職環境・就職希望に応じた教材の充実と、担当教職員の相談力・指導力の向上を目指す。就職に関する諸情報をより系統的に整理し、より情報提供の充実を図るとともに、キャリア教育の充実を目指す。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-3-1】就職支援年間計画

【資料 2-3-2】「キャリアデザイン」 「キャリアデザイン」シラバス

【資料 2-3-3】キャリアサポートガイドブック

(CAREER SUPPORT GUIDE BOOK 2025)

【資料 2-3-4】令和 5 (2023) 年度就職セミナー開催状況

【資料 2-3-5】令和 5 (2023) 年度資格講座開催状況

【資料 2-3-6】資格取得奨励費支給制度案内

- 【資料 2-3-7】令和 5 (2023) 年度企業面談実施状況
- 【資料 2-3-8】令和 5 (2023) 年度企業情報交換会参加状況
- 【資料 2-3-9】令和 5 (2023) 年度部活動対象説明会開催状況
- 【資料 2-3-10】令和 5 (2023) 年度インターンシップ参加状況
- 【資料 2-3-11】JS コーポレーション「JS 就活アプリ」説明
- 【資料 2-3-12】令和 5 (2023) 年度学内合同企業説明会参加状況
- 【資料 2-3-13】教学ポータルサイト (AAA) 求人情報閲覧画面

2.4. 学生サービス

2-4- 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4- 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援は学生部が統括し、必要に応じて教学部・キャリアサポートセンター等と連携を図りながら学生の多様なニーズに対応している。また、学生部長を委員長とした学生委員会を組織し、必要事項に関して審議、提案している。

学生生活の支援体制の一つとして、有志の学生による「学友会運営委員会」を組織し、学生部が学友会活動の支援に当たっている。学友会は学生部と協力しながら、学生生活の充実に関する行事を主催している。

令和 2 (2020) 年度、令和 3 (2021) 年度は新型コロナ禍の影響により多くの行事が中止もしくは実施方法の大幅な変更を余儀なくされ、学生同士の直接的な交流を図る機会を十分に保つことができなかったが、令和 4 (2022) 年度は社会情勢の変化を受け、感染拡大防止に留意しながら対面による行事を実施することができた。10 月には姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパスのそれぞれで学園祭(「魍魎魍魎祭」(ちみもうりょうさい))を、12 月には姫路キャンパスで球技大会を開催し、対面により学生同士の交流を図る機会を設けた。

令和 5 (2023) 年度は、オリエンテーション期間中に姫路キャンパス新入生のフレッシュマンセミナーを行い、兵庫県神崎郡にあるレジャー施設におけるバーベキューとスポーツ大会を通して、教職員及び学友会を中心とした在學生と新入生が交流する機会を提供するとともに、新入生の仲間意識の醸成に努めた。また、学友会とともに学生間の交流イベントとして、学園祭を始めとして夏祭り、球技大会、クリスマスイベント(姫路キャンパス)、七夕祭、学外でのバーベキュー(大阪天王寺キャンパス)等の行事を企画・運営し、学生間のコミュニケーションの場を設けた。加えて、近隣他大学との交流の一環として、新型コロナ禍の影響等を受けて休止していた姫友戦(きゆうせん: 姫路獨協大学・関西福祉大学・兵庫県立大学・神戸医療未来大学の播磨地域に位置する 4 大学によるスポーツの交流戦)を再興し、スポーツを通じた他大学の学生との交流の場を提供した。

留学生に対しては、学期ごとに留学生オリエンテーションを行い、学生生活、留学生

活についての確認や、留学生同士の交流を図るための交流会の予定を立て実施に向けて動いている。その際、在留手続き、学修、学生生活、就職等について整理した「留学生ハンドブック」を配布し、その要点を説明している。【資料 2-4-1】

姫路キャンパスと大阪天王寺キャンパスではキャンパス間の距離が大きく離れていることから、学生支援に関する取り組みに当たっては学生委員会で審議し、共通認識を醸成しながら進めている。

本学では、学生生活の安定のための支援として、以下のような施策を講じている。

[生活支援]

学生生活支援に関する事項は学生部が統括し、学生厚生補導・サ・ビスに係わる事項については学生部長を委員長とした学生委員会を組織し、随時委員会を開催して審議、提案している。

また、学年当初に各学年に対しオリエンテーションを実施する際には、学生生活の過ごし方や各種手続きについて具体的に説明している。特に新入生に対しては、入学時に配布する学生便覧に基づいて、4年間の学生生活の心得や手続き（学生証の役割、病気や負傷時の対応や大学への手続き、奨学金受給の申し込み、各種証明書の発行手続きとその窓口など）、教学ポータルサイト（AAA）の使用法、生活上の諸規則について、より具体的に説明し指導を行っている。【資料 2-4-2】

留学生に対する支援の一つとして、姫路キャンパスでは留学生センターにベトナム人スタッフ 1 人を、大阪天王寺キャンパスでは事務室にベトナム人スタッフ 1 人と中国人スタッフ 1 人を配置している。

[通学支援]

姫路キャンパスでは、最寄駅（JR 福崎駅）から大学までのスクールバスを定期便として運行することにより、通学の便宜を図っている。また、学生寮に居住して自家用車やバイク等を所持する学生、自宅等から自家用車やバイク等で通学する学生が多数に上ることから、登録された車両については学内の駐車場を使用できるようにしている。その際、安全教育及び学内の安全維持の観点から、学内で開講される交通安全講習会の受講を条件として登録証を発行するとともに、駐車可能な箇所を定めている（学生第 1 駐車場・第 2 駐車場・第 3 駐車場・教職員駐車場）。

大阪天王寺キャンパスでは、自転車保険の加入を義務化する大阪府自転車条例が平成 28（2016）年に施行されたことから、学生に同条例の要点を説明するとともに、主に自転車で通学する学生を対象に自転車保険の加入を義務づけている。加入者の自転車に「自転車保険加入済みシール」を貼付することで、自転車保険に未加入の学生の自転車通学を禁止している。

[健康管理と学生相談]

学校保健安全法及び「学校法人 都築学園 保健管理規程」に基づき、全学生に対する健康診断を毎年 4 月のオリエンテーション期間に姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパスそれぞれで実施している。診断結果はクラス担任やゼミ指導教員から学生に配布す

るとともに、所見のある学生にはクラス担任やゼミ指導教員より専門医の受診等を勧奨している。

本学では、クラス担任制度・ゼミ指導教員制度を機能させることにより、学生が日常の悩みや心配事を相談しやすい環境の構築に努めている。多岐にわたる相談の多くは学生を担当する教員及び学生課が相互の連携の下に対応しているが、初期対応が困難な精神的相談・身体的相談等のケースについては、学生相談室の相談員が対応している。姫路キャンパスでは学生相談室は B 棟 3 階に位置しており、5 名の相談員（公認心理師及び臨床心理士資格を有する学外カウンセラー1名、学内教員4名）が月曜から金曜までの特定の時間に交代で相談に対応している。大阪天王寺キャンパスでは学生相談室は 6 階に位置しており、週に 1 回公認心理師及び臨床心理士資格を有する学外カウンセラーが相談に対応している。【資料 2-4-3】

姫路キャンパスでは、昼休みにおける学生の居場所づくり、及び学生が学生相談室の存在を身近に感じる機会を設けるために、令和 5（2023）年度より学生が自由に参加できるカフェ（「Cafe de conseil」）を月に 1 回（学外カウンセラーが勤務する第 2 木曜日の昼休み）開催する試みを始めた。大阪天王寺キャンパスでは、学外カウンセラーが担当日の昼休みに「ヨガサークル」を開催しており、学生の心身の健康づくりの一助になっている。【資料 2-4-4】

大学生を含めた若年者世代における大きな社会的課題である薬物乱用や SNS を利用した犯罪について、その防止のために姫路キャンパスではオリエンテーション期間に兵庫県警の警察官を外部講師として招き、講話を依頼している。また、令和 5（2023）年度は 10 月に兵庫県警による防犯講習会（護身術教室）を、12 月に兵庫県警による薬物防止講習会を実施し、学生の防犯意識の高揚や薬物使用の危険性についての再認識を図った。【資料 2-4-2】

大阪天王寺キャンパスでは、留学生が多いことから、安心・安全に留学生を送ることを目的として、入学時のオリエンテーションに交通安全、防犯等に関する指導を行っている。【資料 2-4-5】

[保健衛生]

学生の保健衛生に係わる施設として、姫路キャンパス、大阪天王寺キャンパスのそれぞれに医務室（姫路キャンパス：A 棟 3 階、大阪天王寺キャンパス：6 階）を整備している。医務室には、軽度の負傷や疾病等への処置のほか、医療機関に搬送するための一時待機所としての役割があり、常備薬とベッドが配備されている。

姫路キャンパスでは、病院や保護者への連絡、救急車等の手配は学生課職員がその対応に当たっている。さらに、必要に応じて学生課職員が近隣の総合病院等と連絡をとり、付き添っていく体制を組んでいる。大阪天王寺キャンパスも同様に、必要に応じて職員が対応する。

学生の体調不良の対応や負傷の処置に医務室を利用するケースもあることから、令和 5（2023）年度より姫路キャンパスに非常勤の看護師を配置することにより、学生課及び学生相談室との連携を図り、学生への緊急対応体制や健康支援体制を拡充した。

[経済的支援]

大学が独自に設定している経済的支援策として、総合型選抜 1 期入試、及び学校推薦型選抜入試（指定校・高大連携校）を利用した入学者については、入学金を全額免除している。

日本人学生においては、日本学生支援機構の給付型奨学金・貸与型奨学金（1 種・2 種）を 6 割程度の学生が利用している。また、令和 2（2020）年度より始まった修学支援新制度についても、多くの学生が利用している。【資料 2-4-6】

また、未来社会学科で介護福祉士国家資格の取得を目指す学生の一部は、各都道府県の「介護福祉士等修学資金」を利用し修学している。平成 31（2019）年度には留学生 5 名が「兵庫県介護福祉士等修学資金」を利用し、卒業後は兵庫県内の社会福祉施設で介護職員として従事している。

留学生に対する奨学金については、姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパスにおいて申請可能な制度を紹介し、応募の意思のある学生を推薦している。近年では、大阪天王寺キャンパス所属の学生が「公益財団法人大遊協国際交流・援助・研究協会」の外国人留学生奨学金に積極的に応募しており、令和 6（2024）年度は 2 名の学生が新たに受給を受けている。姫路キャンパスの留学生においては、「公益財団法人神戸学生青年センター六甲奨学基金」に毎年 1 名の学生を推薦しているが、平成 27（2015）年以降受給者はいない。

経済状況が悪化し学費納入に窮している学生に対する支援策として、学費の延納・分納等の制度を設けている。留学生には、各学期の授業料等を 3 回に分け口座振替により納入する制度を導入している。

アルバイトの斡旋については、姫路キャンパスでは学生課が、大阪天王寺キャンパスは事務室が事業者等との窓口となり、学生に適したアルバイト情報を提供している。姫路キャンパスでは、学内のフィットネスセンター・売店・学生食堂・図書・情報センターにおいて希望する学生をアルバイトとして雇用している。

[課外活動支援]

学生部による学生団体、課外活動への支援として、学友会運営委員会（学園祭（魍魎祭）実行委員会、課外活動団体代表者委員会等）における事業・予算計画の策定や行事の企画・運営等に係る相談を受け、指導・助言を担当し、恒常的に情報共有や意見交換を行っている。また、学生の要望に応じて学生課職員が各団体代表者会議や部・サークル代表者会議に出席し、学生団体や部・サークルの活動状況の把握に努めている。学友会運営委員会は姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパスのそれぞれで別個に組織され、教職員と連携しながら行事の運営に取り組んでいる。

令和 6（2024）年度は、表 2-4-1 に示した通り、各種団体の連盟に登録しているスポーツ部は 7 団体、文化部は 3 団体、その他のサークルや同好会として 8 団体（スポーツ系 5 団体、文化系 3 団体）が活動している。【資料 2-4-7】

表 2-4-1 課外活動団体一覧（令和 6（2024）年度）

	部	サークル	同好会
1	男子バスケットボール部	バレーボールサークル	心理学研究会
2	女子バスケットボール部	ダンスサークル	妖怪クラブ
3	野球部	球技サークル	
4	軟式野球部	バトミントンサークル	
5	男子サッカー部	手話サークルおてて	
6	レスリングクラブ	キャンプサークル	
7	陸上競技部		
8	軽音楽部		
9	吹奏楽部		
10	茶道部		

全ての部・サークルに部長として教員もしくは職員を配置し、活動をサポートしている。各種団体の連盟に登録している団体には、神戸医療未来大学後援会（保護者会）から登録費の助成が行われている。

このうち、男子バスケットボール部は関西学生バスケットボール連盟 1 部に所属し、上位の成績を収め、令和 5（2023）年度全日本大学バスケットボール選手権大会（インカレ）に出場した。野球部は近畿学生野球連盟に所属し、令和 5（2023）年度秋季リーグ 部で優勝し、入替戦を経て 部リーグに昇格した。軟式野球部は近畿学生軟式野球連盟に所属し、令和 5（2023）年度秋季リーグで優勝し、全国大会に出場して第 3 位の成績を残すとともに、福崎町スポーツ功績賞に選出された。全国大会出場団体には、後援会、同窓会から激励金が送られている。

課外活動への支援、特に運動部の活性化を図ることを主な目的として、平成 31（2019）年 3 月に、大学スポーツの振興により「卓越性を有する人材を育成し、大学ブランドの強化及び競技力の向上を図る。もって、わが国の地域・経済・社会の更なる発展に貢献する。」ことを設立理念に掲げる一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）設立時に会員として加盟し、UNIVAS に関する情報を部に伝達している。

近年は課外活動団体が中心となり、自主的に学内各所の環境を整備する「クリーン作戦」を展開している。令和 5（2023）年度は、6 月に野球部が中心となって駐輪場の整備（不要な自転車や原付バイクの撤去）及び学内の清掃（ゴミ拾い、草刈り等）を実施した。また、同じく 6 月に野球部と男子・女子バスケットボール部が中心となってフィットネスセンターのプール清掃を行った。

（3）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生に対するオリエンテーションは、学修に関する情報を周知するのみならず、学生が学修の意義を振り返り意識する重要な機会であることから、今後も内容のさらなる充実を図りながら実施する。特に新生生に対しては 4 年間の学生生活の諸規則についてより具体的に説明するとともに、姫路キャンパスでは学外でフレッシュマンセミナーを開

催し、教職員、在学生、友人との交流を図る。今後はさらに学生生活を安定させるために、学生と協力してピア・サポーターを育成し、ピア・サポーターによる相互扶助のもと、学生同士が支え合いながら自分自身も学び成長する仕組みづくりを計画する。また、学生同士のコミュニケーションが取れるよう、学生が自由に交流できるスペースの充実を図り、大学内の居場所として機能することを目指す。

姫路キャンパスでは、留学生への相談及び対応は主としてクラス担任やゼミ指導教員と学生課が担当してきた。こうした中、令和6(2024)年度は数多くの留学生が新たに姫路キャンパスに入学したことにより、より組織的な支援体制の構築が必要となった。そのため、令和6(2024)年度に姫路キャンパスに新たに留学生センターを組織し、学生課を始めとした各部署と連携を図りながら留学生の学生生活支援に対応する体制を整えた。留学生センターはA棟2階に位置し、学生課・教学課に隣接しており、留学生から寄せられるさまざまな相談(在留手続きや資格外活動に関する相談、履修や授業に関する相談、生活や人間関係に関する相談等)に対して担当課間で連携を図りながら対応することができる。令和6(2024)年度のオリエンテーション期間においては、大阪天王寺キャンパスと同様に姫路キャンパスの留学生に対して日本語のプレースメントテストを実施し、その結果に基づいて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」の習熟度別クラスを編成した。また、姫路キャンパスの留学生を対象として留学生ガイダンスを実施して、「留学生ハンドブック」に基づき留学生の学生生活に関する制度的要点(ビザの更新、アルバイト時間の制限など)や履修に関する事項を説明するとともに、アルバイト先や健康保険証の取得状況を把握し、これからの学生生活の支援に必要な情報を得よう努めた。また、留学生歓迎会を実施し、姫路キャンパスに在学している上級生の留学生を交えて相互の交流を深めた。今後はこうした体制の維持及び質の向上に努め、姫路キャンパスにおいて留学生が安心して修学できる環境を構築する。

課外活動については、学生数の減少、新型コロナ禍の影響による活動の減少等の要因が重なり、特にサークルや同好会といった学生が自主的に組織する団体の実質的な活動が停滞傾向にあることが大きな課題である。課外活動は参画する個人の学生生活の活性化につながるとともに、学生の「個性の伸展」に寄与する重要な場となることを踏まえ、今後は学生課を中心に、既存の団体の活動を活性化させることはもとより、学生の興味や関心に合わせた団体の結成を支援することを目指す。合わせて、大阪天王寺キャンパスにおいては立地設備の制約により姫路キャンパスと同様の課外活動の展開が困難であるが、そのような制約の中で学生の関心に合致し、参加しやすい活動の展開の可能性を検討する。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-4-1】2024 留学生ハンドブック

【資料2-4-2】令和5(2023)年度オリエンテーション日程(姫路キャンパス)

【資料2-4-3】学生相談室利用状況(過去3年間)

【資料2-4-4】「Cafe de conseil」開催案内

【資料2-4-5】令和5(2023)年度オリエンテーション日程(大阪天王寺キャンパス)

【資料2-4-6】奨学金利用状況(過去3年間)

【資料 2-4-7】課外活動団体一覧（令和 6 年 4 月現在）

2-5. 学修環境の整備

2-5- 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5- 実習施設、図書館等の有効活用

2-5- バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5- 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5- 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地は、姫路キャンパス（兵庫県神崎郡福崎町）と大阪天王寺キャンパス（大阪府大阪市天王寺区）の 2 つに分かれている。姫路キャンパスは JR 播但線福崎駅からバスで約 5 分（約 2.5km）の緑の多い閑静な丘陵に、大阪天王寺キャンパスは JR 大阪環状線桃谷駅から徒歩 2 分の交通至便な位置に立地し、いずれのキャンパスも教育環境並びに学生の生活環境として十分な立地条件である。【資料 2-5-1】

校地面積は 92,544m²であり、大学設置基準上必要な面積 16,000m²を大きく上回っている。また、校舎面積は 25,008m²であり、大学設置基準上必要な面積 10,345m²を大きく上回っている。その他、校舎以外の建物として学生食堂、フィットネスセンター、「Pavilion みらい」、クラブハウス、学生寮等がある。【共通基礎データ様式 1】

学内施設に学内 LAN を敷設し、ほぼ学内のどこからでもインターネットや学内ネットワークに接続できる。

施設ごとの主な特徴については、以下の通りである。

[校舎施設]

姫路キャンパスの校舎には研究室、事務室、講義室、大ホール（「白鷺ホール」）、情報リテラシー演習室、情報リテラシー自習室、介護実習室、生活科学実習室、心理学演習室等を整備している。【資料 2-5-2】

未来社会学科では社会福祉士、介護福祉士、保育士及び精神保健福祉士等の養成に当たっている（このうち介護福祉士、保育士の養成は令和 6（2024）年度入学生より停止）ことから、介護実習室、生活科学実習室、ピアノ練習室や心理学実験室等を適地に整備し、教育活動に有効活用している。ピアノ練習室は曜日に関わらず、利用申し出により午前 8 時から午後 8 時まで使用することができる。

施設整備の一環として、令和 4（2022）年度に姫路キャンパスの教室・研究室・事務室が集中する A 棟・B 棟の空調工事を実施し、令和 5（2023）年度には大阪天王寺キャンパス及び姫路キャンパス大ホールの空調工事を実施した。

[運動場及び体育館等]

大学が管理している体育施設として、姫路キャンパスに運動場、体育館、フィットネ

スセンター（屋内プール、スカッシュコート、エアロビクススタジオ、アスレチックジム等）、多目的ホール、クラブハウス等を置いている。【資料 2-5-2】

このうちフィットネスセンターは、授業時間外の一定の時間（月曜日～金曜日：午後 5 時～午後 9 時、土曜日・長期休暇中：午後 1 時～午後 5 時、日曜・祝日等は休館）において、使用に関する講習会を受講して登録証を交付された学生は個人で使うことができる。

[厚生施設]

厚生施設として姫路キャンパスには、食堂（「カフェテリアサルビア」）、学生寮（「チミモウ寮」：東寮（男子寮）・南寮（女子寮））、売店（「サルビアショップ」）、学生自習室、学生ホールを置いている。【資料 2-5-2】

学生寮は本学の敷地内に立地し、主要な校舎である A 棟・B 棟から徒歩 5 分の場所に位置している。学生寮には東寮・南寮それぞれ管理人が 24 時間体制で常駐しており、学生の急な病気等に対応できるようになっている。寮の居室は東寮・南寮ともに全て個室であり、ベッド・机・クローゼット、キッチン・冷蔵庫・ユニットバス・エアコン等を備えている。また、共用の施設として、コイン式ランドリー、談話室、郵便受け等を置いている。学生寮の管理運営に関しては、別に神戸医療未来大学学生寮規程で定めている。【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】

食堂は、朝食時（午前 7 時 30 分～午前 9 時 30 分：日曜休業）・昼食時（午前 11 時 30 分～午後 1 時 30 分：土日祝休業）・夕食時（午後 6 時～午後 8 時 45 分：日曜休業）に営業している（授業休業時には変更）。学生寮に居住する学生を対象に日曜日を除く毎日朝食・夕食を提供しており、学生の健康的な生活を支えている。朝食・夕食の費用は寮費に含まれている。【資料 2-5-3】

大阪天王寺キャンパスには、4 階に学生自習室、6 階に学生ラウンジとガーデンテラスを置いている。学生ラウンジには自動販売機、ソファ、電子レンジなどを置き、学生が自由に休息できるようにしている。【資料 2-5-2】

[システム室]

図書・情報センターシステム室は A 棟 5 階に設置しており、本学の情報処理教育及びインターネット接続環境を含む情報処理システムを管理・運用・整備している。また、図書・情報センターシステム室には、特にインターネットを含むネットワーク上で利用されるサーバーを配置し、運用している。

[情報関連設備]

姫路キャンパスには、教育用 133 台（心理学実験室 26 台、情報リテラシー演習室 62 台、情報リテラシー自習室 16 台、タブレット 20 台、貸出用 9 台）、研究用 52 台（研究室用 43 台、非常勤講師室 2 台、タブレット端末 5 台、図書検索性 2 台）のコンピューター等を配置している。

大阪天王寺キャンパスには、情報教育用 56 台（情報リテラシー演習室 46 台、タブレット 10 台）、研究用 13 台、図書検索性 5 台のコンピューター等を配置している。

本学では高度情報化社会に対応する ICT 活用能力の向上に対応するため、姫路キャンパス、大阪天王寺キャンパスともに情報リテラシー演習室では学生 1 人に 1 台のコンピューターを使用して学習できるように整備している。また、各事務室・研究室・学生用自習室には、学内 LAN が整備されている。

令和 4 (2022) 年度より、全学で Microsoft 365 Education を導入したことにより、学生及び教職員が自らのコンピューターやタブレット端末等で Microsoft のアプリを自由に使用することができるようになった。

2-5- 実習施設、図書館等の有効活用

[図書館施設]

図書・情報センターは姫路キャンパス、大阪天王寺キャンパスともに学生、教職員が利用しやすい主要な校舎の中心部に位置している。図書・情報センター閲覧室の面積は、姫路キャンパスは閲覧室、書庫、付帯設備を含め総延べ床面積 1,147 m²、大阪天王寺キャンパスは総延べ床面積 152 m²である。

館内の閲覧室の座席数は姫路キャンパス 222 席、大阪天王寺キャンパス 43 席、数人程度で使用できる共同研究・学習用のミーティング机、新聞・雑誌等の閲覧コーナー、視聴覚資料を閲覧する AV ブースを設けている。

また、レファレンス面では、学生や学外者が利用できる図書館検索用パソコンを設置して、学内 LAN を通して図書検索を行えるよう電子検索システムを導入している。

館内は姫路キャンパス、大阪天王寺キャンパス共に検索、閲覧、複写が効率的かつ快適に行えるように図書・備品が配備されている。

図書・学術資料等の整備は、専門分野における知識の向上及び、新たな知識探求の支援を目的に充実を図り、専門分野の基本図書を中心とした新刊を幅広く揃えることを目指している。資料収集にあたっては、教員の推薦や学生の要望、出版社等からの情報により選書・購入している。

蔵書数は姫路キャンパス 117,701 冊、このほか定期刊行物として学術雑誌 2,010 種類、教育関連の DVD 等の視聴覚資料 2,313 巻を所蔵している。大阪天王寺キャンパスは 17,763 冊、定期刊行物として学術雑誌 100 種類、視聴覚資料 136 巻を所蔵している。【共通基礎データ様式 1】

図書の利用については、両キャンパスともに、年度当初のオリエンテーションで学生全員にガイダンスを行い、図書・情報センターのシステムを説明し、学生が図書資料を支障なく有効に活用できるよう配慮している。

学生は、スマートフォンやインターネットに接続されたパソコンを利用して、図書・情報センターのデータベースを参照し、蔵書の検索や新着情報の取得が可能である。1、2 年生では「キャリアデザイン」の授業で資料の検索演習等を行い、3、4 年生ではゼミ別に図書・学術論文・新聞資料等の検索や所在と入手方法について演習を行う等、学生の積極的な図書・情報センターの利用を促している。

図書・情報センターは、平日午前 9 時から午後 7 時、土・日・祝日は午前 9 時から午後 5 時まで利用できる。また、他大学・専門学校の学生・教職員、近隣地域の一般利用者にも開放している。【資料 2-5-5】

2-5- バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

主要な講義室・研究室・事務室・演習室・学生相談室等を配置している姫路キャンパス A 棟及び B 棟は、昭和 56（1981）年改正の新耐震基準で建設されており、新耐震基準に適合している。

姫路キャンパスでは、校舎内外のほぼ全域にわたりスロープを設置しているほか、主に講義や演習で使用する A 棟及び B 棟にエレベーターを設置している。また、A 棟 5 階に多機能トイレを設置している。大阪天王寺キャンパスでは、多機能トイレを 2 階に配置している。また、エレベーターを介して校舎内のすべての施設にアクセスすることができ、バリアフリー化がなされている。

2-5- 授業を行う学生数の適切な管理

授業は原則として科目当たり 1 クラスで開講している。授業はおおむね適切な受講者数の範囲で開講できているが、履修登録時に受講者が多数に上る場合は、授業の内容や実施方法、備品の数や授業を運営するに当たる安全の確保の方法等を踏まえて授業課においてクラス数を調整し、適切なクラスサイズでの運営に努めている。特に実技を伴う授業の実施に当たっては、受講者の安全が担保できる範囲の人数を授業の特性に応じて考慮し、必要に応じてクラス数を増減している。【資料 2-5-6】

3 年次の「卒業研究」、4 年次の「卒業研究」については、学生の希望と教員当たりの担当学生数の均衡をできる限り保つよう配慮しながら、学科ごとに履修者の配置を決定している。

社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士資格取得に関する演習・実習科目を中心とした一部の科目については、法令や指定規則に定められた人数に応じたクラス数を編成し、適正に運用している。

また、授業の開講に際しては受講者数に応じた規模の教室を割り振り、過密にならない適切な環境で授業を受講できるよう配慮している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き法令や規則に則り施設等を整備するとともに、学生からの要望や意見を捉えるため、学生生活や学修環境に関するアンケートの結果を踏まえながら学修環境を充実させるための改善に努める。特に、近年高等教育における ICT 活用の充実が求められていること、新型コロナ禍を契機として遠隔授業が幅広く導入されたことを踏まえると、遠隔授業をより効果的に実施可能な教室環境の整備、インターネット環境や ICT 環境の拡充が必要といえる。今後は補助金等の活用を念頭に置きながら、さらなる環境の整備に努める。

体育館における熱中症対策として空調機の設置を計画し、令和 6（2024）年度の設置に向けて補助金を申請している。また、D 棟・E 棟・F 棟の 3 棟で耐震補強工事を実施するために、令和 6（2024）年度に耐震診断を実施する。その結果を踏まえ、令和 8（2026）年度に耐震補強工事を実施する計画を進める。

<エビデンス集（データ編）>

【共通基礎データ様式1】施設・設備等 / 図書館・図書資料等

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-1】学生便覧 68 ページ（神戸医療未来大学 所在地略図）

【資料 2-5-2】学生便覧 69~90 ページ（校舎案内図）

【資料 2-5-3】姫路キャンパス学生寮のご案内（パンフレット）

【資料 2-5-4】神戸医療未来大学学生寮規程

【資料 2-5-5】神戸医療未来大学図書・情報センター利用細則

【資料 2-5-6】授業当たりの学生数（講義・演習・実習別）

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6- 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6- 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6- 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6- 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援における意見や要望は、授業改善アンケートにより定量的に把握するとともに、クラス担任やゼミ指導教員による学生指導、及び各部課窓口（大阪天王寺キャンパスにおいては事務室窓口）等を通して把握している。また、姫路キャンパスでは B 棟 3 階に設置している「目安箱」、大阪天王寺キャンパスでは 2 階ロビーと 6 階学生ラウンジに設置している「相談ポスト」により意見を把握している。把握した意見や要望はその内容に応じて各学科や各部課、委員会に伝達され、必要な対応を行っている。

令和 5（2023）年度には、学友会とともに姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパスの学生の大学生活全般に関する満足度やニーズを定量的に把握し、満足度を高める方策を検討することを目的として、オンラインによる学生生活満足度アンケートを実施した。

【資料 2-6-1】

2-6- 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する相談は、クラス担任やゼミ指導教員が対応するとともに、学生相談室及び医務室で対応している。専門的な対応が必要と判断された学生については、週 1 日の学外カウンセラー相談日（木曜日）に相談室を利用するよう勧奨している。学生相談室で対応した内容については、必要に応じて守秘義務の範囲で学生課や教学課と共有され、その中で把握した課題に対応している。

その他の学生からの意見や要望については、クラス担任やゼミ指導教員による学生指

導、及び各部課窓口（大阪天王寺キャンパスにおいては事務室窓口）、目安箱や相談ポスト等を通して把握し、その中で対応が必要な事項に関しては学生課や総務課に伝達され、可能な対応を講じている。

経済的な支援（学内外の奨学金の紹介、学費の延分納への対応など）については主として学生課が窓口となって対応しているが、クラス担任やゼミ指導教員が日常的な指導の過程で学生の経済的な困難を把握した場合は、学生課（大阪天王寺キャンパスにおいては事務室）と連携しながら可能な対応に当たっている。

2-6- 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

教室や体育施設、厚生施設等の学修環境に関する意見や要望については、クラス担任やゼミ指導教員による学生指導、各部課窓口（大阪天王寺キャンパスにおいては事務室窓口）、目安箱や相談ポストを通して把握している。また、令和5（2023）年度に実施した学生生活満足度アンケートにおいても、学修環境面に関する項目を設定し、それぞれの満足度について把握した。

施設の老朽化や未整備に関する要望についてはその内容が総務課に伝達され、修繕・整備等の対応を行っている。

（3）2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見や要望への対応は、学生支援体制の中で生じる意見や要望を聴取し、それらを各学科・各部局を中心に把握・対応するとともに、重要な意見や要望については各課や学生委員会を中心として組織的に対応している。また、令和5（2023）年度に実施した学生生活満足度アンケートにおいても、学修環境面に関する項目を設定し、それぞれの満足度について把握した。

令和5（2023）年度に実施した学生生活満足度アンケートでは、教員とのコミュニケーションや学生相互の人間関係の豊かさ等については満足している一方で、フィットネスセンターや売店等の厚生施設の充実を望む声が多いことが明らかになった。こうしたアンケートの結果を基に可能な改善を行うことにより、学生生活の満足度の向上に努めていく。具体的には、令和6（2024）年度は学生委員会でアンケート結果を受けた学生生活の満足度を向上させるための取り組みを検討する。

今後も定期的に学生生活や学修環境に関するアンケートを実施し、学生と教職員との日常的なコミュニケーションの中では必ずしも表面化しない意見や要望を把握し、学生生活や学修環境の改善につなげていく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】令和5（2023）年度学生生活満足度アンケート結果

〔基準2の自己評価〕

入学者の受け入れについては、高校訪問やオープンキャンパスの実施を中心とした本学の教育活動の広報の展開、インターネットを利用した入試の導入、高大連携校の増加等の取り組みを進めることにより、令和6（2024）年入試における志願者数及び入学者

数は大きく上昇に転じたものの、依然として本学における最も大きな課題の一つである。今後も入学試験委員会及びアドミッションオフィス等が中心となり、入学者の増加を図る取り組みの改善を不断に進めていく。

学修支援体制については、生活に関する支援・心身の健康に関する支援・経済的支援等について、それぞれ教職協働の下に構築されている。クラス担任・ゼミ指導教員制度及び各部署における窓口対応を核として個別の学生の修学指導に当たるとともに、オフィスアワー制度、SA 制度、国家試験対策講座等により、学生の修学を多方向から支えている。

就職支援体制については、キャリアサポートセンターやキャリアサポート委員会が主管し、教育課程内における指導や資格取得・インターンシップ・就職活動等に関する支援を組み合わせながら、学生の社会的・職業的自立を図っている。

学生生活の安定を支援する学生サービスについては、学生課及び学生委員会の主管の下、学生相談室、医務室等を整備し、学生からの各種相談対応、保健衛生管理、経済的支援、課外活動支援を適切に行うことができる体制を整えている。

学修環境については、教室や図書・情報センター、体育施設や厚生施設等の教育施設が整備されている。授業ごとの学生数については、授業の内容や実施方法等、及び各種法令を踏まえて適切に調整している。また、学生の課外活動を支援することにより、学生生活の活性化を図っている。

学生の意見や要望については、教員と職員による個別の対応及び「目安箱」「相談ボックス」の設置を通して適切に汲み上げ対応することができている。今後は一層の質の向上を目指すため、学生生活や学修環境等に関するアンケート結果を活用した学修環境に関する要望の把握と改善に向けた取り組みを進める。

以上より、本学は基準 2 を満たしている。

基準 3 . 教育課程

3-1 . 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1- 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1- ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1- 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3- 1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-1- 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、学生が学位授与のために身につける必要がある能力を具体的に示した指針として学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーは学生便覧に明記するとともに大学ホームページで公開することにより、学内外に周知を図っている。【資料 3-1-1】

本学のディプロマ・ポリシーは、表 3-1-1 の通りである。

表 3-1-1 ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)

健康スポーツ学部 健康スポーツコミュニケーション学科
<p>健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科では、建学の精神および学科の教育目的に沿って設定した科目を履修し、以下のような能力を身につけ、所定の単位を取得した学生において卒業を認定します。</p> <p>(1) 建学の精神である「個性の伸展と人生練磨」を理解し、自分の能力を伸ばし、生かす力を身につけている。</p> <p>(2) 4 年にわたる教養および学科専門科目の学修を通して様々な課題を発見し、それを科学的に分析解析する能力を身につけている。</p> <p>(3) さまざまな人とのコミュニケーションに必要な能力や専門的な指導力を身につけている。</p>
人間社会学部 未来社会学科
<p>人間社会学部未来社会学科では、建学の精神および学科の教育目的に沿って設定した科目を履修し、以下のような能力を身につけ、所定の単位を取得した学生において卒業を認定します。</p> <p>(1) 建学の精神である「個性の伸展と人生練磨」を理解し、ソーシャルワーカーとしての価値、知識、技術を学び、実践していくための科学的・専門的な力を身につけている。</p> <p>(2) クライアントが直面している生活問題を発見し、クライアント自身が主体的に解決することをサポートできる。</p> <p>(3) 課題の解決に向けて専門職ならびに他者との連携・協働ができ、地域の社会資源を活用した支援マネジメントができる。</p>

人間社会学部 経営データビジネス学科

人間社会学部経営データビジネス学科では、建学の精神および学科の教育目的に沿って設定した科目を履修し、以下のような能力を身につけ、所定の単位を取得した学生において卒業を認定します。

- (1) 建学の精神である「個性の伸展と人生練磨」を理解し、自分の能力を伸ばし、生かす力を身につけているとともに、多様性を理解する能力も身につけている。
- (2) 営利・非営利の組織の中で多くの人々と協働しながら、目的達成に向けて、職業生活を効率的に営む能力を身につけている。
- (3) 社会の持続可能な発展のために、情報を収集し、加工・整理し、適切な情報として発信する能力を身につけている。

3-1- ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、上記の通り学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め周知するとともに、各授業のシラバスにおいてディプロマ・ポリシーと当該授業との間の関連性を明示している。また、各科目の成績評価基準をシラバスに明記し周知することで、単位認定基準とディプロマ・ポリシーとの関連づけを図っている。

[単位認定基準と成績評価]

単位の認定、進級及び卒業等の基準については学則及び履修規程で規定し、学生便覧に明記している。単位の認定については、学則第 15 条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。」とし、「成績は、秀、優、良、可、不可の 5 種の評語をもって表し、可以上を合格とする。」と規定している。【資料 3-1-2】

単位の認定は、筆記試験、実技試験、レポート提出等によって行うことを、学則第 15 条に定めている。試験には定期試験、追試験、再試験等の区分が設定されている。このうち追試験は病気またはやむを得ない事情（忌引・疾病等）のため定期試験を受験できなかった場合に実施するもの、再試験は成績の評価が「不可（D）」であった学生に対して、科目担当教員の判断によって再度の試験を実施するものである。再試験の成績は、「可（C）」もしくは「不可（D）」のいずれかで評価する。また、試験中における不正行為が発覚した場合は、当該学期の定期試験時間割に記載された試験科目の成績をすべて「無効（K）」として、再試験の受験は認めないことを定めている。こうした点については試験前に口頭で説明することで注意を喚起するとともに、試験中に定期的に机間巡視を行い、不正行為の未然防止に努めている。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

具体的な成績評価基準は、100 点から 90 点を「秀（S）」、89 点から 80 点を「優（A）」、79 点から 70 点を「良（B）」、69 点から 60 点を「可（C）」、59 点以下を「不可（D）」と評語することを定め、学生便覧に明示している。各科目の評価については、シラバスに客観的な基準が示されており、公正かつ厳正に評価がなされている。また、「秀（S）」

評価を与えることができる学生数の割合は当該授業の受講生のうち 10%以下と取り決めて運用している。【資料 3-1-4】

学則第 15 条 5 で「出席時間数が、3 分の 2 (ただし、実習については 5 分の 4) に満たない者については当該科目の履修の認定はしない。」と定め、出席回数が上記の基準に満たない学生に対しては、履修の認定は行わず、評価を「無効 (K)」としている。【資料 3-1-2】

成績評価については、GPA (Grade Point Average) による総合成績評価指標を導入している。本学における GPA は、学生が履修登録した全科目について、評価点 (Grade Point: GP) を付与し、この評価点を各々の科目の単位数による加重をつけ平均して算出した数値である。個々の科目の成績評価に対する GP は「秀 (S)」は 5.0、「優 (A)」は 4.0、「良 (B)」は 3.0、「可 (C)」は 2.0、「不可 (D)」及び「無効 (K)」は 0.0 である。GPA は、学期ごと、年度ごと、通算の値を算出している。GPA の算出方法については、学生便覧に記載して周知している。【資料 3-1-5】

学生は成績の状況 (単位数集計、直近の学期の履修結果) や GPA (現学年の GPA、累計 GPA) について、教学ポータルサイト (AAA) より自由に参照することができ、学修成果の確認や今後の履修計画の策定に活用することができる。

また、学則第 13 条で、1 年間に履修できる履修登録合計単位数は、48 単位を上限 (CAP) と定め、自主的な学習時間の確保を図っている。ただし、学外での実習や体験活動を主たる内容とする一部の科目は、登録単位の上限を超えて履修することができるよう定めている。【資料 3-1-6】

[卒業認定基準]

本学に通算して 4 年以上在学し、所定の科目及び単位数を取得した者に卒業を認め、所定の学位を授与することを定めている。卒業要件単位は、学則 18 条で総計 124 単位以上を取得しなければならないことを定めている。そのうち教養科目の単位数は健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科では 32 単位以上、人間社会学部未来社会学科では 22 単位以上、人間社会学部経営データビジネス学科では 28 単位以上の取得が必要であることを学則第 16 条に、専門科目の単位数は健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科では 92 単位以上、人間社会学部未来社会学科では 102 単位以上、人間社会学部経営データビジネス学科では 96 単位以上の取得が必要であることを学則第 17 条にそれぞれ定めている。【資料 3-1-7】

本学では進級要件を定めておらず、4 年次以降にのみ学期 (前期・後期) ごとに卒業判定を行い、卒業要件を満たしたものに学位を授与している。

卒業のための必修科目として、3 年次配当の「卒業研究」、4 年次配当の「卒業研究」を履修し、「卒業研究」の履修者は論文または論文に替わる研究成果物を、所定の期日までに教学課に提出しなければならない。【資料 3-1-8】

所属する学部学科以外で開講されている授業科目を履修し (他学科履修・他学部履修) 修得した単位については、学則第 20 条 (他学部及び他学科授業科目の履修) において

30 単位を上限とすることを定めている。他の大学等で取得した単位の認定及び認定単位数の上限については、第 21 条（他大学等における授業科目の履修等）、第 22 条（大学以外の教育施設等における学修）、第 23 条（入学前の既修得単位等の認定）にそれぞれ規定している。【資料 3-1-9】

社会福祉士養成における学外実習に関する科目（「ソーシャルワーク実習」）、精神保健福祉士養成における学外実習に関する科目（「精神保健福祉援助実習」）、公認心理師養成における演習科目（「心理演習」）及び学外実習に関する科目（「心理実習」）を履修する際には、実習や演習の目的を達成するために必要な最低限度の知識や援助技術の修得を担保することを目的として、先修科目要件（「ソーシャルワーク実習」では 10 科目、「精神保健福祉援助実習」では 9 科目、「心理演習」では 4 科目、「心理実習」では 7 科目の単位を履修の前年度までに取得すること）を設けている。【資料 3-1-10】

こうした単位認定基準、卒業認定基準については、学生便覧に記載して周知するのみならず、各種オリエンテーションにおいて学生に説明するとともに、クラス担任やゼミ指導教員による個別指導を行うことにより確実な周知を図っている。

3-1- 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

上記の通り単位認定基準、卒業認定基準等を策定しており、それらの厳正な適用に努めている。単位の認定については、各科目のシラバスに示した評価基準により厳格に行っている。

卒業の認定については、学期ごとに教学課において卒業認定者の原案を作成し、教務委員会で卒業に必要な要件が満たされているかを十分に確認・審議した後、教授会に諮り学長が卒業を認定している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーや単位認定基準、卒業要件については、学生便覧に掲載するだけでなくオリエンテーションや個別指導において学生が十分に理解できるよう努めることが重要であり、今後も周知に努める。また、成績を明確な根拠に基づいて評価することは単位認定制度の根幹を成すものであることから、引き続き単位認定基準を厳格に運用することにより、教育の質の向上を目指す。

今後は IR 活動の一環として、学科別・科目別の成績評価の分布等を分析することにより、成績評価の厳正性の妥当性を検証する。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-1-1】 学生便覧 2~3 ページ（ディプロマ・ポリシー）
- 【資料 3-1-2】 神戸医療未来大学学則第 15 条
- 【資料 3-1-3】 学生便覧 28 ページ（試験の種類）
- 【資料 3-1-4】 教務部からの連絡事項
- 【資料 3-1-5】 学生便覧 28~29 ページ（GPA）

【資料 3-1-6】神戸医療未来大学学則第 13 条

【資料 3-1-7】神戸医療未来大学学則第 16 条・第 17 条・第 18 条

【資料 3-1-8】学生便覧 29 ページ（卒業研究 ・卒業研究 ）

【資料 3-1-9】神戸医療未来大学学則第 20 条・第 21 条・第 22 条・23 条

【資料 3-1-10】学生便覧 31 ページ・33 ページ・36 ページ

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2- カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2- カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2- カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2- 教養教育の実施

3-2- 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2- カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、人材養成の目的を踏まえた教育課程の編成の指針として、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと同様に、学生便覧に明記するとともに大学ホームページで公開することにより、学内外に周知を図っている。【資料 3-2-1】

本学のカリキュラム・ポリシーは、表 3-2-1 の通りである。

表 3-2-1 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

健康スポーツ学部 健康スポーツコミュニケーション学科
<p>健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科は、建学の精神および学科の教育目的に沿って設定した科目を履修し、健康・スポーツ分野における必要な知識と実践方法を修得し、専門領域のスキルを高め、教育分野の指導者のみならず、生活の質の維持・向上のために幅広い年齢層を対象とした適切な健康・運動の指導ができる人材を育成することを目的とします。この目的を達成するため、次の方針をもとにカリキュラムを編成し実践します。</p> <p>(1) 社会人として国内および国際社会で活躍できる教養を身につける。</p> <p>(2) 学問の基礎から専門的なことを体系的に学び、さまざまな人とのコミュニケーション力を身につける。</p> <p>(3) 健康・スポーツ分野において幅広い知識と実践方法を習得し、さまざまな人とのコミュニケーション力と専門性の高い指導力と指導方法を身につける。</p>
人間社会学部 未来社会学科
<p>人間社会学部未来社会学科では、建学の精神および学科の教育目的に沿って設定した科目を履修し、社会・心理・福祉分野における必要な知識と実践方法を修得し、専門領域</p>

のスキルを高め、専門職養成のみならず、生活の質の維持・向上のために貢献できる人材を育成することを目的とします。この目的を達成するため、次の方針をもとにカリキュラムを編成し実践します。

- (1) 教養科目を通して人間と社会を理解し、将来の福祉専門職として必要な資質と能力を身につける。
- (2) 相談支援に必要な制度と実践方法を学ぶとともに、それを実践するためのコミュニケーションスキルとマインドを身につける。
- (3) 個人と地域の生活問題を発見し、社会的に解決するために不可欠なアセスメント能力やマネジメント能力などを身につける。

人間社会学部 経営データビジネス学科

人間社会学部経営データビジネス学科は、建学の精神及び学科の教育目的に沿って設定した科目を履修し、人間と社会の関係や人間と組織の関係に関わる知識、社会調査のスキルなどを活用することにより、さまざまな社会現象に潜む課題、営利・非営利の組織が抱える課題を発見・分析・解決する能力を身につけた人材を育成することを目的とします。この目的を達成するため、次の方針をもとにカリキュラムを編成し実践します。

- (1) 教養科目および学科専門科目を通じて、グローバルな視点で人間、組織、社会を理解し、考察するための教養と知識を身につける。
- (2) 社会学・経営学及びそれらの関連科目の理論とビジネス実務の実践方法を学び、持続可能な社会の市民・職業人にふさわしい洞察力、論理的思考力、ビジネススキルを身につける。
- (3) 社会調査及びデータサイエンスを体系的に学び、課題解決や価値創造につながるデータ収集力、データ分析力、データ活用力を身につける。

3-2- カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、各学科の教育課程に配置された科目を履修することによりディプロマ・ポリシーに定めた目標が達成できることを目的として、両者が一貫したものとなるよう定めている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を担保する方法の一つとして、教育課程の科目群の体系的性を示したカリキュラムツリーを学科ごとに作成し、両者の対応関係を明示している。教育内容の充実を目的として教育課程を再編する際には、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーとの対応を意識している。【資料 3-2-2】

3-2- カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、2 学部 3 学科で概ね共通した教養科目と、それぞれの学部学科に固有の専門教育を授けるための学科専門科目に大別して教育課程を編成している。

各学部学科の教養科目は、「基礎」、「総合教養」、「情報と言語」、「健康と運動」の科目区分から編成され、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に即した多様なリベラルアーツの学びが可能となっている。「基礎」科目の「医療と福祉のあゆみ」は必修科目として位置づけ、医療と福祉の歴史を学び、社会科学の観点から医療と福祉の融

合について理解することができる、本学の学びの特色の一つを担保する科目として位置づけられている。また、キャリア形成に関する科目が「基礎」科目のなかに位置づけられ、1年次配当の「キャリアデザイン」、2年次配当の「キャリアデザイン」では、大学での学びや自己の分析、社会人として必要なスキルや知識を幅広く修得し、生きる力を身につけることを目指している。

専門科目は、各学部学科で規定するカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成している。

健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科では、健康・スポーツ分野における必要な知識と実践方法を修得し、専門領域のスキルを高め、教育分野の指導者のみならず、生活の質の維持・向上のために幅広い年齢層を対象とした適切な健康・運動の指導ができる人材を育成することを目的として教育課程を編成している。健康スポーツコミュニケーション学科の専門科目は、「学科コア」「健康・医療領域」「スポーツ科学領域」「スポーツ情報領域」「総合科目」「教職関連科目」の6つの科目区分に大別されている。このうち「学科コア」及び「総合科目」は卒業必修科目として位置づけている。

人間社会学部未来社会学科では、社会・心理・福祉分野における必要な知識と実践方法を修得し、専門領域のスキルを高め、専門職の養成はもとより、生活の質の維持・向上のために貢献できる人材を育成するという目標を実現するため、教育課程を編成している。未来社会学科の専門科目は「学科コア」「学科専門科目」の科目区分に大別されており、「学科コア」に配置されている科目の一部及び「卒業研究」、「卒業研究」は卒業必修科目として位置づけている。また、学科専門科目には資格や学修分野の集合を示す区分として「社会・経済領域」、「社会調査士領域」、「精神保健福祉士領域」、「認定心理士領域」を設定している。

人間社会学部経営データビジネス学科では、人間と社会の関係や人間と組織の関係に関わる知識、社会調査のスキル等を活用することにより、さまざまな社会現象に潜む課題、営利・非営利の組織が抱える課題を発見・分析・解決する能力を身につけた人材を育成することを目標に教育課程を編成している。経営データビジネス学科の専門科目は、「学科コア」「DX領域」「社会調査領域」「経営・経済関連領域」「ビジネスキャリア領域」「グローバルリーダー領域」「公共・公益領域」の7つの科目区分に大別されている。このうち「学科コア」及び「卒業研究」、「卒業研究」は卒業必修科目として位置づけている。【資料3-2-3】

教員は自身が担当する授業が、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーのなかでどのように体系づけられているのか、他の科目とどのような関連性を有しているのかを自覚し、さらにファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、「FD委員会」という）を中心としてFD活動に取り組み、教授方法の工夫・開発に努めている。また、各科目のシラバスには「本科目の概要・目的」の欄に当該科目で取り扱う内容とディプロマ・ポリシーとの関連性を記載する必要があり、各科目がディプロマ・ポリシーの一部に関連することを担保している。【資料3-2-4】

3-2- 教養教育の実施

教養教育の実施にあたっては教養教育委員会が中心となり、教養教育科目に関する教育計画や専門教育の接続に関する事項を審議している。教養教育委員会で審議された内容は教務委員会において審議され、教授会における審議を経て教育課程に反映されている。

本学の教養教育は「基礎」、「総合教養」、「情報と言語」、「健康と運動」の4つの科目区分から体系的に構成されている。

「基礎」は2学部3学科に共通する必修科目であり、「キャリアデザイン」、「キャリアデザイン」、「文章表現の技術」の履修を通して大学生としての学修スキルや卒業の進路を見据えた学修計画を構築するとともに、「医療と福祉のあゆみ」の履修を通して社会科学の観点から医療と福祉の融合について理解し、本学の教育理念に掲げられている「福祉的未来の実現」を理解する基盤を得ることを目指している。

「総合教養」では、現在や未来の社会を理解するために必要な知識を学ぶための多様な科目群をバランスよく配置している。このうち、地域に根差した大学を志向する本学において、福崎町及び播磨地方（姫路キャンパス）、大阪市（大阪天王寺キャンパス）を中心とした地域社会を取り巻く環境と文化の特色を理解するための科目を配置することを目的として、令和3（2021）年度より「グローバルスタディーズ」を「総合教養」領域の1年次配当科目として新たに開講した。加えて、令和4年（2022）度より姫路キャンパスの2学科（健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科・人間社会学部未来社会学科）において「妖怪学（地域と妖怪）」及び「妖怪学（妖怪と文化）」を同じく「総合教養」領域の1年次配当科目として新たに開講した。このうち、「妖怪学」に関する科目の配置は、姫路キャンパスの位置する福崎町が『妖怪談義』等の著作で知られる民俗学者柳田國男の生誕地であることを背景として、妖怪による地域振興を推進していることに由来している。

「情報と言語」では、未来社会を生きる基盤となる情報リテラシーや、さまざまな言語に触れる機会を得るための科目を配置している。このうち「グローバルラーニングアクティビティーズA・B」は、海外において語学や文化に触れる国際交流体験プログラムを主たる内容とした科目であり、国際的な視野を得る機会となる科目として位置づけている。また、留学生を対象に、日本語活用能力を高めること、日本の文化の理解に触れることを目的として、「日本語」、「日本語」、「日本事情」、「日本事情」を開講している。

「健康と運動」では、「健康と運動の科学」、「生涯スポーツ」を配置し、生涯に渡る健康の維持増進の重要性に触れる機会を得ることを目的としている。

3-2- 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、すべての科目においてシラバスに科目の概要と目的、到達目標、成績評価の基準と方法を明記し、学修成果を適切に評価している。授業目的の達成度の評価は、個々の学生の学修プロセスを適切に把握しながら行うことが妥当である。そのため、単

一の指標（単回の定期試験の評価やレポートの評価等）のみで成績を評価せず、提出物や小テストの結果等を加味して多面的に評価する方法を工夫することを教務委員会で提起し、その方針の徹底に努めてきた。シラバスの作成を依頼する際には、科目担当教員に「シラバス作成マニュアル」を配布している。マニュアルにはシラバスに記載する事項及び授業計画を作成する際の注意点を具体的に明記しており、シラバスの質の向上を図っている。【資料 3-2-5】

また、本学ではクラス担任制度やゼミ指導教員制度を採用しており、教員は自らが担当する学生の出欠状況、単位取得状況等を教学ポータルサイト（AAA）から日常的に確認することができる。クラス担任やゼミ指導教員は担当する学生と適宜、面談を実施するとともに、面談の概要を教学ポータルサイト（AAA）に入力することが求められている。

加えて、FD 委員会を中心として、次のような教育目的の達成状況の点検・評価の工夫・開発を行っている。

[授業改善アンケートの実施]

本学では、授業内容と方法の改善へ向けて前期・後期における授業の後半時点において、全ての科目の授業に対して学生による授業改善アンケートを実施している。アンケートは「学生自身の授業態度」「授業内容や教授法、学習環境」「受講の成果」「総合評価」で構成されている。質問項目に対する学生の回答選択肢は「そう思う」5点、「どちらかといえばそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「どちらかといえばそう思わない」2点、「そう思わない」1点で、項目ごとに点数がつけられる。各教員は、全体の平均値と比較した自身の授業に関する各項目の平均回答点数を、教学ポータルサイト（AAA）上で閲覧することができる。加えて、アンケート全体の集計結果、及び全科目の各結果を一覧ファイルにして、教学課事務室及び図書・情報センターカウンターに置いている。これによって、教員が他教員のアンケート結果を閲覧し参考にできるほか、学生も閲覧可能としている。【資料 3-2-6】

教員はアンケートの結果をもとに、今後の授業改善方策、前年度の評価を受けて今年度に授業改善を行った点等を振り返っている。こうした PDCA サイクルに基づいたプロセスによって、教員は教育内容の向上や授業方法の改善を図っている。

アンケートの実施、集計、公開のほか、その実施方法や質問項目の見直し等については、FD 委員会で協議、検討を行ってきた。近年では、令和元（2019）年度から検討を進め、令和 2（2020）年度に大きくアンケートの内容を見直した。その背景には、教授方法の変化があった。例えば、板書という内容提示方法がほとんど採られなくなり、パワーポイント等の使用が主流になっていることを反映し、教授法に関する質問項目を変更した。

[授業参観の実施]

授業参観は、平成 27（2015）年度から実施している。実施当初は学科からの推薦に

基づき授業参観を行う教員を選ぶ方法で行っていたが、現在は、実施期間中に自由に授業の参観ができる方式へと変更した。教員は自分の担当する専門分野に限らず、自由に授業参観することが可能である。授業参観後は、参観者・被参観者間で参観の結果を論じ合うこともあるが、「授業参観による授業評価票」の記録を通じて被参観者へフィードバックを行っている。

評価票の項目は「授業の内容・レベル」「解説用資料」「配布用資料」「授業の進め方」「学生への対応」で構成されており、各項目において4段階評価と自由記述評価を行う。授業参観は、前期・後期に期間を定めて行っている。令和2(2020)年度から令和3(2021)年度は授業が主に遠隔により実施されていたため、遠隔で実施されている授業を視聴するなど、参観の方法の変更を余儀なくされたが、令和4(2022)年度以降は再び教室での対面による授業の参観を実施した。【資料3-2-7】

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

教養教育、専門教育における教育課程については、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性を保ちながら時流に応じて充実を図り、引き続き質の向上を目指す。また、カリキュラムツリーの作成と更新を通してカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーの妥当性及び整合性を点検することにより、より質の高い教育効果を得ることができる教育課程を編成していく。

学生による授業改善アンケートや授業参観といった他者評価の存在によって、教員は、授業内容の向上、授業方法の改善に意識的に取り組むことができることから、継続して実施する。今後は、より多角的な指標を用いてカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの妥当性について検証することが必要となる。そのために、IR委員会の活動の下に学生の理解度やディプロマ・ポリシーに示した能力の修得状況が把握できるデータの取得及び分析方法を取り入れ、さらなる質の向上を検討する。

シラバスの作成に当たっては「シラバス作成マニュアル」を担当教員に配布し、シラバスに記入する内容の統一と質の向上を図っているが、作成されたシラバスのチェックについては現時点では教学課において未記入事項の確認などを中心として行っているが、組織的な取り組みとしては不十分な面が残る。今後は教務委員会を中心として学科の教員によるシラバスのチェック体制を整備し、シラバスの質のさらなる向上を目指す。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-1】学生便覧1~2ページ(カリキュラム・ポリシー)

【資料3-2-2】カリキュラムツリー(2024年入学生用)

【資料3-2-3】学生便覧18~23ページ(教育課程)

【資料3-2-4】シラバス画面例

【資料3-2-5】令和6年度シラバス作成マニュアル

【資料3-2-6】令和5(2023)年度前期授業改善アンケート集計結果

【資料 3-2-7】令和 5（2023）年度前期授業参観による授業評価

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3- 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3- 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3- 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、それらに含まれる要素に基づき、知識や技能、態度等を在学期間において修得できたことを確認するために、シラバスに各科目の目標、ディプロマ・ポリシーとの関連性、授業の到達目標、及び習得度を判定できる評価基準を明記している。教員は、定めた基準に基づき評価して、単位を認定している。

学生に対しては、入学時に配布する学生便覧に授業の履修や試験、成績評価の取り扱い等を明記するとともに、教学ポータルサイト（AAA）で各科目のシラバスを公開し、科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連性や授業の到達目標、及び成績評価基準等を示している。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、学生の学修状況、単位取得状況だけでなく、学生に対する授業改善アンケート、各種資格取得のための科目履修状況及び単位取得状況によって行っている。

3-3- 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、学生の学修状況、単位取得状況や GPA だけでなく、学生に対する授業改善アンケート、各種資格取得のための科目履修状況及び単位取得状況によって行っている。加えて、人間社会学部未来社会学科では学生が取得を希望する資格や学修の方向性に対応する授業の組み合わせが多様であることから、各種資格に関連する教員が中心となり個々の学生の学修状況を把握しながら個々の学修をサポートできる体制を取っており、個々の学生の到達度を把握できるようにしている。各種資格を取得する際に必要な履修科目や履修方法については、学生便覧に明記することにより学生に周知しており、学生が主体的に学修成果を把握し、自らの目指す将来像に向けた履修を計画することができるようにしている。【資料 3-3-3】

個々の学生の学修成果は、授業担当者とクラス担任・ゼミ指導教員が評価と把握を行っており、3 年次以降はゼミ指導教員が個別に把握している。最終的には、建学の精神

「個性の伸展による人生錬磨」に基づいたポリシーに掲げている人材養成の達成という視点で評価することが重要である。この達成目標を実現する、すなわち個性の伸展を最大限に発揮するために、「卒業研究」を教育課程に組み入れ、「卒業研究」を3年次の通年科目、「卒業研究」を4年次の通年科目として配当することにより、2年間の研究期間を確保している。したがって、3年次以降はゼミ指導教員が個々の学生の学修状況及び単位取得状況を把握する体制となり、逐一の学修指導を実施することで、学修目標の到達を支援するだけでなく、建学の精神の理解、ディプロマ・ポリシーの達成に寄与している。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けた学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、それぞれの授業を、授業改善アンケート結果及び教員間で実施する授業参観における評価といった、客観的及び多面的な評価に基づいて、授業担当者が改善を行っている。また、就職先における卒業生の評価のヒアリング内容を参考にしている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業改善アンケートや授業参観といった他者評価を通して、教員は、授業内容の向上、授業方法の改善に取り組んでいる。今後は教員の授業改善の方法を、学生にも積極的に明示していく有効なフィードバックの方策を検討する。

また学修成果の可視化の観点から、今後は学生自身が自らの学修目標を設定し、成果を振り返ることができる仕組みを構築する必要がある。今後は教務委員会及び令和5（2023）年度に設置したIR委員会が中心となり、令和6（2024）年度内に本学におけるアセスメント・ポリシーを策定するとともに、定められた指標に基づいた測定・評価を実施することにより、本学における学修成果を可視化し、それらの結果を教育活動の改善に活用する体制を整備する。

学生の学修成果は、成績や授業の改善や向上によって高められるものであると同時に、学生がディプロマ・ポリシーに示された能力を卒業後において発揮し、社会から評価されることが重要である。現在は、就職先に学修成果についての体系的なアンケートを実施するには至っておらず、就職先に訪問した、あるいは就職先からの訪問を受けた際に担当者からヒアリングするにとどまっている。将来的には、就職先に学修成果アンケートの協力を体系的に依頼し、その結果を授業改善、及び教育課程の再編成やカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの再構築にフィードバックする体制を整えていく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-1】学生便覧 24~29 ページ（履修について）

【資料 3-3-2】シラバス検索画面

【資料 3-3-3】学生便覧 30~47 ページ（資格取得のための履修方法）

【基準3の自己評価】

本学では、人材養成の目的（教育目的）を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧に記載するとともに、大学のホームページにも掲載し、広く周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準や卒業認定基準を学則に定め、試験の方法、成績の発表、単位取得の認定・学修の評価の基準や各学科の卒業に必要な要件等を分かりやすく学生便覧に記載するとともに、各種オリエンテーションや個別指導において説明し、学生に周知徹底を図っている。

単位認定基準、卒業認定基準等の厳正な適用については、ディプロマ・ポリシーを基に基準を策定し、学生便覧やシラバスに明記するとともに、学生にオリエンテーション等を通じて説明している。特に卒業判定については、教学課や教務委員会で精査した上で教授会にて審議したのち、学長が卒業を決定するプロセスを適用し、厳正性を担保している。

教育課程の編成については、ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定した上で、教養科目と専門科目を体系的に配置している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を担保するために、教育課程の科目群の体系性を示したカリキュラムツリーを作成し、体系的な教育課程の編成に努めている。

教養教育については、建学の精神や教育理念を実現するために重要なものとして位置づけられ、教養教育委員会と教務委員会を中心に、本学独自の科目を新たに導入しながら体系性と多様性の維持を図っている。

教授方法の工夫や開発については、FD委員会を中心として授業改善アンケート、授業参観、FD研修会等を実施することにより改善に取り組んでいる。

学修成果の点検・評価については、大学の三つのポリシーを踏まえたシラバスを作成し、その内容に応じて評価することを義務づけるとともに、全体の単位取得状況や資格の取得状況等をモニタリングすることにより点検・評価している。

以上より、本学は基準3を満たしている。

基準 4 . 教員・職員

4-1 . 教学マネジメントの機能性

4-1- 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮

4-1- 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1- 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4- 1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1- 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮

本学の意思決定の仕組みは、学則や諸規程に則り適切に機能している。意思決定は、大学の教学面において最終的な責任と権限を有する学長のリーダーシップの下になされている。学長の意思決定を支える組織として教授会及び委員会を置き、意思決定を重層的に支えている。本学に設置する委員会は、表 4-1-1 に示すとおりである。【資料 4-1-1】

表 4-1-1 神戸医療未来大学 委員会一覧（令和 6（2024）年度）

委員会名称		委員数	主管部署
1	自己点検・質保証委員会	教員 13 人 職員 8 人	総務課 教学課
2	学生委員会	教員 10 人 職員 4 人	学生課
3	地域連携推進委員会	教員 9 人 職員 2 人	学生課
4	ハラスメント防止委員会	教員 9 人 職員 3 人	総務課
5	SD 委員会	職員 8 人	総務課
6	入学試験委員会	教員 5 人 職員 2 人	アドミッションオフィス
7	入学者選抜委員会	教員 5 人 職員 3 人	アドミッションオフィス
8	国家試験対策委員会	教員 12 人 職員 8 人	教学課
9	FD 委員会	教員 8 人 職員 1 人	教学課
10	IR 委員会	教員 8 人 職員 2 人	教学課
11	教務委員会	教員 7 人 職員 2 人	教学課
12	教職課程委員会	教員 7 人 職員 2 人	教学課 キャリアサポートセンター
13	教養教育委員会	教員 6 人 職員 1 人	教学課
14	キャリアサポート委員会	教員 8 人 職員 2 人	キャリアサポートセンター
15	国際交流委員会	教員 8 人 職員 3 人	学生課
16	実習委員会	教員 8 人 職員 2 人	キャリアサポートセンター
17	図書・情報委員会	教員 6 人 職員 3 人	図書・情報センター
18	紀要委員会	教員 5 人 職員 2 人	図書・情報センター

19	安全衛生委員会	教員 1 人 職員 6 人 (+ 産業医)	総務課
20	倫理審査委員会	教員 4 人 職員 1 人 (+ 外部委員 2 名)	図書・情報センター

学長は学校法人の理事を兼ねており、大学の教学面と経営面の双方に責任を負いながら、理事会の意思決定と連携した大学運営を可能とする体制となっている。

また、教育研究に関する重要事項を審議する教授会、及び自己点検評価の実施、結果の公表と改善等に関する責任体となる自己点検・質保証委員会は学長が招集し、学長がリーダーシップを発揮して課題に対して的確に対応できる体制を確立している。各委員会は学長の諮問機関として位置づけられ、学長のリーダーシップの発揮の下に機能している。

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、学則第 46 条に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」と定めており、副学長及び学部長が学長の意思決定を補佐する体制を整えている。令和 6（2024）年度は、教育イノベーション分野を担当する副学長、スポーツ分野を担当する副学長、自己点検及び認証評価、教職課程を担当する副学長の 3 名を置き、それぞれ分野で学長の意思決定の助力として機能している。【資料 4-1-2】

4-1- 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、教育研究に関する重要事項の審議機関として教授会を置くとともに、その機能別の実行機関として教務委員会、地域連携推進委員会、学生委員会、実習委員会等の委員会を設置している。各委員会での審議事項は、事前に各学科における学科会議、各部署で実施している会議等で検討し提議されている。

各委員会の役割は、各委員会規程により明確化されている。教学マネジメントには教務委員会、学生委員会、キャリアサポート委員会、FD 委員会等が中心となって関与しており、それぞれの担当する領域における責任を担い活動している。本学の組織体制は、図 4-1-1 に示す通りである。

各学科では、原則として月に 1 回定例の学科会議を開催している。学科会議では、学科の運営に関する事項や学生の修学に関する事項について議論・検討し、必要な事項については学科長もしくは学科に所属する委員を通して各委員会に審議を上程しており、教学マネジメントにおいて重要な位置づけを担っている。

委員会等からの共有すべき情報をスムーズに伝達するため、姫路キャンパスに所属する未来社会学科・健康スポーツコミュニケーション学科では学科別の学科会議に先立って合同学科会議を開催し、学科を越えて共通した教授会や各委員会からの情報が共有されている。合同学科会議には大阪天王寺キャンパスに所属する経営データビジネス学科長も参加し、合同学科会議で共有された情報を経営データビジネス学科の学科会議で伝達・共有している。

[学内意思決定のプロセス]

教育研究に関する重要事項の決議に係わる事項については、各委員会等から議題や原案が提議され、教授会で意見を聴いた後に学長が決定している。議事録は、全教職員が閲覧できるように、事務室にて閲覧可能としている。

教授会は、学校教育法第93条第2項に則り、教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項を審議し、学長に意見を述べる役割を果たしている。教授会は学園総長・学長・専任の教授により構成されており、学長が招集する。

教授会において審議する事項は、学則第47条及び神戸医療未来大学教授会規程において以下の通り定められており、学内に周知している。【資料4-1-3】【資料4-1-1】

- (1) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学位授与に関する事項
- (4) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (5) 学生の休学、復学、退学、転学、転学科、除籍、復籍、賞罰に関する事項
- (6) その他、教育、研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

教授会は、令和6(2024)年度に健康スポーツ学部を新たに開設し、健康スポーツ学部・人間社会学部の2学部構成になったことを受け、以降は2学部合同で開いている。

4-1- 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学の事務組織については、「神戸医療未来大学大学組織規程」に定められている。権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制と職員の配置により、教学マネジメントのサポート体制を整備している。【資料4-1-4】

本学の事務組織として、「神戸医療未来大学事務組織内規」に示す通り、大学事務室(総務課・経理課)、教学部(教学課)、学生部(学生課)、キャリアサポートセンター、アドミッションオフィス、図書・情報センターを設置しており、それぞれ定められた所掌事項を担っている。また「神戸医療未来大学事務分掌内規」に基づいて各部署の事務分掌を明確にすることにより、円滑な業務の遂行と事務の工夫・改善に努めている。【資料4-1-5】【資料4-1-6】

委員会には各課長を始めとして原則として職員が所属しており、教学組織は教職協働の体制の下に運営されている。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

教学マネジメントの基盤となる体制として、学長のリーダーシップの下に、教授会を中心とした学内意思決定組織と、委員会や事務組織を中心とした実行組織がそれぞれ適切に整備・組織化されている。今後は意思決定の円滑化と学長のリーダーシップの発揮という視点から、教授会または学科会議で大学や学園の運営方針を共有するとともに、運営方針に関係する課題や課題解決について各種委員会で審議する循環を保ち、学長のリーダーシップを支援する体制をさらに強化していく。

また、事務組織の各課においては課員それぞれの担当役割を明確にして業務にあたっているが、今後は主要な業務については主・副担当者を定め、担当者や課長不在時の情報伝達を円滑にするなど、不測の事態においても業務が遂行可能な体制をさらに充実させていく。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-1】神戸医療未来大学教授会規程
- 【資料 4-1-2】神戸医療未来大学学則第 46 条
- 【資料 4-1-3】神戸医療未来大学学則第 47 条
- 【資料 4-1-4】神戸医療未来大学大学組織規程
- 【資料 4-1-5】神戸医療未来大学事務組織内規
- 【資料 4-1-6】神戸医療未来大学事務分掌内規

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2- 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2- FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4- 2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-2- 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員組織は、大学設置基準の定めるところにより、教育課程を適切に運営するために必要な専任教員数を配置している。大学設置基準上必要な教員は全体で 53 人（うち教授 28 人）であり、現員は 54 人（うち教授 32 人）である。国家資格に関する養成課程や教職課程において指定規則に定められた科目は、研究業績や専門領域、取得資格等を考慮し、科目担当が可能な教員を配置している。【共通基礎データ様式 1】【資料 4-2-1】

専任教員の年齢別構成は、61 歳以上の教員が全体の 35.1%（教授のうち 56.2%）、51 歳から 60 歳までの教員が全体の 24.1%（教授のうち 34.4%）、41 歳から 50 歳までの教員が全体の 20.4%（教授のうち 9.4%）、40 歳までの教員が全体の 20.4%（教授のうち 0%）であり、年齢構成は概ね均衡したものとなっている。

資格養成に関連する科目を中心として専任教員での担当が困難な一部の科目については兼任教員を配置しているが、各学科には必要な数の専任教員が配置され、専門分野を適切に教育できる体制が整えられており、年齢構成も含めてバランスの取れた教員配置となっている。また、主要な科目については専任教員が担当することを原則として科目担当教員を配置している。

専任教員の新規採用に関しては、公募による採用を原則としており、「神戸医療未来大学教育職員資格審査規程」に定めるところにより採用の手続きを進めている。新規採用

公募に関する情報は JREC-IN(国立研究開発法人科学技術振興機構)に掲載し、広く周知を図っている。採用にあたっては担当する教育研究領域との適合性ととも、大学運営業務に関する意欲と関心、年齢構成のバランス等を考慮して書類選考及び面接を経て候補者を選定し、最終的には理事長面接を経て理事長が採用を決定している。【資料 4-2-2】

専任教員の昇任人事に関しては、「神戸医療未来大学教育職員資格審査規程」に則り、適切に行っている。【資料 4-2-2】

4-2- FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質・能力向上の取組みについては、FD 委員会が中心となって当たっている。主な取り組みとして、FD 研修会、教員相互による授業参観、学生による授業改善アンケートを実施している。

[FD 研修会]

教員の資質・能力の向上に資する時宜に適ったテーマを FD 委員会で設定し、年に 2 回全ての学科の専任教員を対象とした FD 研修会を開催している。研修会の終了後には研修内容に関するアンケートを実施し、研修の内容について振り返る機会としている。令和 5(2023)年度の FD 研修会は、表 4-2-1 の通り実施した。【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】

表 4-2-1 令和 5(2023)年度 FD 研修会概要

回	概要
第 1 回	開催日：令和 5(2023)年 12 月 27 日(木) テーマ：ChatGPT を知ろう！使おう！考えよう！導入編 目的：生成系 AI 利用に関する留意事項について大学教員として考えることができるように、まずは ChatGPT について理解し、利用できることを今回の目的とした。 内容：ChatGPT の概要、ChatGPT の利用例(文章の生成、文章の校正)
第 2 回	開催日：令和 6(2024)年 3 月 22 日(金) テーマ：危機管理学習～コロナ禍における留学生～ 目的：留学生の入学が増加する直前に、外国人留学生に起っている課題を全教職員が自分事として捉えることができるように情報共有を図った。 内容：コロナ禍において留学生に起った事例について

[教員相互による授業参観]

他者の教育活動(授業)を見ることによって自らの教育活動に役立てることを目的として、教員が他の教員の授業を参観する。参観終了後はアンケート形式の振り返りを行う。授業参観は姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパスが独立して実施している。令和

5（2023）年度は、以下の日程で実施した。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】

前期 実施期間：令和 5（2023）年 6 月 26 日（月）～7 月 21 日（金）

後期 実施期間：令和 5（2023）年 11 月 13 日（月）～12 月 8 日（金）

[学生による授業改善アンケート]

学生が受講している授業の評価を行うものである。授業改善アンケートは、令和 2（2020）年度より教学ポータルサイト（AAA）の機能を利用したオンライン形式で実施している。アンケート結果は科目の担当教員にフィードバックし、自己の教育活動の見直しに役立てる。全科目のアンケート集計結果をファイルに編綴した上で教学課窓口（姫路キャンパス）や図書・情報センター窓口（大阪天王寺キャンパス）に設置し、学生や教職員が閲覧できるようにしている。【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】

前期 実施期間：令和 5（2023）年 6 月 26 日（月）～7 月 21 日（金）

後期 実施期間：令和 5（2023）年 11 月 13 日（月）～12 月 8 日（金）

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程に即し、大学設置基準に定められた教員数を配置しており、引続き年齢構成や専門分野の均衡を踏まえながら適切に教員を配置していく。なお、健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科の開設（令和 6（2024）年度開設）を届出た際、「完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編製の将来構想を策定し、着実に実行すること。」との指摘が附帯した。指摘事項が附帯した健康スポーツ学部はもとより、人間社会学部においても年齢構成と専門分野の均衡を考慮した教員組織の将来構想を定め、適切な教員組織を編成する。

FD 活動に関しては、FD 研修会を通して、多様化する学生の満足度を向上させるために、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施に取組み、教育力の向上を引き続き図っていく。特に学生による授業改善アンケートは回収率の向上を図り、有意義なフィードバックが可能になるようにする。

<エビデンス集（データ編）>

【共通基礎データ様式 1】教育研究組織

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】国家試験受験資格指定科目との対応表

【資料 4-2-2】神戸医療未来大学教育職員資格審査規程

【資料 4-2-3】令和 5（2023）年度前期 FD 研修会（ChatGPT）

【資料 4-2-4】令和 5（2023）年度後期 FD 研修会（危機管理学習）

【資料 4-2-5】令和 5（2023）年度前期授業参観報告書

【資料 4-2-6】令和 5（2023）年度後期授業参観報告書

【資料 4-2-7】令和 5（2023）年度前期授業改善アンケート集計結果

【資料 4-2-8】令和 5（2023）年度後期授業改善アンケート集計結果

4-3. 職員の研修

4-3- SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4- 3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3- SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

教職員の資質・能力向上のための取組みは、主としてスタッフ・ディベロップメント委員会（以下、「SD 委員会」という）が当たっている。SD 委員会としての取組みを含め、教職員の資質・能力の向上を図るために以下の施策を講じている。

[学内研修の実施]

教職員に対し SD 研修会を実施し、各部署間相互で情報共有すべき事項、教員から職員または職員から教員へ情報共有すべき事項を伝達・議論することにより、組織全体の資質の底上げを図っている。令和 5（2023）年度の SD 研修会は、表 4-3-1 の通り実施した。【資料 4-3-1】

表 4-3-1 令和 5（2023）年度 SD 研修会概要

回	概要	対象者
第 1 回	開催日：令和 5（2023）年 6 月 6 日（火） 内 容：募集広報活動について ・ 高校訪問活動について	教職員
第 2 回	開催日：令和 5（2023）年 9 月 28 日（木） 内 容：「電子帳簿保存法」とその対応について ・ 電子帳簿保存法とは？ ・ 3 つの保存方法について（電子帳簿等保存・スキャナ保存・電子取引） ・ 会計手続きについて	教職員
第 3 回	開催日：令和 5（2023）年 11 月 27 日（火） 内 容：本学の運営上の重要事項とその理解 ・ 教職課程認定申請 ・ 機関別認証評価の受審 ・ 大学設置基準の改正 ・ 私立学校法の改正（ガバナンス改革）	職員 （課長級以上）

第4回	<p>開催日：令和6(2023)年2月8日(木)</p> <p>内 容：機関別認証評価の重点事項等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの認証評価の重点事項 ・評価の基本スケジュール ・不適合になった大学の指摘事項(抜粋) ・判断例について ・学修成果の可視化について ・内部質保証 ・その他(質疑応答など) 	教職員
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

[学外研修会等への参加]

関西地区内の私立大学協会主催の中堅・初任時研修会に事務職員が参加し、職員としての能力向上を図っている。また、事務長は日本私立大学協会主催の事務局長相当者研修会に参加し、制度的事項に関する研修の受講、他大学からの参加者との意見交換等により資質向上に努めている。学生課長及びキャリアサポートセンター課長はそれぞれ学生指導及び就職に関する研修(研究)会に参加し、修得した内容を日常の業務に活かしている。

加えて学生部長及び学生課長、学生課員は、「姫路地区大学・短期大学学生指導担当者研修会」(姫路地区の4大学・1短期大学で構成され、年に2回開催される)及び「兵庫地区大学月曜懇談会」(兵庫県下の26大学・10短期大学で構成され、年に3回開催される)に出席している。これらの研修会は、いずれも各大学で展開されている学生支援の具体例を共有したり、学生指導に関するさまざまな情報を交換したりすることを目的に定期的開催されており、研修により得た内容を本学における日々の学生支援に活用している。

こうした研修の内容は、その都度職員朝礼において紹介するとともに、重要事項についてはメーリングリストで職員全体に通知できるようにしている。

(3) 4.3の改善・向上方策(将来計画)

大学の使命・目的を達成し、大学を取り巻く時流に対応するためには、教職員の個々の能力を更に図る必要がある。上記の施策による研修においては、事務処理能力の向上に資する知識やスキルの共有、大学運営に関する知識や情報の共有はもとより、使命感等の教職員としての資質を高める研修を行うとともに、学園及び大学全般の方針の周知を図る。

また、今後は教育研究活動の適切かつ効果的な運営を目指し、FD委員会とSD委員会の活動をより一層統合することにより、大学全体として教職員の資質・能力の向上に向けた取り組みを強化する。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 4-3-1】令和 5(2023)年度 SD 研修会実績

4-4. 研究支援

4-4- 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4- 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4- 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4- 研究環境の整備と適切な運営・管理

図書・情報センターに配備された図書等の長期貸し出しへの対応、専任教員に対する PC やプリンター、ネットワーク環境等が整備された個人研究室の貸与など、教員の適切な研究環境を整えている。教員の個人研究費や科学研究費を始めとした各種研究助成等に関する事務については総務課が当たっており、外部資金の獲得や事務作業に関する支援を行っている。

また、教員の研究成果の発表の場として「神戸医療未来大学紀要」を毎年発行しており、1 巻当たり 10 篇前後の論文等を公刊している。紀要の発行に関する実務は紀要委員会が当たっている。紀要に掲載された論文等は、「神戸医療未来大学機関リポジトリ」に掲載され、学内外に公表されている。【資料 4-4-1】

4-4- 研究倫理の確立と厳正な運用

研究者の倫理規範を醸成し、研究の信頼性と公正性、透明性を確保することは、大学にとって不可欠な使命の一つである。本学では、「神戸医療未来大学大学における研究者等の行動規範」を定め、研究者として遵守すべき基本的姿勢と責任、公正な研究の推進、研究と社会の関わり、法令遵守の姿勢等について明示し、教職員連絡会を通して内容の周知を図っている。【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】

本学では、研究の推進に際して倫理的な配慮が適切に担保されているかを審査するため、「神戸医療未来大学倫理審査委員会規定」を定め、倫理審査委員会を組織して、研究者からの申請に基づき倫理審査を運用している。本学の倫理審査委員会は、「研究倫理審査委員会報告システム」(厚生労働省)に登録されており、委員名簿及び倫理審査委員会規定を公表している。倫理審査委員会は専門分野が異なる委員、外部から参加する委員、一般の立場から参加する委員から構成されていることを踏まえ、公正な審査を行うために統一見解の共通理解を図りながら進めている。【資料 4-4-4】

また、「神戸医療未来大学科学研究費助成事業等取扱規程」及び「神戸医療未来大学科学研究費助成事業等の不正防止計画」において、不正行為が発生しない環境整備、補助金を扱う上での適正な経理処理が行われるよう規定している。【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】

これらについて、教職員連絡会等の機会を利用した研修を定期的実施し、倫理規範意識の醸成に努めている。【資料 4-4-3】

4-4- 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分については、「神戸医療未来大学研究費規程」、「神戸医療未来大学研究旅費規程」を定め、経費、旅費や設備等の面で支援を行っている。具体的には、論文を掲載するための費用、学会等に参加するための費用、研究を遂行するために必要な備品の購入費用等を規程に基づき支弁している。【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】

科学研究費助成事業における間接経費の配分に関しては「神戸医療未来大学科学研究費助成事業（補助金及び基金）間接経費取扱要領」に規定し、公正かつ公平に行われている。【資料 4-4-9】

科学研究費助成事業や各種研究助成金等に関する募集の案内については、メール等により教員に周知し、広く応募を奨励している。令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度の 3 か年における科学研究費を始めとした外部の競争的研究費の獲得状況は、表 4-4-1 の通りである。

表 4-4-1 競争的研究費の獲得状況（過去 3 か年）

年度	種別		件数	直接経費	間接経費	合計
令和 3 (2021) 年度	科学研究費	代表	4	2,900,000	870,000	3,770,000
		分担	3	550,000	165,000	715,000
		計	7	3,450,000	1,035,000	4,485,000
	その他	代表	0	0	0	0
		分担	0	0	0	0
		計	0	0	0	0
令和 4 (2022) 年度	科学研究費	代表	2	700,000	210,000	910,000
		分担	3	650,000	195,000	845,000
		計	5	1,350,000	405,000	1,755,000
	その他	代表	0	0	0	0
		分担	0	0	0	0
		計	0	0	0	0
令和 5 (2023) 年度	科学研究費	代表	1	1,100,000	330,000	1,430,000
		分担	3	1,050,000	315,000	1,365,000
		計	4	2,150,000	645,000	2,795,000
	その他	代表	1	863,935	0	863,935
		分担	0	0	0	0
		計	1	863,935	0	863,935
合計		17	7,813,935	2,085,000	9,898,935	

(3) 4.4 の改善・向上方策（将来計画）

科学研究費等の競争的研究費を獲得するための事務体制を構築するため、専門知識の修得を目的とした各種セミナーへ参加し、研究者をサポートする事務職員のスキルアップとノウハウの修得を図る。

また、学内で研究者発表会等を実施することにより、教員の研究に関する取り組みを共有することにより、研究活動に関するモチベーションの向上及び異なる専門分野の教員を含めた共同研究の活性化を図る取り組みを計画し、競争的研究費の獲得への機運を高める。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-1】「神戸医療未来大学紀要」第 24 巻第 1 号目次

【資料 4-4-2】神戸医療未来大学 大学における研究者等の行動規範

【資料 4-4-3】令和 5（2023）年度教職員連絡会次第

【資料 4-4-4】神戸医療未来大学倫理審査委員会規定

【資料 4-4-5】神戸医療未来大学科学研究費助成事業等取扱規程

【資料 4-4-6】神戸医療未来大学科学研究費助成事業等の不正防止計画

【資料 4-4-7】神戸医療未来大学研究費規程

【資料 4-4-8】神戸医療未来大学研究旅費規程

【資料 4-4-9】神戸医療未来大学科学研究費助成事業（補助金及び基金）間接経費取扱要領

[基準 4 の自己評価]

大学の使命・目的の達成のため、学長を中心とした教学マネジメント組織が編成され、学長のリーダーシップを適切に発揮できる体制が構築されている。同時に、学長を補佐する体制を整えるとともに、各種委員会や学科会議などの組織体が教学マネジメントを支えており、責任と権限を適切に分散させている。

教育・研究に必要な教員及び職員を配置しており、教員の年齢構成や専門分野を加味した教員組織を編成している。また、FD 研修会や授業参観、授業改善アンケートの実施、及び SD 研修会の実施等を通して教職員の資質・能力向上に取り組んでいる。特に、教職員全体を対象とした SD 研修を開催することにより、大学の運営全般の活性化を図っている。

また、研究環境及び研究活動支援のための規程は適切に整備・運用され、研究活動への資源も規程を整備して適切に配分されている。研究倫理については、「神戸医療未来大学大学における研究者等の行動規範」を定めるとともに、倫理審査についても倫理審査委員会規定を定めて適切に運用している。

以上より、本学は基準 4 を満たしている。

基準 5 . 経営・管理と財務

5-1 . 経営の規律と誠実性

5-1- 経営の規律と誠実性の維持

5-1- 使命・目的の実現への継続的努力

5-1- 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5- 1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1- 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人都築学園（以下、「学園」という。）は、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」により社会に有用な人材を輩出するため各種の学校を運営している。寄附行為第 3 条において、「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、これらの法令を遵守し、理事会、評議員会等を設置して運営している。【資料 5-1-1】

理事、監事及び理事会に関する事項は、寄附行為第 3 章に、評議員会及び評議員に関する事項は、寄附行為第 4 章に定められており、法令及び諸規則に基づき経営の規律と誠実性を維持する体制を整え法人運営を行っている。【資料 5-1-1】

また監事は、「学校法人都築学園監事監査規程」に基づき定期又は臨時に監査を行い、私立学校法第 37 条に定められた監事の職務を遂行し、法人の健全な運営に寄与している。【資料 5-1-2】

本学は、建学の精神に基づき、私立学校としての自主性を確立するとともに、法人の監督指導の下、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備し、高等教育機関として社会の要請に応える経営を行っている。

特に、私立学校法第 33 条の 2 及び同第 47 条に定められた情報の公開については、「学校法人都築学園情報公開規程」を定め、「寄附行為」、「計算書類」（財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書）、「事業報告書」、「役員等名簿」及び「学校法人都築学園役員の報酬等に関する規程」を法人事務局に備え、請求があった場合は閲覧できるようにしている。【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】

また、前述の閲覧に供している書類は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 2 条で公表を義務化されている情報と共に、大学ホームページで公表している。【資料 5-1-8】

5-1- 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に規定されている法人の意思決定機関として理事会を、また、諮問機関として評議員会を定例及び必要に応じ開催し、経営、財務、主要人事、各学校の学則の改廃等の重要事項について審議を行っている。【資料 5-1-6】

法人及び大学は、理事会で承認された中期計画（経営改善計画）に基づき、年度の事

業計画を策定するとともに、これらの計画に基づく業務の遂行状況を分析・検討して、その達成度を事業報告書として作成するとともに次年度の事業計画に反映させることでPDCA サイクルを継続的に行い、目的実現のため努力している。【資料 5-1-9】

5-1- 環境保全、人権、安全への配慮

省エネ活動として、夏季のクールビズの励行、空調設定温度の基準の設定により、節電を実施している。また、環境保全及び健康増進法の観点から、学内は全面的に禁煙と定めている。加えて、緑豊かな姫路キャンパスでは、周辺環境保全と美化を目指して、構内外の清掃、花木の植栽、樹木の手入れ、除草作業等を定期的に行い、適正な環境を保持している。

人権を保護するために、「学校法人都築学園個人情報保護規程」「学校法人都築学園ハラスメント防止規程」「学校法人都築学園障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」に基づき人権侵害、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の行為に対し速やかに対処する体制を整備するとともに、人権及びハラスメント防止の啓発を行っている。特に、研究等の対象とするものに対しては、「神戸医療未来大学倫理審査委員会規定」に基づき、倫理審査委員会により個人の尊厳・人権の尊重を侵す部分がないかを慎重に審査している。【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】

危機管理については、「学校法人都築学園危機管理規程」に基づき、自然災害や事故、コンプライアンス等の危機に関する管理体制を確立し、対応に当たる体制が整えられている。姫路キャンパスでは夜間に警備員を配置し、施錠の確認や学内の巡回を通して学内の安全を確保している。多くの学生が居住する学生寮には、24 時間体制で管理人が常駐しており、学生の安全な生活を支えている。【資料 5-1-14】

姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパスの両キャンパスで、定期的に消防訓練を実施することにより、学生及び教職員の安全意識を高めている。【資料 5-1-15】

教職員の健康管理については、「学校法人都築学園安全衛生管理規程」及び「学校法人都築学園ストレスチェック規程」において学生及び教職員の安全と衛生に関する事項を定め、快適な環境の形成を確保している。安全及び衛生に関する事項は安全衛生委員会が担当している。AED(自動体外式除細動器)を学内の6ヶ所(姫路キャンパス5ヶ所、大阪天王寺キャンパス1ヶ所)に配備し、救命を要する事態に備えている。【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

経営の規律と誠実性とは維持されている。今後も社会的責任を認識し、使命・目的の実現に向けて現在の体制を継続的に維持するとともに、社会情勢の変化や法令等の改正等に適切に対応する。

環境保全、人権や安全への配慮については、適切な教育環境の維持という視点から引き続きその質の維持・向上に取り組んでいく。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料 5-1-1】学校法人都築学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】学校法人都築学園監事監査規程
- 【資料 5-1-3】学校法人都築学園情報公開規程
- 【資料 5-1-4】令和 5 (2023) 年度計算書類
- 【資料 5-1-5】令和 5 (2023) 年度学校法人都築学園事業報告書
- 【資料 5-1-6】学校法人都築学園役員等名簿・理事会開催状況
- 【資料 5-1-7】学校法人都築学園役員の報酬等に関する規程
- 【資料 5-1-8】大学ホームページ内「情報公開」掲載画面
(<https://www.kinwu.ac.jp/about/information/>)
- 【資料 5-1-9】学校法人都築学園中期計画(経営改善計画)(令和 4 年度～8 年度)
- 【資料 5-1-10】学校法人都築学園 個人情報保護規程
- 【資料 5-1-11】学校法人都築学園 ハラスメント防止規程
- 【資料 5-1-12】学校法人都築学園 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- 【資料 5-1-13】神戸医療未来大学倫理審査委員会規定
- 【資料 5-1-14】学校法人都築学園 危機管理規程
- 【資料 5-1-15】消防訓練実施届出・通報書
- 【資料 5-1-16】学校法人都築学園 安全衛生管理規程
- 【資料 5-1-17】学校法人都築学園 ストレスチェック規程
- 【資料 5-1-18】学内 AED 設置場所

5-2. 理事会の機能

5-2- 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5- 2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2- 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の理事は、寄附行為第 6 条に 5 人以上 7 人以下で規定されており、現在、1 号理事(学園総長)、2 号理事(学長等・2 人)、3 号理事(評議員・2 人)、4 号理事(学識経験者・1 人)から選任され外部理事 2 人を含む 6 人で構成されている。【資料 5-2-1】

理事会は、令和 5 (2023) 年度実績で 8 回開催し、主に寄附行為の変更、事業計画・予算、事業報告・決算、規程・学則の改廃、理事、監事、評議員の選任、法人の業務に関する重要事項等について審議している。

また、各大学の学長及び法人事務局長が理事又は評議員に就任しており、理事会、評議員会の都度、学生募集、国家試験受験状況等の各学校の近況を報告し、学校運営に関する共通の認識を図り、現状に基づいた意思決定ができる体制をとっている。

理事の理事会への出席率は、令和 5 (2023) 年度実績で 93.7%となっており、また理

事を欠席する理事からも、議案に対する賛否及び意見を付した委任状の提出を求め様々な観点からの意見を受領しており、十分に機能を発揮している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

当法人の理事会は、外部理事を含め幅広い意見を取り入れる態勢を引き続き堅持するとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応して、私立大学を取り巻く厳しい経営環境、社会情勢等に適応していく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-2-1】学校法人 都築学園 寄附行為

5-3 . 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3- 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3- 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5・3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3- 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

寄附行為第 12 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定められており、その権限、責任が明示されている。

理事長のリーダーシップを補佐するため、定期的に又は臨時に理事長の命を受け内部監査を実施している。定期監査は、法人本部内部監査室の計画に基づき法人事務局長又は経理部長を長として、臨時監査は、適任者をもって監査を行い、理事長の意図を徹底するとともに、各学校の状況を理事長に適時に報告することにより、理事長のリーダーシップが発揮できる体制をとっている。

理事長を長とし、各学校学長等、事務長等からなる「都築学園運営委員会」を設置し、理事会と各学校が意思疎通できる体制を構築し、理事会の決議事項の徹底、実行の監督や学校の状況把握等を実施したが、それぞれの参加者の視点が大学から幼稚園までと差が大きく、論点が絞りづらいことから、令和 6(2024)年度以降、構成員を法人の理事・評議員の代表、各大学の学長等に限定し、理事会、評議員会と大学の教学の意思疎通を強固にする体制を構築している。【資料 5-3-1】

本学においては、学長及び法人事務局長は理事兼評議員であり、学長及び法人事務局長の連携により教学部門の意見等は評議員会及び理事会に十分反映されるとともに、経営管理に関する法人の決定事項等を大学に周知している。

管理運営機関の方針が大学の運営に反映され、同時に教職員の意見が管理運営機関に伝達されるための組織的枠組みは、次の通りである。

大学の学長は理事として理事会において大学の運営状況を報告し、教学部門の意見を

反映するとともに、学部長及び副学長を通じて、大学の管理運営についての意見を把握している。よって、管理及び教学部門に関する法人と大学は密接に連携している。

学部長は、それぞれ健康スポーツ学部及び人間社会学部を統括し、教学面で学長をサポートしている。学部長は、学長の指示等を受け、理事会の決定を学部内に周知するとともに、学部内の意見等を集約して学長に報告しており、学長と学部長は密接に連携している。

事務長は学長の命を受け、大学事務局の事務を統括しており、学長と事務長は密接に連携している。

経営データビジネス学科長は大阪天王寺キャンパス長を兼務し、学長及び学部長の命を受け、大阪天王寺キャンパス内の学務をつかさどっている。学部長と大阪天王寺キャンパス長は教授会の構成員であり、大学管理、教学部門に関する情報を共有し連携している。大阪天王寺キャンパスの全ての教職員への意思の伝達は、大阪天王寺キャンパス長を通じて適切になされている。【資料 5-3-2】

5-3- 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

大学の学長を通じて、理事会・評議員会の場において大学の視点からの意見を述べるとともに、大学の管理運営について情報提供を行い、相互チェックする体制をとっている。

また、前述の「都築学園運営委員会」を活用して、理事会の意思決定をサポートするとともに、理事会の決定事項に関する業務実施状況を確認し、相互チェックの機能性を維持・向上させている。

監事は、その独立性の確保及び利益相反防止のため、法人の理事、職員（学園総長・学長・園長・校長・教員その他の職員を含む）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

財産状況の監査は法人の財産関連書類の点検及び公認会計士の監査に立ち会い、相互に連携して実施している。業務実施状況の監査は、主として、管理部門、教学部門の責任者等との面談によりインタビュー形式で現状を把握している。理事の業務執行状況の監査は、理事会等への参加や理事長等との面談等により確認している。【資料 5-3-3】

また、監査計画を毎年作成し計画的に監査を行うとともに、毎年理事会において監査の結果について報告している。

評議員は寄附行為第 23 条に基づき選任され、理事の 2 倍を超える 17 人で、現状は理事長、学長、校長、園長 3 人、法人職員 4 人、卒業生 2 人、学識経験者 7 人で構成されており、理事長の諮問機関として、寄附行為第 21 条に基づき、予算、事業計画、借入金、法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項等について理事長へ具申を行っている。評議員会は、令和 5（2023）年度実績で 7 回開催し、その出席率は令和 5（2023）年度実績で 88.2%となっており、有効に機能している。【資料 5-3-4】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学のコミュニケーションは円滑に保たれ、迅速な意思決定を行える体制の確立は図られている。これからも教育の質保証の観点から、コミュニケーションとガバナンスを更に充実させるよう、自己点検・評価活動やガバナンスコードの作成と見直しを通じて組織機能の点検を継続していく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-1】学校法人都築学園運営委員会規程

【資料 5-3-2】学校法人都築学園事務組織規程

【資料 5-3-3】学校法人都築学園内部監査実施規程

【資料 5-3-4】学校法人都築学園寄附行為

5-4 . 財務基盤と収支

5-4- 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4- 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4- 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人都築学園の中期計画（経営改善計画）を着実に実行することで、安定した経営基盤の確立を目指している。また、学校法人会計基準に準拠し、経常収支差額の改善を目的として各種施策を推進し、財務改善に努めている。学生募集の向上による定員の確保、外部資金の獲得、寄付金の充実、遊休資産の売却も視野に入れた活用及び経費削減計画、借入金の着実な返済等に継続的に取り組んでいる。また、本学の財務運営に当たり、持続的な財務基盤を確立するため、常に収入と支出のバランスを考慮した運営を心掛けていく。財政の基盤となるものは収入の大部分を占める学生生徒等納付金であるが、外部資金の導入や経費節減等を図ることにより経営の安定化に努めている。【資料 5-4-1】【表 5-2】【表 5-3】【表 5-4】【表 5-5】

5-4- 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤を確立するため、適正な収入見積りとともに、所要の事業に基づいて予算を編成し、収支のバランスを確保している。各設置校の予算編成は、各校ごとに実施し法人で総括する等、全体と各部門での収支を意識した運営を図っている。また、外部資金導入に対しては、大学による科学研究費補助金の獲得、高等学校・幼稚園に対する私立学校運営補助金の受給、施設・設備の整備関連事業に関する施設整備補助金の獲得、「特定公益増進法人の証明」を取得し、寄付金募集を推進するなど財務基盤の強化に努めている。

本学としては、持続的な財務基盤を確立するため、収入については学納金の確保を前

提とした堅実な見積りのもと、科学研究費や研究助成金の獲得を始めとした更なる収入源の多様化に努めている。支出については予算の執行にあたり、常に経費削減に留意している。配分された予算の範囲内であっても、担当者は事前に見積りを添付した伺書を提出し、承認を得た後、厳格な予算執行に努めている。また、外部資金の導入として、科学研究費の獲得のほか各種機関・団体等から研究助成金や受託研究費の獲得、寄付金等の受入れも積極的に推進し、財政基盤の充実を図っている。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【表 5-2】【表 5-3】

(3) 5.4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も教育研究の目的を達成するために、収容定員の充足と経費の削減に留意し、収支バランスの適正化を図る。収入面においては、財政基盤及び収支バランスの安定化を目指した外部資金の導入、特に整備事業等の補助金の申請や科学研究費補助金等の受入れを積極的に推進し、申請件数の増加に努める。

<エビデンス集（データ編）>

【表 5-2】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【表 5-3】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

【表 5-4】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

【表 5-5】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】学校法人都築学園中期計画（経営改善計画）（令和 4 年度～8 年度）

【資料 5-4-2】決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）

【資料 5-4-3】学校法人都築学園寄附行為 第 6 章第 31 条

【資料 5-4-4】学校法人都築学園経理規程 第 6 章第 53 条

5.5. 会計

5-5- 会計処理の適正な実施

5-5- 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5.5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5.5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5- 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠して、「学校法人都築学園経理規程」に基づき、正確かつ迅速な会計処理が実施され、財政及び経営状況を明らかにしている。予算については、所掌各課などの執行状況を伺書などで把握し、半期・年度の計画との整合に努めるとともに、年度途中において想定されなかった状況の変化等に対応するため新たに実施しようとする事業については、必要性を精査し、手順を経て補正予算をもって対応している。資金

繰り表の作成及び検証や各月末の資金の保有の状況を翌月当初に点検し、金銭事故の防止に努めている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【表 5-2】【表 5-3】

5-5- 会計監査の体制整備と厳正な実施

学園の会計監査は、会計年度ごと監査法人及び監事による監査を行っている。監査法人による監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づき、会計年度ごと厳正に実施するとともに、5 月の決算監査終了後には監査報告書の提出を受け、会計における改善や課題等への取組を進めている。また、監事による監査については、都築学園監事監査規程に基づき、学園の業務及び財産状況等について厳正に実施している。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も予算編成の段階で、必要性及び費用の妥当性を検証しつつ見直しを実施し、効率的かつ合理的な予算編成に留意する。また、予算の執行についても、伺書の起案段階で進捗状況を確認する等、適正な執行により経費節減に努める。

年度計画に基づいて、適正に会計監査を受検することにより、安定的かつ適正な会計処理を継続する。

<エビデンス集（データ編）>

【表 5-2】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【表 5-3】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-1】学校法人都築学園経理規程

【資料 5-5-2】学校法人都築学園予算実施要領

【資料 5-5-3】決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）

【資料 5-5-4】学校法人都築学園監事監査規程

[基準 5 の自己評価]

学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、建学の精神を基本として教育及び研究を実施し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。理事会による意思決定の体制は確立されているとともに、適切な管理運営体制の下、理事会等の決定事項の上意下達及び教学、関係委員会等からの下意上達はスムーズに行われている。環境保全、学生及び教職員の安全や人権を守る体制については、それぞれ規程を定めて適切に運用している。

財務状況については、全教職員を挙げての学生募集、各種補助金、研究助成金や受託研究費の獲得、寄付金等の受入れ等による外部資金の獲得等により財政基盤の充実を図っている。

会計処理は基準に従って適切に行われ、かつ会計監査体制も整備されており厳正に処理されている。

以上より、本学は基準 5 を満たしている。

基準 6 . 内部質保証

6-1 . 内部質保証の組織体制

6-1- 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-1- 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則第 3 条に「本学は、第 1 条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。」と定めている。【資料 6-1-1】

この規定に基づき、建学の精神及び人材養成の目的に即した学内の自主的・自律的な自己点検・評価を統括する組織体として自己点検・評価委員会を、学内規程として自己点検・評価委員会規程を制定し運用してきた。その後、内部質保証の体制を構築することを目的として、令和 3 (2021) 年度より委員会の名称を「自己点検・質保証委員会」と改め、内部質保証体制を委員会の機能の一つとして組み込み自己点検・評価を実施している。【資料 6-1-2】

委員会は学長のリーダーシップの下に統括され、委員会の審議事項として次の事項を掲げている。

- (1) 本学における自己点検・評価の実施計画に関する基本方針
- (2) 自己点検・評価の実施体制に関する事項
- (3) 自己点検・評価結果の活用に関する事項
- (4) 内部質保証に関する事項
- (5) その他、委員会が必要と認める事項

さらに、委員会の下に必要なに応じて作業部会として小委員会を置くことができることが定められており、自己点検・評価及び内部質保証の機能的な実施が可能な体制を構築している。

自己点検・質保証委員会は、学長・副学長・学部長・事務長・教学部長・教学課長・学生部長・学生課長・キャリアサポートセンター部長・キャリアサポートセンター課長・広報デザイン室長・アドミッションオフィス課長・各学科長・その他学長が指名する教職員から構成されており、教職協働に基づいた全学的な体制を構築している。このような体制は、各学部・学科及び各部署における教育活動における自己点検・評価の実施、及びその結果に基づく活動の改善のサイクル構築の重要性を全学で共有することに寄与している。

また、毎年作成している「学校法人都築学園事業計画書」、「学校法人都築学園事業報告書」では、「教育」、「研究」、「学生支援」、「社会貢献及び地域連携」、「国際交流」、「就職支援」、「募集広報」、「学部学科の改組転換の検討」、「大学自己点検評価」の項目別に自己点検・質保証委員会の委員を担当者に充て事業報告書を作成するとともに、その結果を踏まえた次年度の事業計画を立案し、次年度の活動を計画・実行している。加えて、

学校法人都築学園中期計画(経営改善計画)(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)では、「教学改革計画」・「学生募集対策と学生数・学納金等計画」・「外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画」・「人事政策と人件費の削減計画」・「経費削減計画」・「施設等整備計画」・「組織運営体制」・「情報公開と危機意識の共有」の項目別に5か年に渡る中期的な目標を設定し、毎年目標の達成状況を評価した上で、次年度の新たな目標を設定している。こうしたプロセスが、体系的・経時的な自己点検とそれに基づく改善の機会として機能している。【資料6-1-3】【資料6-1-4】【資料6-1-5】

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

本学における内部質保証の体制を今後も維持し、着実にPDCAサイクルの循環を確立することにより、教育活動の質の向上を図っていく。同時に、本学の規模により合致した内部質保証のシステムの在り方について社会情勢を踏まえながら検討し、より機能的な体制の整備について検討する。また、経営管理に関する自己点検・評価については、法人本部との連携を取りながら、内部質保証の体制の構築を進める。

事業計画と中期計画は、それぞれ短期的及び中長期的な視点から各項目における目標を設定し(P)、それらの達成度(D)を評価(C)して次年度の目標に反映させる(A)共通した役割を有しており、両者は連動したものとなっている。これらの作成及び取りまとめについては自己点検・質保証委員会が最終的な実行の中心となる体制を整えているが、今後も両者の連動性を保ちながら計画を立てるとともに、改善活動への取り組みを継続する。

<エビデンス集(資料編)>

【資料6-1-1】神戸医療未来大学学則第3条

【資料6-1-2】神戸医療未来大学自己点検評価・質保証委員会規程

【資料6-1-3】令和5(2023)年度学校法人都築学園事業計画書

【資料6-1-4】令和5(2023)年度学校法人都築学園事業報告書

【資料6-1-5】学校法人都築学園中期計画(令和4年度～令和8年度)

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2- 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2- IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2- 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
大学の教育活動の中核となる教育課程、学生生活の支援、入学者の受け入れ、キャリア形成支援については、それぞれ教務委員会、学生委員会、アドミッションオフィス及び入学試験委員会、キャリアサポ・ト委員会が主体となり恒常的な活動状況の点検・評価を行い、必要や要請に応じて教授会等で報告し、その結果の共有を図っている。

これらの自己点検・評価活動の結果、及び改善策等は、各学科や各部署を通して教職員全体で共有するとともに、大学ホームページに掲載し、広く社会に公開している。特に教育活動に関しては、指導を担当する学生（クラス担任学生・卒業研究指導学生）の取得単位数や成績、半期ごとに実施する授業改善アンケートの結果、授業参観の結果等を教員にフィードバックすることで、学生への指導や教育方法の改善を図り、その質の向上に努めている。

単年の事業計画、及び中期計画については、各部署を中心としてその達成度を評価し、次年度の計画に反映している。

また、全学的な自己点検・評価活動として、直近では令和5（2023）年度に日本高等教育評価機構の評価項目に準じた形式で「令和5年度自己点検評価書」を作成し、大学ホームページに公開している。【資料6-2-1】

以前よりこうした活動において明らかになった改善事項等は各部署や各学科内で共有されてきたが、全学的に共有する体制は存在せず、共有の深度に精粗が存在する可能性があった。こうした状況を改善するため、令和5（2023）年度は、自己点検評価書を作成した後、自己点検・質保証委員会においてそれぞれの項目に関する改善事項を提案し、各部署にフィードバックする機会を設けた。これにより、評価の結果や改善が必要な事項について学科や委員会で共有し、以降の教育活動の改善に全体として取り組むことができるようにした。【資料6-2-2】

6-2- IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では大学の使命に基づく目的を達成するため、教育活動は言うまでもなく、学生生活の支援、学生の心身の健康管理、入学者の受け入れ、キャリア形成支援等に関する諸活動を遂行し、改善に向けて対応してきた。

このような課題や問題の新たな発見は、体系的なデータの収集・分析により可能となる。そのため、教育活動に関する各種のデータを各部署（教学部・学生部・アドミッションオフィス・キャリアサポートセンター・総務課）が業務分掌に基づいて収集し、必要な集計・分析を行うことで、活動の評価及び改善に資するものとなるよう努めている。例えば、授業とその成果については、教学部を中心として学生個人の単位取得状況や授業への出席状況、授業改善アンケートの結果、各種資格の取得や受験の状況、国家試験（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士）の合格者数や合格率等を年度ごとに取りまとめ、それらの結果に基づき次年度の目標を設定している。学生の退学や休学については、学生課が取りまとめて把握し、その結果を基に退学率の減少を図る方策を立て実行している。また、入学者の受け入れについては、入学試験の志願状況やオープンキャンパス参加者に対するアンケートに基づいた各種データをアドミッションオフィスにおいて分析し、募集広報活動の質の向上につなげるとともに、定期的開催される全教職員が参加する広報戦略会議において共有している。

本学においてはこうした教育活動の質の向上に資するデータの収集や分析（IR活動）は、主として個々の活動を主管する部署が担っていた。一方で、収集したデータについての分析については、それらを一元的に集約する組織が主導することで、分析業務の効率化を図るとともに、各部署間における改善の相乗作用を得ることができる。このため、

IR活動をさらに充実させることを目的として令和5(2023)年度にIR委員会を新たに設置し、IR活動に関する業務を主管することとなった。令和6(2024)年度以降は、IR委員会が各部署より必要に応じて収集したデータを分析・公開し、その結果に基づいた改善の方向性を自己点検・質保証委員会において検討し、教育活動の改善に資する必要な情報の分析をIR委員会に指示するといった体制を整備し、エビデンスに基づいた自己点検・評価活動体制をさらに強化する。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

本学では中期計画及び単年の事業計画書についての評価や改善は、従前は業務を主管する部署を中心として行っていたが、新たにIR委員会を設置した組織体制を構築した。今後は、各委員会及び各部署とIR委員会の業務内容の分担を明確化すると同時に業務が円滑に循環する仕組みを整え、より実効的な改善に資するものとして機能させることが課題である。具体的には令和6(2024)年度内に大学としてのアセスメントプランを策定し、その中で必要とされる新たな情報を令和6(2024)年度内に収集することにより、学修成果の測定と可視化の質を高める。

加えて、自己点検・質保証委員会が中心となった改善事項の提案とフィードバックの体制については、経年的に維持するとともに、中期的な視野に立った改善の観点を加えることにより、自己点検評価の実効性をさらに高めていく。

<エビデンス集(資料編)>

【資料6-2-1】大学ホームページ内「令和5年度自己点検評価書」掲載画面
(<https://www.kinwu.ac.jp/Information-disclosure/>)

【資料6-2-2】令和5(2023)年度第6回自己点検・質保証委員会議事録

6-3. 内部質保証の機能性

6-3- 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3- 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、教育活動を展開する各学科、各部署、委員会等が協働してPDCAサイクルに基づく自己点検・評価が実施されている。例えば、本学の三つのポリシーを起点とする教育活動については、アドミッション・ポリシーは入学試験委員会を中心として、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは教務委員会と各学科が連携して点検・評価を行っている。学科の改組、教育課程の改編、学科名称の変更等により三つのポリシーを改定する必要性が生じた場合は、定められた手続きに則り改定を行うことで、その質を担保している。

全体的な自己点検・評価活動の結果としての評価書、及び学校法人都築学園事業報告書、学校法人都築学園事業計画書は、自己点検・質保証委員会において取りまとめられる。その内容は委員会の場を通して各学科や各部署に伝達され、それぞれの教育活動の改善に資するものとなっている。

また、平成 29(2017)年度に受審した日本高等教育評価機構における大学機関別認証評価において「改善を要する事項」として指摘を受けた事項(「学生の受け入れの改善」、「大学の収支改善」、「法人全体の借入金残高の改善」)については、速やかに改善に向けた方策を講じるとともに、上記事項の改善計画を大学の事業計画や中期計画に反映している。加えて、改善報告書を作成・提出するとともに、大学ホームページで公開している。【資料 6-3-1】

こうした外部から指摘された改善事項は大学の重要な課題として位置づけられ、改善事項に基づいて中期計画を策定し、中期計画に基づき各年度の事業計画を策定している。その上で事業報告書の作成において単年度の達成状況をチェックし、見直しを行っている。こうしたチェック体制においては自己点検・質保証委員会が中心となり、関係部局との協働のもとに遂行している。このように本学では、自己点検評価・質保証委員会が核となる学科や部署、委員会等と大学全体の PDCA サイクルの循環の仕組みが確立しており、機能的に運営されている。

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・質保証委員会が中心となって自己点検評価書を作成し、その過程で明らかになった改善を要する事項について適切に対応することにより、教育活動及び経営管理に関する事項の PDCA サイクルの循環を確実に整備する。こうした体制の下、自主的な自己点検・評価を着実に遂行するとともに、より機能的な PDCA サイクルの仕組みの構築に努める。本学は令和 6(2024)年 4 月より届出により「健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科」を設置したが、今後は完成年度までの設置計画履行状況等調査における指導や助言を外的な評価による貴重な改善の機会と捉え、適切に対応していく。

一方で、本学における自己点検・評価は、その機能のほぼすべてが自己点検・質保証委員会の活動の下に運営されているため、委員会の活動そのものを外的に点検・評価することが必要であるといえる。今後は、本学の人的・物的資源に整合する形で自己点検・質保証委員会の活動を評価する仕組みを整備することにより、本学の自己点検・評価の質を担保する体制の構築に取り組む必要がある。その際には、大学外部の有識者から成る外部評価委員会から体系的な評価を受ける体制を導入することを、今後の方向性として検討する。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 6-3-1】大学ホームページ内「認証評価」掲載画面
(<https://www.kinwu.ac.jp/certification-evaluation/>)

〔基準6の自己評価〕

本学では、学長のリーダーシップの下に統括される自己点検・質保証委員会が核となり、組織的・体系的に自己点検活動を行うことにより、教育の質の向上に取り組んでいる。その成果は自己点検評価書や学園全体の事業報告書・事業計画書、中期計画(経営改善計画)に反映され、PDCA サイクルに基づく自律的な改善への取り組みを支えている。

また、データに基づいた自己点検評価を実施するため、各部署や委員会を中心として定期的なデータの収集と分析、及びその活用を行い、その結果を教育活動の質の向上に生かすよう努めている。これらの活動をさらに推進するため、令和5(2023)年度より新たに設置したIR委員会の活動により、その質のさらなる向上を図る。

自己点検評価・質保証委員会が核となる学科や部署、委員会等と大学全体のPDCAサイクルの循環の仕組みを構築しており、適切に運営されている。大学機関別認証評価における指摘事項については迅速な改善に努めており、その対応状況を公表するとともに、その内容を中期計画及び単年の事業計画に反映している。

このように、本学において内部質保証を支える体制は大学の組織として整備され、その責任体制も明確となっている。

以上より、本学は基準6を満たしている。

・大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A . 地域や社会との連携

A-1 . 地域連携の取り組み

A-1- 地域連携の目的の明確化と組織の整備

A-1- 地域の要請に応じた活動

A-1- 大学独自に展開する活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-1- 地域連携の目的の明確化と組織の整備

本学の使命・目的には、地域社会への貢献が含まれる。本学は「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として地域に開かれた大学、地域に根差した大学を志向し、学生及び教職員の個性を集結して創造性や独自性、専門性を発揮することで地域社会に貢献することを目指している。

このような目的を推進するため、本学に地域連携推進室を置いている。地域連携推進室の活動を主管する組織として地域連携推進委員会を置き、地域連携推進委員会規程を定めて運用している。

A-1- 地域の要請に応じた活動

本学は、地域と連携した活動を推進する基盤として、平成 30 (2018) 年 3 月に姫路キャンパスが立地する兵庫県神崎郡福崎町との間に包括連携協定を締結した。以来、福崎町との緊密な連携の下で、本学の持つ教育研究資源を活用したさまざまな活動を展開している。【資料 A-1-1】

[産学官連携による活動]

令和 5 (2023) 年度に、福崎町・(株) 寺尾製粉所・本学との間で、福崎町の特産物であるもち麦の新品種「フクミファイバー」(水溶性食物繊維 - グルカンを従来品種より豊富に含む) を使用した新商品の開発と販売を目的とした産学官連携協定を新たに締結した。その後、商品開発には栄養学を専門とする教員と学生が協力し、主に栄養学の専門的見地からの助言、及び試食を通じた食味に関する調査、商品の継続摂取による体調の変化に関する調査に参画した。【資料 A-1-2】

こうした活動の結果、令和 6 (2024) 年 3 月に手軽に食物繊維を摂取することができる商品として新たに「もち麦ラテプレーン 45g」「もち麦ラテココア 45g」(製造販売：寺尾製粉所) の商品化が実現し、町内外で販売されることとなり、福崎町の地域創生事業 (特産品のブランド化) に貢献することができた。【資料 A-1-3】

[老人大学「健康科学部」の創設]

令和 5 (2023) 年度より、福崎町との連携事業の一環として、福崎町文化センターで実施する「福崎町老人大学」(福崎町が主催する 60 歳以上の高齢者を対象とした教養講座プログラム) に新たに専門講座プログラムとして「健康科学部」を設けた。この中では、本学の教員が年間に渡り計 20 回の健康学・レクリエーション・運動学・栄養学・心理学等のテーマから成る体系的なカリキュラムを編成し、すべての講義を本学教員が分担任して実施した。

実施初年度となる本講座には定員 50 人を超える 52 人の受講申し込みが寄せられ、地域住民の関心を集める取り組みとなった。令和 5 (2023) 年度は、最終的に 48 人に修了証を授与しており、大多数の受講生が年間を通して参加することができた。

令和 6 (2024) 年度も、前年度の開催状況や受講者からの要望等を踏まえて講座の内容を一部刷新しながら、引き続き講座を開講することとなり、5 月より講座が始まっている。【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

[学童運動教室・親子運動教室]

平成 24 (2012) 年度より、福崎町と本学との共催で「フクちゃん・サキちゃんクラブ (学童期運動・食育教室)」を運営している。この中では「学童運動教室」・「親子運動教室」・「親子食育教室」の 3 つのプログラムが実施されており、本学はこのうち学童運動教室と親子運動教室の運営に携わっている。学童運動教室は、福崎町に在住する児童の肥満率が一時県下でワースト 1 位を記録したことを契機として、小学生に多様な運動の機会を広げることを目的として創始され現在に至っている。親子運動教室は、親子で運動の楽しさを味わい、親子のスキンシップを通じた相互の関わり合いを創出し、健康的な体を作ることを目指して開催されている。

学童運動教室は平日の放課後に福崎町内の小学校体育館で、親子運動教室は土曜日に福崎町第一体育館を中心に実施され、本学健康スポーツコミュニケーション学科の教員と学生が参加し、運動の指導に当たっている。参加する学生にとっては、運動指導の実践の貴重な機会となっており、本学健康スポーツコミュニケーション学科が目指す「コミュニケーション力豊かな指導者を育てる」場としての役割を担っている。

令和 5 (2023) 年度は、学童運動教室は福崎町立田原小学校にて 12 回、福崎町立福崎小学校にて 11 回開催され、延べ参加人数は計 390 人であった。親子運動教室は 7 回開催され、延べ参加人数は 378 人であった。【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】

[オレンジカフェの開催]

福崎町が企画する認知症総合支援事業に対し、未来社会学科の教員と学生が大学周辺地域で民生委員と協力しながら、「オレンジカフェ結」(認知症カフェ) を開催・運営している。参加する学生にとっては、認知症のある人に対する地域包括ケアシステムの実践を体験する場として機能している。

令和 5 (2023) 年度のオレンジカフェは計 12 回開催され、延べ 125 人の参加を得た。【資料 A-1-8】

[福崎町との連携による大学授業の展開]

未来社会学科 1 年次に開講する「未来社会論」の授業では、令和 5(2023)年度に「福崎町まちづくり出前講座」制度を活用し、町職員 2 名を講師として大学に招聘し、地域社会に対する学生の理解と参加を促進した。また、当科目で学生が「まちづくり」のモデルケースを体験学習するにあたり、当該地域でのフィールドワーク実施に福崎町から協力を得た。【資料 A-1-9】

[委員等への就任]

福崎町を始めとした近隣自治体や社会福祉法人等から、本学の教員に対して各種審議会委員や法人理事等への就任依頼が例年数多く寄せられている。こうした要請に応じ、本学の教員が自らの専門性を活かしながら学識経験者として委員等に就任している。【資料 A-1-10】

A-1- 大学独自に展開する活動

本学では、教職員が主となり、地域連携推進室及び地域連携推進委員会による協体制の下、以下の通り主体的にさまざまな地域貢献に資する活動を展開している。

[公開講座の開催]

本学では、教育・研究活動の成果を地域社会に還元する取り組みの一環として、毎年大学主催の公開講座を開催している。公開講座は姫路キャンパス、大阪天王寺キャンパス、神戸三宮サテライトキャンパスのそれぞれで開催している。新型コロナウイルスの影響を受けた令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度は対面参集による公開講座の開講を取りやめ、オンラインによる開催に移行したが、令和 4(2022)年度より対面による実施を再開している。

令和 5(2023)年度は、姫路キャンパスでは全 3 回、神戸三宮サテライトキャンパスでは全 2 回、大阪天王寺キャンパスでは全 1 回の講座を企画して開催した。【資料 A-1-11】

加えて、福崎町文化センター主催の老人大学講座に共催という形で専門講座プログラム「健康科学部」を公開講座の一環として通年 20 回開講した。【資料 A-1-4】

[異文化交流会の開催]

大阪天王寺キャンパスでは、外国人留学生と地域住民が交流する異文化交流会を NPO 法人「IKUNO・多文化ふらっと」と共催した。NPO 法人が進めている大阪市生野区内の多言語相談事業に連携する活動として、ベトナム人留学生と地域住民との交流会を開催した。【資料 A-1-12】

[留学生の派遣活動]

平成 29(2017)年度より、国際交流や異文化理解に資することを目的とした、大阪天王寺キャンパスに在学する留学生を高校に派遣するプログラムを開始している。その中では、それぞれ異なる国の出身の数人の留学生がグループワーク形式で高校生に出身国

の遊びや文化等を英語で紹介し、高校生も英語で応答することにより語学の活用と文化交流を深めている。

令和5(2023)年度は、12月に滋賀県立北大津高等学校に3名の留学生を派遣し、プログラムを実施した。

[施設の有効活用]

姫路キャンパスにある研修棟等の施設を、県内外の高等学校等の合宿や遠征等に貸し出している。これにより、近隣の高等学校のクラブ活動の利便に寄与するだけでなく、高等学校と大学との相互交流を図ることができる。

また、施設使用規程に基づき、大学の活動に支障のない範囲で大学の教室等の施設を各種団体や自治体に貸し出している。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

地域に根差した大学として、地域連携活動の重要性を念頭に置きながら、今後も本学の有する教育研究資源を地域社会に還元する試みを進める。

今後は福崎町に限らず近隣自治体や企業等との連携を進め、本学の教育研究資源を地域にさらに還元する活動を展開する。また、本学の特徴の一つである、留学生を活用した異文化理解に関する取り組みを推進する。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 A-1-1】包括連携協定書(福崎町・本学)

【資料 A-1-2】産学官連携協定書(福崎町・寺尾製粉所・本学)

【資料 A-1-3】「もち麦ラテ」に関する資料

【資料 A-1-4】令和5(2023)年度老人大学健康科学部スケジュール

【資料 A-1-5】令和6(2024)年度老人大学健康科学部スケジュール

【資料 A-1-6】令和5(2023)年度学童運動教室・親子運動教室スケジュール

【資料 A-1-7】令和6(2024)年度学童運動教室・親子運動教室スケジュール

【資料 A-1-8】令和5(2023)年度オレンジカフェ開催状況

【資料 A-1-9】「未来社会論」シラバス

【資料 A-1-10】令和5(2023)年度各種委員への就任状況

【資料 A-1-11】令和5(2023)年度神戸医療未来大学公開講座スケジュール

【資料 A-1-12】令和5(2023)年度神戸医療未来大学異文化交流会

A-2. 高大連携の取り組み

A-2- 高大連携の目的の明確化と組織の整備

A-2- 高大連携の具体的取り組み

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-2- 高大連携の目的の明確化と組織の整備

大学の役割の一つとして、大学の持つ資源を高等学校における教育に活用し、高大接続を推し進めることが挙げられる。本学では、本学の立地する兵庫県・大阪府を始めとした近畿地方、及び中国・四国地方を中心として高等学校と高大連携協定を積極的に締結し、高大連携活動を推進することにより、高校における教育と大学における双方の教育活動の活性化を図ることを目指している。

協定書には、教育課程における相互の交流、大学教員による高校への出張講義、大学の授業や公開講座の聴講の受け入れ、大学の設備の利用、大学に在籍する学生コーチの高校運動部への派遣、大学の留学生と高校生徒の異文化交流などを連携の活動内容として明記することにより、幅広い活動が推進可能であることを明確にしている。【資料 A-2-1】

この目的を達成するため、令和 2 (2020) 年度に高大連携推進室を新たに設け、高大連携の拡充に取り組んでいる。

また、高大連携を推進する取り組みの一つとして、令和 5 (2023) 年度入試より学校推薦型選抜の類型の一つとして「高大連携校入試」を設定した。

A-2- 高大連携の具体的取り組み

本学における高大連携協定は、平成 28 (2016) 年 11 月に締結した兵庫県立福崎高等学校との連携協定に端を発している。その後、高大連携推進室の設置とともに締結校は年々増加している。

令和 5 (2023) 年度は計 5 校 (ワオ高等学校 (岡山県)、徳島県立徳島商業高等学校、高知県立檮原高等学校、愛媛県立西条高等学校、坂出第一高等学校 (香川県)) との間に新たに連携協定を締結した。現在では、計 34 の高等学校と連携協定を締結している。

【資料 A-2-2】

(3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

高大連携は、高等学校及び大学の教育の質の向上に寄与するとともに、本学への入学者への受け入れに大きく資する活動である。今後は特に近隣の高等学校との連携を進めることにより、本学の持つ教育資源の活用を図りながら大学及び高等学校双方にとって望ましい高大接続のあり方について検討を続ける。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 A-2-1】 高大連携に関する協定書書式

【資料 A-2-2】 高大連携締結校一覧 (令和 6 (2024) 年 5 月現在)

[基準 A の自己評価]

本学は、地域に根差した大学として、積極的に地域と連携し、大学の持つ教育研究資源を地域社会に還元している。令和 5 (2023) 年度は、新たな試みとして産官学連携による新商品の開発や福崎町老人大学における「健康科学部」の増設など、大学の特色と教育研

究資源を活用した活動を展開している。

また、高大連携に積極的に取り組み、兵庫県・大阪府を中心として広域に渡り高等学校との協定を締結している。

以上より、本学は基準 A を満たしている。

・特記事項

1. 地域の資源「妖怪」を包摂した諸活動の展開

本学姫路キャンパスが立地する兵庫県神崎郡福崎町は、日本民俗学の父と仰がれ、『遠野物語』『妖怪談義』『故郷七十年』等の著作で知られる民俗学者柳田國男の生誕地である。これを背景に福崎町では、柳田が研究対象の一つとした「妖怪」や「物の怪」にちなんだ町おこし活動を積極的に展開している。こうした立地の特性を生かし、本学姫路キャンパスでは、妖怪の要素を教育研究や課外活動等に取り入れた諸活動を以下の通り展開している。

[教養科目「妖怪学」の開講]

令和4年(2022)度より、姫路キャンパスの2学科(健康スポーツコミュニケーション学科・未来社会学科)において、「妖怪学(地域と妖怪)」及び「妖怪学(妖怪と文化)」を「総合教養」領域の1年次配当科目として新たに開講した。

[民俗学・妖怪に関する図書資料の収集と展示]

姫路キャンパス図書・情報センター閲覧室3階に、柳田國男の著作、柳田國男に関する研究書、民俗学関係の図書を多数取り揃えた「柳田國男コーナー」を設置し、閲覧に供している。コーナーには、柳田が研究の対象とした妖怪や妖怪の伝承に関連する書籍を多数収集・展示している。

[「妖怪ベンチ」の設置]

福崎町は妖怪による町おこし活動の一環として、町内各所に「妖怪ベンチ」を設置するとともに「妖怪ベンチ探検マップ」を配布しており、福崎町の観光資源の一つとなっている。本学は福崎町との連携の下、姫路キャンパス内に2基の妖怪ベンチ(「フクちゃんサキちゃん」(河童をモチーフとした福崎町のキャラクター)、「タタミタタキ」)を設置しており、妖怪ベンチ巡りを楽しむ観光客が休日を中心に本学のキャンパスを訪れている。

[「魍魎魍魎祭」の開催]

本学では開学以来、毎年10月下旬に学園祭を開催し、地域との交流を図ってきた。令和4(2022)年度より姫路キャンパス学園祭の名称を「魍魎魍魎祭(ちみもうりょうさい)」と改め、プログラムの随所に妖怪に関連した活動を取り入れている。令和5(2023)年度の魍魎魍魎祭では、前述の「妖怪学(地域と妖怪)」を担当する木下昌美講師の講演会(「日本と世界の魍魎魍魎」)、妖怪コスプレコンテスト、「妖怪の館」(お化け屋敷)の設置、妖怪ランタンの装飾等の企画を実施した。

[その他]

本学の学生寮は、名称を「チミモウ寮」としている。また、大学ホームページに「妖怪の町福崎」バナーを設置し、妖怪にまつわる福崎町の取り組みの一端を紹介している。

・法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に「目的」を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 4 条に「学部・学科」及び「人材養成の目的」を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条に「修業年限」を、同第 6 条に「在学年限」を定めている。	3-1
第 88 条		他大学での修得単位を修業年限に換算する制度は設けていない。	3-1
第 89 条		早期卒業の特例は設けていない。	3-1
第 90 条	○	学則第 26 条に「入学資格」を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 46 条に「教職員」として定め、別途神戸医療未来大学組織規程で詳細を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 47 条で教授会及びその審議事項について定めている。また神戸医療未来大学教授会規程を定め、教授会を運営している。	4-1
第 104 条	○	学則第 44 条に「学位」を定めている。	3-1
第 105 条		当該大学の学生以外の者を対象とし、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付する制度は設けていない。	3-1
第 108 条		短期大学は設けていない。	2-1
第 109 条	○	学則第 3 条に「自己点検・自己評価」について定めている。また、自己点検・質保証委員会規程を定めている。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況は、大学ホームページで公開している。	3-2
第 114 条	○	学則第 46 条に「教職員」として定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 31 条に「編入学」を定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 31 条に「編入学」を定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	「学則」にそれぞれ必要事項を定めている。	3-1

神戸医療未来大学

			3-2
第 24 条	○	指導要録の対象外のため作成していない。学籍や成績等は「学籍簿」「成績原簿」として管理しており、当該資料は永年保続している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 42 条に「懲戒」を定めている。	4-1
第 28 条	○	学校法人都築学園文書取扱規程を定め、運用している。	3-2
第 143 条	○	神戸医療未来大学代議員会規程を定めている。	4-1
第 146 条		学校教育法第 88 条に規定する修業年限の通算は行っていない。	3-1
第 147 条		早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 148 条		該当なし	3-1
第 149 条		早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 150 条	○	学則第 26 条に「入学資格」を定めている。	2-1
第 151 条		飛び入学の特例は設けていない。	2-1
第 152 条		飛び入学の特例は設けていない。	2-1
第 153 条		飛び入学の特例は設けていない。	2-1
第 154 条		飛び入学の特例は設けていない。	2-1
第 161 条	○	学則第 31 条に「編入学」を定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第 26 条に「入学資格」を定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 7 条に「学年」、同第 8 条に「学期」、同第 25 条に「入学の時期」、同第 43 条に「卒業要件」を定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生細則第 13 条に「単位認定証明書」を交付することを定めている。	3-1
第 164 条		履修証明が交付される特別の課程を開設していない。	3-1
第 165 条の 2	○	学科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「自己点検・質保証委員会」を組織し、自己点検・評価を実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	情報の公表については、大学ホームページで行っている。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 43 条に学位の授与について定めている。	3-1

神戸医療未来大学

第 178 条	○	学則第 31 条に「編入学」を定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 31 条に「編入学」を定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を遵守するとともに、質の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 4 条に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学試験委員会規程及び入学者選抜委員会規程を定め、それぞれ適切な体制を整えている。	2-1
第 3 条	○	学則第 4 条に「学部・学科」、「人材養成の目的」を定めている。	1-2
第 4 条	○	学則第 4 条に「学部・学科」を定めている。	1-2
第 5 条		学科以外の課程は設置していない。	1-2
第 6 条		学部以外の基本組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織については、大学設置基準に適合するよう編成している。また、学則第 46 条、大学組織規程、事務組織内規に則り、適切な教育研究実施組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要科目は可能な限り専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条		授業を担当しない専任教員は置いていない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員数は基準を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	「ファカルティ・ディベロップメント委員会 (FD 委員会)」、「スタッフ・ディベロップメント委員会 (SD 委員会)」をそれぞれ組織し、研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長選考規程を定め、選考している。	4-1
第 13 条	○	教育職員資格審査規程第 11 条に定めている。	3-2

神戸医療未来大学

			4-2
第 14 条	○	教育職員資格審査規程第 12 条に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教育職員資格審査規程第 13 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	教育職員資格審査規程第 14 条に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	教育職員資格審査規程第 15 条に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程は、「ディプロマ・ポリシー」及び「カリキュラム・ポリシー」に基づき、体系的に編成している。	3-2
第 19 条の 2		連携開設科目は開設していない。	3-2
第 20 条	○	「必修科目」と「選択科目」を定めて、学則別表 1 に示している。	3-2
第 21 条	○	学則第 11 条及び学則別表 1 に定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 12 条に定めている。	3-2
第 23 条	○	授業は 15 週に渡って実施されている。	3-2
第 24 条	○	授業の内容や形態により、適切にクラス人数を設定している。	2-5
第 25 条	○	授業の形態は、講義、演習、実験、実習として実施している。必要に応じ、遠隔形式で授業を開講している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学生に対してシラバスを公開し、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画、評価方法を明示している。	3-1
第 26 条		昼夜開講制は実施していない。	3-2
第 27 条	○	学則第 15 条に「単位の認定」について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 13 条に「履修単位数の上限」を定めている。	3-2
第 27 条の 3		連携開設科目は開設していない。	3-1
第 28 条	○	学則第 21 条に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 22 条に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 23 条に定めている。	3-1
第 30 条の 2		「長期にわたる教育課程の履修」制度を設けていない。	3-2
第 31 条	○	学則第 49 条に「科目等履修生」について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 43 条に卒業要件を定めている。	3-1
第 33 条		該当なし	3-1
第 34 条	○	学生が交流・休息できる空地进行を十分に有している。	2-5
第 35 条	○	運動場、体育館、スポーツ施設、学生寮、課外活動施設、その他の厚生補導施設を整備している。	2-5

神戸医療未来大学

第 36 条	○	十分な教室、研究室、図書館（図書・情報センター）、 医務室、事務室等を整備している。	2-5
第 37 条	○	十分な校地を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	十分な校舎を整備している。	2-5
第 38 条	○	図書・情報センターに教育研究上必要な資料を整備し ている。	2-5
第 39 条	○	体育館を整備している。	2-5
第 39 条の 2		該当なし	2-5
第 40 条	○	学部・学科に必要な機械・器具を整備している。	2-5
第 40 条の 2	○	2 校地それぞれに必要な施設・設備を整備している。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環 境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	教育の目的にふさわしい大学名称・学科名称を定めて いる。	1-1
第 41 条		該当なし	3-2
第 42 条		該当なし	1-2
第 42 条の 2		該当なし	2-1
第 42 条の 3		該当なし	4-2
第 42 条の 4		該当なし	3-2
第 42 条の 5		該当なし	4-1
第 42 条の 6		該当なし	3-2
第 42 条の 7		該当なし	2-5
第 42 条の 8		該当なし	3-1
第 42 条の 9		該当なし	3-1
第 42 条の 10		該当なし	2-5
第 43 条		該当なし	3-2
第 44 条		該当なし	3-1
第 45 条		該当なし	3-1
第 46 条		該当なし	3-2 4-2
第 47 条		該当なし	2-5
第 48 条		該当なし	2-5
第 49 条		該当なし	2-5
第 49 条の 2		該当なし	3-2
第 49 条の 3		該当なし	4-2
第 49 条の 4		該当なし	4-2
第 58 条		該当なし	1-2
第 59 条		該当なし	2-5

神戸医療未来大学

第 61 条		該当なし	2-5 3-2 4-2
--------	--	------	-------------------

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則第 43 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 43 条に学位名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2		該当なし	3-1
第 13 条	○	「履修規程」を定め、シラバスを示すことにより適切に運用している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	学校法人として関係法令を遵守し、その責務を果たすよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人として、理事、監事、評議員、職員、関係者に特別な利益供与を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 37 条の 2 に定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条に「役員の数」、同第 7 条に「学園総長（理事長）の選任」を定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 17 条に「業務の決定の委任」として定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人に理事 6 名による理事会を置き、学校法人の業務を決し、理事の職務を監督している。また、理事会は令和 5（2023）年度中に 8 回開催し、全て理事の過半数以上が出席するとともに出席した理事の過半数以上で議事を決している。 特別の利害関係のある理事は、議決に参加していない。	5-2
第 37 条	○	理事長は法人業務を総理するとともに各理事がその業務を補佐している。監事は理事会、評議員会に常に出席しており、今後もその状態を継続していく。 監事監査については、教学を含めた法人の業務の監査、	5-2 5-3

神戸医療未来大学

		会計監査及び理事の業務執行状況の監査等を実施し、会計年度ごとに「監査報告書」を作成し、理事会及び評議員会で報告している。	
第 38 条	○	役員は、寄附行為に基づいて選任している。 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていない。	5-2
第 39 条	○	監事は、理事、評議員又は学校法人の職員を兼ねていない。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条に「役員の補充」として定めている。	5-2
第 41 条	○	評議員会は、理事の 2 倍を超える 17 名を持って構成している。 令和 5 (2023) 年度は、評議員会を 7 回開催し、寄附行為に定められている諮問事項について審議し、意見を述べている。 特別の利害関係のある評議員は、議決に参加していない。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条に「諮問事項」として定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条に「評議員会の意見具申等」で定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条に「評議員の選任」で定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任は私立学校法に則っている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は私立学校法に則っている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任は私立学校法に則っている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定を準用し適切に対応している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 45 条に「寄附行為の変更」として定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	会計年度毎に予算及び事業計画を作成するとともに、令和 4 (2022) 年を初年度とする「中期計画 (経営改善計画)」を作成している。 PDCA サイクルに基づく自己点検・評価から見出された改善項目は運営委員会に上申され、大学運営へ反映されている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 36 条に「決算及び実績の報告」を定めている。	5-3
第 47 条	○	学校法人は、会計年度終了後二月以内に「財産目録」、	5-1

神戸医療未来大学

		「貸借対照表」、「収支計算書」、「事業報告書」及び「役員等名簿」を作成し、事務所に備え閲覧に供している。	
第 48 条	○	学校法人都築学園役員報酬規程に基づき、報酬を支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 41 条に「会計年度」として定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 38 条に「情報の公表」として定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）（該当なし）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）（該当なし）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準（該当なし）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2

神戸医療未来大学

第7条の2			1-2 3-2 4-2
第7条の3			1-2 3-2 4-2
第8条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条			3-2 4-2
第9条の3			3-2 3-3 4-2 4-3
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1
第19条			2-5
第20条			2-5
第21条			2-5
第22条			2-5
第22条の2			2-5
第22条の3			2-5

神戸医療未来大学

			4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2

神戸医療未来大学

第5条の2			3-2 3-3 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1

神戸医療未来大学

第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）（該当なし）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準（該当なし）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2

第 13 条		6-2 6-3
--------	--	------------

「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「」「」で記載し、該当しない場合は「」で記載すること。

「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

．エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F・ 1】	理事長名、学長名等	
【表 F・ 2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F・ 3】	外部評価の実施概要	
【表 2・ 1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2・ 2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2・ 3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2・ 4】	就職相談室等の状況	
【表 2・ 5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2・ 6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2・ 7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2・ 8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2・ 9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2・ 10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2・ 11】	図書館の開館状況	
【表 2・ 12】	情報センター等の状況	
【表 3・ 1】	授業科目の概要	
【表 3・ 2】	成績評価基準	
【表 3・ 3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3・ 4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4・ 1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4・ 2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5・ 1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5・ 2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5・ 3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5・ 4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5・ 5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人都築学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	CAMPUS GUIDE 25'	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	神戸医療未来大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2024（HANDBOOK FOR STUDENTS）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人都築学園令和 5（2023）年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人都築学園令和 5（2023）年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ・キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人都築学園規程一覧・神戸医療未来大学規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人都築学園役員等名簿・令和 5 年度理事会開催状況、令和 5 年度・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修の手引き 2024、シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	神戸医療未来大学 三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	前回（平成 29（2017）年受審）の機関別認証評価受審以降該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	令和 2 年度 認証評価結果に対する改善報告書（その 1～その 3）	

神戸医療未来大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	神戸医療未来大学学則第 1 条	資料 F-3 に同じ
【資料 1-1-2】	学生便覧表紙裏ページ	資料 F-5 に同じ
【資料 1-1-3】	神戸医療未来大学学則第 4 条	資料 F-3 に同じ
【資料 1-1-4】	神戸医療未来大学大学案内 (CAMPUS GUIDE 25')	資料 F-2 に同じ
【資料 1-1-5】	大学ホームページ内「建学の精神・沿革」掲載画面 (https://www.kinwu.ac.jp/about/spirit/)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	神戸医療未来大学学則第 1 条	資料 F-3 に同じ
【資料 1-2-2】	神戸医療未来大学学則第 4 条	資料 F-3 に同じ
【資料 1-2-3】	学生便覧表紙裏ページ	資料 F-5 に同じ
【資料 1-2-4】	大学ホームページ内「大学の目的・教育研究の目的」(大学ホームページ内「情報公開」に掲載) (https://www.kinwu.ac.jp/_wp/wp-content/themes/kobeiryomirai/assets/files/info/goal.pdf)	
【資料 1-2-5】	大学ホームページ内「建学の精神・沿革」掲載画面 (https://www.kinwu.ac.jp/about/spirit/)	資料 1-1-5 に同じ
【資料 1-2-6】	「建学の精神」掲示例 (姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパス)	
【資料 1-2-7】	学校法人都築学園中期計画 (経営改善計画) (令和 4 年度～8 年度)	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学生便覧 1 ページ (アドミッション・ポリシー)	資料 F-5 に同じ
【資料 2-1-2】	2024 年度学生募集要項	資料 F-4 に同じ
【資料 2-1-3】	大学ホームページ内「情報公開」掲載画面 (https://www.kinwu.ac.jp/about/information/)	
【資料 2-1-4】	令和 5 (2023) 年度高校訪問・日本語学校訪問実施状況	
【資料 2-1-5】	令和 5 (2023) 年度進学相談会参加状況	
【資料 2-1-6】	令和 5 (2023) 年度オープンキャンパス実施状況	
【資料 2-1-7】	令和 5 (2023) 年度出前授業	
【資料 2-1-8】	高大連携締結校一覧 (令和 6 (2024) 年 5 月現在)	

神戸医療未来大学

2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	担任業務マニュアル	
【資料 2-2-2】	退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	共通基礎データ表 2-3 参照
【資料 2-2-3】	令和 6（2024）年度入学前課題	
【資料 2-2-4】	令和 5（2023）年度オリエンテーション日程（姫路キャンパス）	
【資料 2-2-5】	履修の手引き 2024	資料 F-12 に同じ
【資料 2-2-6】	令和 5（2023）年度オリエンテーション日程（大阪天王寺キャンパス）	
【資料 2-2-7】	成績郵送時の通知（令和 5（2023）年度後期）	
【資料 2-2-8】	教育懇談会実施状況（過去 3 年間）	
【資料 2-2-9】	神戸医療未来大学における障害学生支援規程	
【資料 2-2-10】	支援相談申込書（様式 1）・面談記録表（様式 2）・支援計画書（様式 3）	
【資料 2-2-11】	2024 年度学生募集要項	資料 F-4 に同じ
【資料 2-2-12】	令和 5（2023）年度スチューデント・アシスタント採用授業一覧	
【資料 2-2-13】	スチューデント・アシスタントに関する内規	
【資料 2-2-14】	令和 6（2024）年度前期オフィスアワー一覧（姫路キャンパス・大阪天王寺キャンパス）	
【資料 2-2-15】	令和 5（2023）年度国家試験対策スケジュール	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職支援年間計画	
【資料 2-3-2】	「キャリアデザイン」 「キャリアデザイン」シラバス	
【資料 2-3-3】	キャリアサポートガイドブック（CAREER SUPPORT GUIDE BOOK 2025）	
【資料 2-3-4】	令和 5（2023）年度就職セミナー開催状況	
【資料 2-3-5】	令和 5（2023）年度資格講座開催状況	
【資料 2-3-6】	資格取得奨励費支給制度案内	
【資料 2-3-7】	令和 5（2023）年度企業面談実施状況	
【資料 2-3-8】	令和 5（2023）年度企業情報交換会参加状況	
【資料 2-3-9】	令和 5（2023）年度部活動対象説明会開催状況	
【資料 2-3-10】	令和 5（2023）年度インターンシップ参加状況	
【資料 2-3-11】	JS コーポレーション「JS 就活アプリ」説明	
【資料 2-3-12】	令和 5（2023）年度学内合同企業説明会参加状況	
【資料 2-3-13】	教学ポータルサイト（AAA）求人情報閲覧画面	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	2024 留学生ハンドブック	

神戸医療未来大学

【資料 2-4-2】	令和 5（2023）年度オリエンテーション日程（姫路キャンパス）	資料 2-2-4 に同じ
【資料 2-4-3】	学生相談室利用状況（過去 3 年間）	
【資料 2-4-4】	「Cafe de conseil」開催案内	
【資料 2-4-5】	令和 5（2023）年度オリエンテーション日程（大阪天王寺キャンパス）	資料 2-2-6 に同じ
【資料 2-4-6】	奨学金利用状況（過去 3 年間）	
【資料 2-4-7】	課外活動団体一覧（令和 6 年 4 月現在）	
2-5．学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学生便覧 68 ページ（神戸医療未来大学 所在地略図）	資料 F-5 に同じ
【資料 2-5-2】	学生便覧 69~90 ページ（校舎案内図）	資料 F-5 に同じ
【資料 2-5-3】	姫路キャンパス学生寮のご案内（パンフレット）	
【資料 2-5-4】	神戸医療未来大学学生寮規程	
【資料 2-5-5】	神戸医療未来大学図書・情報センター利用細則	
【資料 2-5-6】	授業当たりの学生数（講義・演習・実習別）	
2-6．学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 5（2023）年度学生生活満足度アンケート結果	

基準 3．教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1．単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学生便覧 2~3 ページ（ディプロマ・ポリシー）	資料 F-5 に同じ
【資料 3-1-2】	神戸医療未来大学学則第 15 条	資料 F-3 に同じ
【資料 3-1-3】	学生便覧 28 ページ（試験の種類）	資料 F-5 に同じ
【資料 3-1-4】	教務部からの連絡事項	
【資料 3-1-5】	学生便覧 28~29 ページ（GPA）	資料 F-5 に同じ
【資料 3-1-6】	神戸医療未来大学学則第 13 条	資料 F-3 に同じ
【資料 3-1-7】	神戸医療未来大学学則第 16 条・第 17 条・第 18 条	資料 F-3 に同じ
【資料 3-1-8】	学生便覧 29 ページ（卒業研究 ・卒業研究 ）	資料 F-5 に同じ
【資料 3-1-9】	神戸医療未来大学学則第 20 条・第 21 条・第 22 条・23 条	資料 F-3 に同じ
【資料 3-1-10】	学生便覧 31 ページ・33 ページ・36 ページ	資料 F-5 に同じ
3-2．教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学生便覧 1~2 ページ（カリキュラム・ポリシー）	資料 F-5 に同じ
【資料 3-2-2】	カリキュラムツリー（2024 年入学生用）	
【資料 3-2-3】	学生便覧 18~23 ページ（教育課程）	資料 F-5 に同じ
【資料 3-2-4】	シラバス画面例	

神戸医療未来大学

【資料 3-2-5】	令和 6 年度シラバス作成マニュアル	
【資料 3-2-6】	令和 5 (2023) 年度前期授業改善アンケート集計結果	
【資料 3-2-7】	令和 5 (2023) 年度前期授業参観による授業評価	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学生便覧 24~29 ページ (履修について)	資料 F-5 に同じ
【資料 3-3-2】	シラバス検索画面	
【資料 3-3-3】	学生便覧 30~47 ページ (資格取得のための履修方法)	資料 F-5 に同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	神戸医療未来大学教授会規程	
【資料 4-1-2】	神戸医療未来大学学則第 46 条	資料 F-3 に同じ
【資料 4-1-3】	神戸医療未来大学学則第 47 条	資料 F-3 に同じ
【資料 4-1-4】	神戸医療未来大学大学組織規程	
【資料 4-1-5】	神戸医療未来大学事務組織内規	
【資料 4-1-6】	神戸医療未来大学事務分掌内規	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	国家試験受験資格指定科目との対応表	
【資料 4-2-2】	神戸医療未来大学教育職員資格審査規程	
【資料 4-2-3】	令和 5 (2023) 年度前期 FD 研修会 (ChatGPT)	
【資料 4-2-4】	令和 5 (2023) 年度後期 FD 研修会 (危機管理学習)	
【資料 4-2-5】	令和 5 (2023) 年度前期授業参観報告書	
【資料 4-2-6】	令和 5 (2023) 年度後期授業参観報告書	
【資料 4-2-7】	令和 5 (2023) 年度前期授業改善アンケート集計結果	資料 3-2-6 に同じ
【資料 4-2-8】	令和 5 (2023) 年度後期授業改善アンケート集計結果	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	令和 5 (2023) 年度 SD 研修会実績	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	「神戸医療未来大学紀要」第 24 巻第 1 号目次	
【資料 4-4-2】	神戸医療未来大学 大学における研究者等の行動規範	
【資料 4-4-3】	令和 5 (2023) 年度教職員連絡会次第	
【資料 4-4-4】	神戸医療未来大学倫理審査委員会規定	
【資料 4-4-5】	神戸医療未来大学科学研究費助成事業等取扱規程	
【資料 4-4-6】	神戸医療未来大学科学研究費助成事業等の不正防止計画	
【資料 4-4-7】	神戸医療未来大学研究費規程	
【資料 4-4-8】	神戸医療未来大学研究旅費規程	

神戸医療未来大学

【資料 4-4-9】	神戸医療未来大学科学研究費助成事業(補助金及び基金) 間接経費取扱要領	
------------	----------------------------------------	--

基準 5 . 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1 . 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人都築学園寄附行為	資料 F-1 に同じ
【資料 5-1-2】	学校法人都築学園監事監査規程	
【資料 5-1-3】	学校法人都築学園情報公開規程	
【資料 5-1-4】	令和 5 (2023) 年度計算書類	資料 F-11 に同じ
【資料 5-1-5】	令和 5 (2023) 年度学校法人都築学園事業報告書	資料 F-7 に同じ
【資料 5-1-6】	学校法人都築学園役員等名簿・理事会開催状況	資料 F-10 に同じ
【資料 5-1-7】	学校法人都築学園役員の報酬等に関する規程	
【資料 5-1-8】	大学ホームページ内「情報公開」掲載画面 (https://www.kinwu.ac.jp/about/information/)	資料 2-1-3 に同じ
【資料 5-1-9】	学校法人都築学園中期計画(経営改善計画)(令和 4 年度 ~ 8 年度)	資料 1-2-7 に同じ
【資料 5-1-10】	学校法人都築学園個人情報保護規程	
【資料 5-1-11】	学校法人都築学園ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-12】	学校法人都築学園障害を理由とする差別の解消の推進に 関する規程	
【資料 5-1-13】	神戸医療未来大学倫理審査委員会規定	資料 4-4-4 に同じ
【資料 5-1-14】	学校法人都築学園危機管理規程	
【資料 5-1-15】	消防訓練実施届出・通報書	
【資料 5-1-16】	学校法人都築学園安全衛生管理規程	
【資料 5-1-17】	学校法人都築学園ストレスチェック規程	
【資料 5-1-18】	学内 AED 設置場所	
5-2 . 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人都築学園寄附行為	資料 F-1 に同じ
5-3 . 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人都築学園運営委員会規程	
【資料 5-3-2】	学校法人都築学園事務組織規程	
【資料 5-3-3】	学校法人都築学園内部監査実施規程	
【資料 5-3-4】	学校法人都築学園寄附行為	資料 F-1 に同じ
5-4 . 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人都築学園中期計画(経営改善計画)(令和 4 年度 ~ 8 年度)	資料 1-2-7 に同じ

神戸医療未来大学

【資料 5-4-2】	決算等の計算書類(過去 5 年間)及び監事監査報告書(過去 5 年間)	資料 F-11 に同じ
【資料 5-4-3】	学校法人都築学園寄附行為 第 6 章第 31 条	資料 F-1 に同じ
【資料 5-4-4】	学校法人都築学園経理規程 第 6 章第 53 条	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人都築学園経理規程	資料 5-4-4 に同じ
【資料 5-5-2】	学校法人都築学園予算実施要領	
【資料 5-5-3】	決算等の計算書類(過去 5 年間)及び監事監査報告書(過去 5 年間)	資料 F-11 に同じ
【資料 5-5-4】	学校法人都築学園監事監査規程	資料 5-1-2 に同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	神戸医療未来大学学則第 3 条	資料 F-3 に同じ
【資料 6-1-2】	神戸医療未来大学自己点検評価・質保証委員会規程	
【資料 6-1-3】	令和 5 (2023) 年度学校法人都築学園事業計画書	資料 F-6 に同じ
【資料 6-1-4】	令和 5 (2023) 年度学校法人都築学園事業報告書	資料 F-7 に同じ
【資料 6-1-5】	学校法人都築学園中期計画(経営改善計画)(令和 4 年度～8 年度)	資料 1-2-7 に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	大学ホームページ内「令和 5 年度自己点検評価書」掲載画面 (https://www.kinwu.ac.jp/Information-disclosure/)	
【資料 6-2-2】	令和 5 (2023) 年度第 6 回自己点検・質保証委員会議事録	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	大学ホームページ内「認証評価」掲載画面 (https://www.kinwu.ac.jp/certification-evaluation/)	

基準 A. 地域や社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携の取り組み		
【資料 A-1-1】	包括連携協定書(福崎町・本学)	
【資料 A-1-2】	産学官連携協定書(福崎町・寺尾製粉所・本学)	
【資料 A-1-3】	「もち麦ラテ」に関する資料	

神戸医療未来大学

【資料 A-1-4】	令和 5 (2023) 年度老人大学健康科学部スケジュール	
【資料 A-1-5】	令和 6 (2024) 年度老人大学健康科学部スケジュール	
【資料 A-1-6】	令和 5 (2023) 年度学童運動教室・親子運動教室スケジュール	
【資料 A-1-7】	令和 6 (2024) 年度学童運動教室・親子運動教室スケジュール	
【資料 A-1-8】	令和 5 (2023) 年度オレンジカフェ開催状況	
【資料 A-1-9】	「未来社会論」シラバス	
【資料 A-1-10】	令和 5 (2023) 年度各種委員への就任状況	
【資料 A-1-11】	令和 5 (2023) 年度神戸医療未来大学公開講座スケジュール	
【資料 A-1-12】	令和 5 (2023) 年度神戸医療未来大学異文化交流会	
A-2 . 高大連携の取り組み		
【資料 A-2-1】	高大連携に関する協定書書式	
【資料 A-2-2】	高大連携締結校一覧 (令和 6 (2024) 年 5 月現在)	資料 2-1-8 に同じ

必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。